

2013年

えひめ生活白書



一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

2013年えひめ生活白書

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

目 次

経済・社会の状況

1	2012年愛媛の社会・経済の動き	1
2	愛媛の経済の現況と見通し	5
3	国勢調査でみる愛媛の労働力の状況	7
4	愛媛の中小企業の経営と雇用	9

賃金をめぐる問題

5	春季生活闘争と格差是正の取り組み	11
6	毎月勤労統計でみる愛媛の賃金	13
7	時間賃金と賃金格差	15
8	企業規模間賃金格差の実態	17
9	大きい男女間の賃金格差	19
10	パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）	21
11	地域最低賃金の引き上げについて	23
12	賃金決定機構と愛媛の賃金構造	25
13	連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動	27

雇用の状況

14	県内の雇用情勢	31
15	失業・雇用情勢と「非正規労働者」	33
16	組織率の低下と組織化の課題	35

労働時間をめぐる問題

17	愛媛の労働時間の動向	37
18	労働時間の産業・規模間格差の是正を	39
19	サービス残業の実態について	41

高齡者の状況	
20 進む愛媛の高齡化	43
21 要介護（要支援）認定者数の状況	45
生活環境と生活問題	
22 松山市の消費者物価指数	47
23 子どもの教育費	48
24 愛媛の勤労者の景況感とくらし（第3回 愛媛勤労者定期観測調査）.....	49
25 これからの日本の将来像をさぐる	53
図表一覧	57

I 経済・社会の状況

1 2012年愛媛の社会・経済の動き

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p>1月</p> <p>1.11 政治団体「愛媛維新の会」設立。</p> <p>1.13 四国電力、伊方原発 2号機定期検査開始。伊方原発 3基全停止。</p> <p>1.16 「ホテル奥道後」運営の奥道後国際観光、松山地裁に民事再生法の適用を申請。</p> <p>1.27 新居浜市の第三セクター「悠楽技」、施設近く山中への不法投棄が判明。</p> <p>1.31 「アクロス重信」、閉館。</p>	<p>1月</p> <p>1. 5 沖縄県、防衛省提出の米軍普天間飛行場の辺野古移設手続きにかかる環境影響評価書4部を正式受理。</p> <p>1. 9 国際サッカー連盟、2011年女子世界最優秀選手に穂希選手を選出。</p> <p>1.10 警察庁、2011年の全国の自殺者数(速報値)が3万513人と発表。</p> <p>1.13 野田改造内閣が正式発足。</p> <p>1.24 第180回通常国会スタート。</p> <p>1.27 政府、東日本大震災関連10組織で会議議事録が未作成だったことを発表。</p> <p>1.31 福島県川内村の遠藤雄幸村長、「帰村宣言」。</p>
<p>2月</p> <p>2. 5 第50回愛媛マラソン開催。過去最多の7352人が参加。</p> <p>2.15 県、2012年度当初予算案を発表。一般会計5974億9千万円で、前年度同期比89億円減。</p> <p>2.15 松山赤十字病院、病院施設の移転改築について現在地での建て替え方針を表明。</p> <p>2.16 県、伊方原発の重大事故を想定した初の広域避難訓練、原発から30キロ圏内を中心に実施。</p> <p>2.17 本州四国連絡道路の通行料金などをめぐる調整会議、2014年度から一般高速道路と同水準の全国共通料金を導入することで合意。</p>	<p>2月</p> <p>2. 1 原子力安全・保安院、福島第一原発事故で放出された放射性物質の量を48万テラ・ベクレルとする試算結果を公表。</p> <p>2. 8 原子力安全・保安院、大飯原発3号機のストレステスト1次評価結果を「妥当」とする判断。3月23日、内閣府原子力安全委員会が審査書を了承。</p> <p>2.10 東日本大震災復興施策を統括する復興庁、発足。</p> <p>2.27 エルピーダメモリ、東京地裁に会社更生法の適用を申請。負債総額は製造業では過去最大。</p> <p>2.29 国家公務員給与削減特例法、参院本会議で可決、成立。</p>
<p>3月</p> <p>3.10 四国横断自動車道西予宇和(IC) 宇和島北(IC)の暫定2車線16.3キロ、開通。</p> <p>3.11 「坂村真民記念館」、砥部町にオープン。</p> <p>3.17 国道33号の自動車専用道路・三坂道路(7.6キロ)、開通。</p> <p>3.26 原子力安全・保安院、伊方原発3号機のストレステスト1次評価結果を「妥当」とし、内閣府原子力安全委員会に提出。</p> <p>3.31 内閣府有識者検討会、南海トラフ震源の巨大地震が発生した場合、県内津波高は愛南町17.3メートルなど、南予の宇和海側で従来想定最大3.7倍となることを発表。</p>	<p>3月</p> <p>3. 7 双葉町の被災者など、東電へ初となる集団賠償請求。</p> <p>3.27 シャープ、台湾・鴻海精密工業と資本・業務提携することで合意したと発表。これにより鴻海グループは筆頭株主に。</p> <p>3.28 改正労働者派遣法が参院本会議で可決、成立。</p> <p>3.30 田中防衛相、北朝鮮が「人工衛星」と称して発射予告するミサイルについて、自衛隊に「破壊措置命令」を発令。</p> <p>3.30 福島復興再生特別措置法や、改正児童手当法、参院本会議で可決、成立。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p>4 月</p> <p>4.15 任期満了に伴う四国中央市長選挙、告示。現職の井原巧氏が無投票 3選</p> <p>4.15 任期満了に伴う西予市長選挙と市議会議員選挙、告示。市長選は現職の三好幹二氏が無投票 3選。</p> <p>4.22 「えひめ南予いやし博 2012」、開幕。</p> <p>4.23 四国電力、伊方原発全基停止した場合の今夏の電力需給見通し、猛暑なら 2011年夏程度の節電で最大 1.0%(ピーク時)電力不足の試算発表。</p> <p>4.25 新居浜市第三セクター「悠楽技」、経営難を理由に解散する方針を決定。</p>	<p>4 月</p> <p>4. 5 日本雪氷学会、富山県立山連峰の氷の塊三つを国内初の氷河に認定。</p> <p>4.11 北朝鮮最高指導者の金正恩氏、朝鮮労働党代表者会で、新設した党第 1書記に就任。</p> <p>4.13 北朝鮮、「人工衛星」と称した弾道ミサイルを発射。</p> <p>4.16 石原東京都知事、尖閣諸島を都が所有者から買い取る意向表明。</p> <p>4.26 東京地裁、陸山会事件で強制起訴された小沢一郎民主党元代表に対し無罪判決。5月9日、指定弁護士は控訴。</p> <p>4.27 改正郵政民営化法、参院本会議で可決、成立。</p> <p>4.29 関越自動車道藤岡 JCT 付近で、ツアーバスが道路左側の防音壁に衝突、多くの死傷者を出す事故。</p>
<p>5 月</p> <p>5. 1 松山市、今夏の節電対策として、昨年より2週間早くクールビズを開始。</p> <p>5.12 瀬戸内しまなみ海道など愛媛、広島両県を自転車で巡る「台日交流サイクリングツアー」開催。</p> <p>5.18 四国電力、政府節電目標を受け 2010年夏比 7%の節電を企業や家庭に要請する決定。</p> <p>5.28 新居浜市佐々木龍市長、今期限りの引退発表。</p> <p>5.30 ハリソン東芝ライティング(今治市)、東芝グループで施設・住宅用照明機器製造の東芝ライテック(横須賀市)と 10月 1日付で合併すると発表。</p>	<p>5 月</p> <p>5. 5 国内全原発が停止。</p> <p>5. 7 ロシア第 4代大統領にウラジーミル・プーチン氏が就任。</p> <p>5.17 東芝、国内での薄型テレビ生産からの撤退発表。</p> <p>5.18 政府、夏の全国電力需給対策について、10年夏ピーク時より最大 19%減とする節電目標を発表。</p> <p>5.21 金環日食、九州南部～東北部の太平洋側で観測。</p> <p>5.22 東京スカイツリー開業。</p>
<p>6 月</p> <p>6.10 市民団体「伊方原発をとめる会」、伊方原発再稼働反対デモを開催、約 1300人が参加。</p> <p>6.12 住民投票条例制定の直接請求手続きを進める「新居浜市総合文化施設の住民投票を実現する会」、1カ月間の署名収集を終え、9千人超の署名が集まったと発表。</p> <p>6.15 伊予市中村佑市長、同市上三谷に JR 予讃線の新駅を整備する考えを表明。</p> <p>6.18 中村時広知事、条件が整えば伊方原発 3号機の再稼働は必要との考えを表明。20日、伊方町山下和彦町長も同様の考えを表明。</p> <p>6.19 東温市、県に、震災がれきの受け入れの独自基準となる「災害廃棄物の広域処理に関する指針」の策定を要望したことを表明。</p> <p>6.25 JR 予讃線松山発伊予長浜行き回送列車、線路上に崩落した土砂に乗り上げ脱線。</p>	<p>6 月</p> <p>6. 3 警視庁、オウム事件で特別指名手配をかけられていた菊地直子容疑者を逮捕。6月 15日、高橋克也容疑者を逮捕。</p> <p>6. 4 野田再改造内閣が発足。</p> <p>6. 8 名古屋大などの国際研究チーム、素粒子ニュートリノが超光速との実験結果を「実験ミス」として撤回。</p> <p>6.12 シリア アサド大統領、国内は内戦状態にあることを表明。</p> <p>6.16 政府、大飯原発の再稼働を決定。</p> <p>6.19 警視庁、A I J 投資顧問社長らを詐欺容疑で逮捕。</p> <p>6.20 原子力規制委員会設置法、参院本会議で可決、成立。</p> <p>6.29 東大などの研究グループ、レアアースを豊富に含む泥の鉱床を小笠原諸島・南鳥島近くの海底で見つかる。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p>7月</p> <p>7. 2 友近聡朗参院議員、民主党からの離党表明。</p> <p>7. 4 西予市森林組合、常用作業員全員を解雇する方針であることが判明。11日、方針転換し新たな雇用条件に同意する作業員を継続雇用する意向表明。</p> <p>7.17 四国建設弘済会、四国で過去に起きた災害記録をネット上で情報提供する「四国災害アーカイブス」の部分運用開始を発表。</p> <p>7.21 プロ野球オールスターゲーム 2012第 2戦、坊っちゃんスタジアムで開催。</p> <p>7.24 中村時広知事、政治塾設立を正式表明。</p> <p>7.27 新居浜市議会、「市総合文化施設の住民投票を実現する会」が直接請求した住民投票条例案と、自民クラブが提出した条例修正案を審議、両案とも反対多数で否決。</p> <p>7.30 ロンドン五輪、柔道男子 73キロ級の中矢力選手 = 新田高出 = が銀メダルを獲得。</p>	<p>7月</p> <p>7. 1 関西電力、停止していた大飯原子力発電所 3号機を起動。18日、4号機起動。</p> <p>7. 4 欧州合同原子核研究機関、「ヒッグス粒子とみられる新粒子を発見」と発表。</p> <p>7.11 「国民の生活が第一」結党。</p> <p>7.11 滋賀県警、大津市で 2011年 10月に発生した中学 2年男子生徒のいじめ自殺問題で、市教委と中学校を強制捜査。</p> <p>7.23 米軍、新型輸送機オスプレイ 12機を米軍岩国基地に搬入。</p> <p>7.27 第 30回夏季五輪ロンドン大会開会。</p>
<p>8月</p> <p>8. 3 八幡浜、大洲、西予の 3市長、四電に原子力安全協定の締結を要請。</p> <p>8.18 第 15回俳句甲子園全国大会が開幕。松山東 A が 11年ぶり 2回目の優勝。</p> <p>8.26 任期満了に伴う久万高原町長選挙の投票、現職の高野宗城氏が再選。</p> <p>8.28 八幡浜市、伊方原発安全確保に関する覚書を県、四電との 3者間で締結することを表明。</p> <p>8.31 県、宇和海沿岸で過去最悪となった赤潮養殖被害で終息宣言。</p>	<p>8月</p> <p>8.10 社会保障・税一体改革関連法、可決、成立。消費税率は、2014年 4月に 8%、2015年 10月には 10%に。</p> <p>8.10 韓国李明博大統領、島根県・竹島に韓国大統領として初上陸。21日、日本政府は竹島の領有権問題を国際司法裁判所に共同付託する提案書を韓国政府に提出。</p> <p>8.29 「大阪都」構想実現の前提となる大都市地域特別区設置法など、15法律が参院で可決、成立。</p> <p>8.29 野田首相の問責決議、参院で自民党など野党の賛成多数で可決。</p>
<p>9月</p> <p>9. 5 伊方原発半径 20キロ圏の八幡浜、大洲、西予の 3市と県、伊方原発の安全確保に関する覚書を四電と締結。</p> <p>9.11 桜内文城参院議員、みんなの党に離党届を提出し、新党「日本維新の会」への参加を表明。</p> <p>9.14 日露戦争で収容所が置かれた松山を舞台の坊ちゃん劇場「誓いのコイン」、モスクワ国立マールイ劇場で公演。</p> <p>9.15 東温市惣河内神社で樹齢数百年の神木 2本が立ち枯れ。松山南署、器物損壊容疑で捜査開始。</p> <p>9.27 伊予銀行等、過剰債務を抱えている中小企業の再建を目指す「せとうち再生支援ファンド」の設立することを発表。</p>	<p>9月</p> <p>9.11 政府、尖閣諸島の魚釣島など 3島について国有化。</p> <p>9.14 政府、エネルギー・環境会議で「30年代に原発稼働ゼロ戦略」を決定。19日、政府は同戦略の閣議決定を事実上見送り。</p> <p>9.14 中国国家海洋局所属の監視船 6隻、尖閣諸島周辺の領海に侵入。</p> <p>9.15 日本政府尖閣諸島国有化に抗議する中国デモが 40都市以上で発生。日系の工場、商業施設が破壊されるなど暴徒化。</p> <p>9.19 政府の新たな原子力規制組織「原子力規制委員会」発足。</p> <p>9.19 日本航空、東証 1部に再上場。</p> <p>9.24 東京地検、オウム真理教元信者の高橋克也被告を逮捕監禁致死などの罪で東京地裁に追起訴。教団を巡る事件の捜査が終結。</p> <p>9.28 新党「日本維新の会」発足。</p>

愛 媛 県 内	国 内 ・ 国 際
<p>10月</p> <p>10. 4 世界記念物基金、「モダニズム賞」に八幡浜市立日土小学校木造校舎の保存・再生に取り組んだ建築家ら 6人と市を選んだと発表。</p> <p>10. 6 米軍新型輸送機MV 22オスプレイ、南予の4市町で移動中の機体とみられる目撃情報。</p> <p>10.16 任期満了に伴う愛南町長選挙の告示、現職の清水雅文氏が無投票で再選。</p> <p>10.21 「第 7回 B -1グランプリ北九州」、今治焼豚玉子飯世界普及委員会、第 3位となるブロンズグランプリを受賞。</p> <p>10.23 「国民の生活が第一」の友近聡朗参院議員、次期衆院選にすら替え出馬することを表明。</p>	<p>10月</p> <p>10. 1 野田第 3次改造内閣が発足。</p> <p>10. 6 新型輸送機オスプレイ 12機の普天間飛行場配備が完了。</p> <p>10. 8 スウェーデンのカロリンスカ研究所、2012年ノーベル生理学・医学賞を京都大学 i P S 細胞研究所長の山中伸弥教授らに送ると発表。</p> <p>10.16 沖縄県で米海軍兵 2人による集団暴行事件が発生。</p> <p>10.17 最高裁、2010年参院選での 1票の格差をめぐる訴訟で「違憲状態」とする判決。</p> <p>10.23 政府、女子レスリング吉田沙保里選手に国民栄誉賞を授与すること発表。</p> <p>10.25 東京都の石原慎太郎知事、新党を結成し、次期衆院選出馬を表明。31日、都知事を辞職。</p>
<p>11月</p> <p>11. 4 任期満了に伴う新居浜市長選挙の告示、前副市長石川勝行氏が無投票で初当選。</p> <p>11. 4 任期満了に伴う上島町長選挙の投開票、現職の上村俊之氏が 3選。</p> <p>11.18 任期満了に伴う西条市長選挙の投開票、新人で前県議の青野勝氏が初当選。</p> <p>11.18 任期満了に伴う松野町長選挙の投開票、現職の阪本寿明氏が再選。</p> <p>11.21 県警組織犯罪対策課、生活保護費の不正受給にかかる詐欺容疑で松山市議を逮捕。</p> <p>11.25 「ゆるキャラグランプリ 2012」で今治地域のご当地キャラクター「パリエィさん」が 1位を獲得。</p>	<p>11月</p> <p>11. 7 東京高裁、東電OL 殺害事件で無期懲役となった被告に「再審無罪」判決。被告の無罪が確定。</p> <p>11.10 文化勲章、国民栄誉賞を受けた女優、森光子さん死去。</p> <p>11.12 政治資金規正法違反に問われた小沢一郎被告の控訴審で東京高裁、無罪とした東京地裁判決を支持する判決。被告の無罪が確定。</p> <p>11.14 野田首相 16日に衆院を解散し、総選挙を「12月 4日公示 16日投開票」の日程で実施する方針を表明。16日、衆院解散。</p> <p>11.28 京都市埋蔵文化財研究所、発掘した土器片から平仮名成立を半世紀ほどさかのぼる発見があったことを発表。</p>
<p>12月</p> <p>12.11 西条市青野勝市長、西条市の新庁舎問題で、中断していた新館建設事業を再開。</p> <p>12.11 伊予市中村佑市長、今期限りの引退を表明。</p> <p>12.16 第 46回衆院選、投開票。県内 4小選挙区を自民党の前職 3人と新人 1人が制した。比例四国(定数 6)の議席は自民、維新が各 2 民主、公明が各 1 県関係はいずれも維新新人で 4区の桜内文城氏、2区の西岡新氏が復活当選。</p> <p>12.21 県警捜査 2課と大洲署、衆院選にかかる選挙運動での公職選挙法違反(買収)の疑いで、大洲市の無職守野光生容疑者を逮捕。</p> <p>12.21 八幡浜漁協、11年度決算で 2417万円としていた累積赤字が、全国漁業協同組合連合会の監査で約 7億円に大幅修正されることが判明。</p> <p>12.28 文部科学省、八幡浜市立日土小学校の校舎 2棟を国の重要文化財(建造物)に指定。戦後の学校建物として全国初。</p>	<p>12月</p> <p>12. 2 山梨県の中央自動車道上り線、笹子トンネル内で天井が崩落する事故。</p> <p>12.12 兵庫県尼崎市の連続変死事件の中心人物とみられる女、県警本部の留置場で自殺。</p> <p>12.12 北朝鮮が「人工衛星」と称した長距離弾道ミサイルを発射。</p> <p>12.16 第 46回衆院選、投開票。自民党が過半数を大きく上回り、294議席を獲得。自公両党 325議席で政権奪還。民主党は惨敗し 57議席。「第 3極」として注目された日本維新の会は 54議席で第 3党。投票率は戦後最低の 59.32%。</p> <p>12.16 東京都知事選、投開票。前都副知事で作家の猪瀬直樹氏が初当選。</p> <p>12.19 韓国大統領選、保守系与党・セヌリ党の朴槿恵(パククネ)候補が当選。</p> <p>12.25 民主党の代表選、海江田万里元経済産業相が新代表に選出。</p> <p>12.26 自民党の安倍総裁が第 96代の首相に就任。第 2次安倍内閣が始動。</p> <p>12.27 プロ野球松井秀喜選手、現役引退を表明。</p>

資料出所 「愛媛新聞」記事等により作成。

2 愛媛の経済の現況と見通し

リーマンショックによって急速に停滞した国内経済も、経済対策と新興国需要等が牽引役となって、2009年春を底に景気循環は拡張局面に移行した。その後の日本経済は、東日本大震災発生によって、被災地企業設備の損壊による原料・部品の供給減や生産停止を引き起こすなど大きなショックとなった他、タイ洪水被害や欧州債務危機による世界経済の減速、歴史的な円高の進行など、度重なる外生的ショックに見舞われながらも、財政出動などにより持ち直しの動きを持続させ、震災以前の景気回復基調に戻りつつある。しかしながら景気は緩やかに回復しつつあるといっても、消費や公需、輸出によるところが大きく、設備投資は低調なままで推移しており、持ち直しの域を脱していない。

2012年の県内経済について、生産面では、業種間に差はあるものの外需減速の影響等によって操業度を引き下げる動きが広がってきている。消費動向

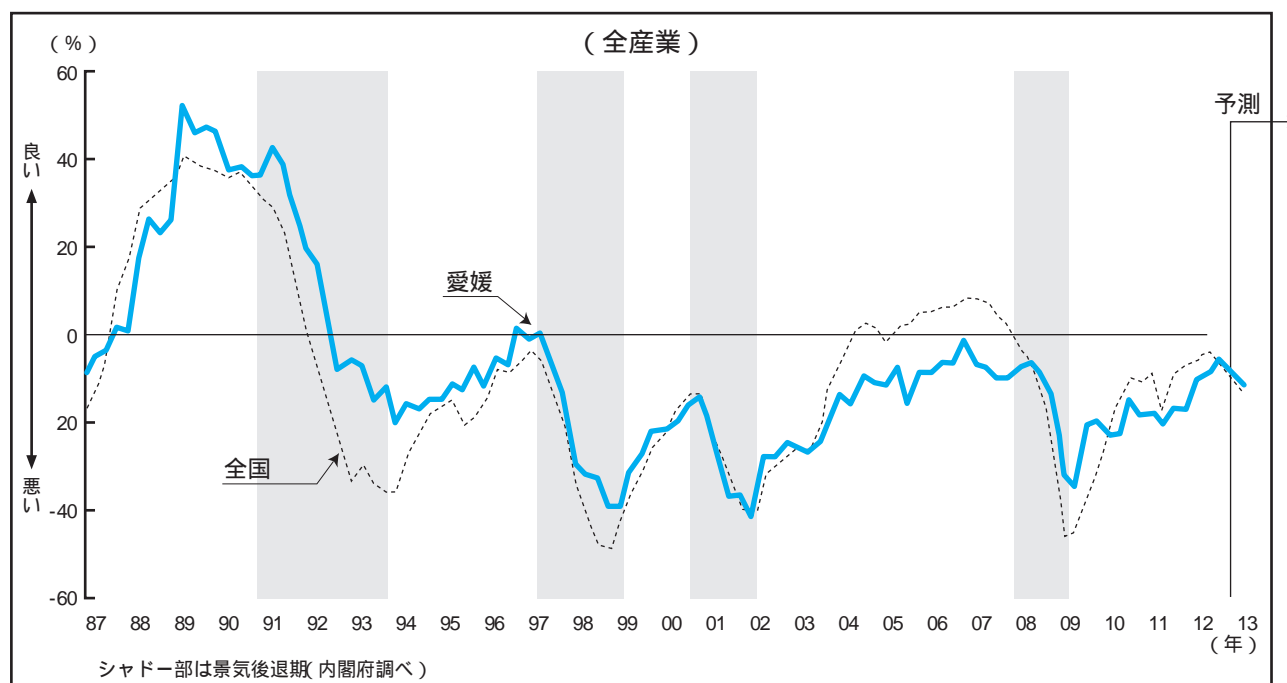
では、大型小売店販売が堅調に持ち直している他、自動車販売についても好調な動きを見せていたが、9月以降は減速感が強まった。

2012年の業況判断の推移を、日本銀行松山支店の「短期経済観測調査」(2012年12月)でみると、全産業での業況判断は9月調査比で2ポイント悪化となっており、今後の先行きについては、3ポイント悪化で「悪い」超幅が拡大する見通しとなっている。(2012年3月調査 10 6月調査 9 9月調査 6 12月調査 8 13年3月見通し 11)

日本銀行「企業短期経済観測調査」

日本銀行が年4回(3月、6月、9月、12月)に行う企業へのアンケート調査。略称「日銀短観」という。調査内容は、企業の業況判断、製品需給・在庫・価格判断、売上・収益計画、設備投資計画など。景気に関する企業の判断を求め、「良い」とみる企業の割合から「悪い」とする割合を差し引いたものを業況判断指数として発表している。

図2 愛媛の業況判断の長期的推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

表2 全国と愛媛の主要経済指標

愛 媛 県	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年 = 100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企 業 倒 産	
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数	負 債 額
									件	百万円
2005年	100.0	1.1	10,893	0.3	2,280	1.7	28,555	5.3	92	15,913
2006年	100.0	0.0	11,446	5.1	2,205	2.2	26,063	8.7	102	29,417
2007年	97.2	2.8	10,259	10.4	2,196	2.2	24,288	6.8	132	138,384
2008年	96.1	1.1	10,441	1.8	2,165	4.8	22,763	6.3	144	44,884
2009年	82.3	14.4	6,800	34.9	2,033	7.0	24,499	7.6	130	53,060
2010年	89.1	8.3	6,517	4.2	2,003	5.3	26,490	8.1	132	29,977
2011年	89.8	0.8	7,262	11.4	2,042	1.3	20,075	-24.2	90	28,380
2012年										
1月	90.7	-1.7	474	-6.0	180	-1.9	2,179	51.8	9	2,640
2月	95.1	2.7	726	8.2	149	3.7	2,809	46.7	8	934
3月	89.3	-4.8	585	25.3	167	0.2	3,830	90.3	8	1,012
4月	91.1	0.9	564	-18.7	162	0.8	1,626	109.0	8	871
5月	90.0	3.6	652	6.5	162	-2.0	1,761	75.0	5	1,009
6月	86.8	-4.1	701	1.2	159	0.1	2,441	40.5	4	430
7月	85.0	-5.8	504	-33.4	186	-2.0	2,610	39.9	6	565
8月	85.0	-6.6	600	1.4	167	1.7	1,841	12.9	7	3,616
9月	82.5	-4.1	710	74.0	155	2.3	2,126	-6.0	11	7,779
10月	p85.3	-2.7	544	2.6	168	-1.3	1,655	-10.8	11	6,902
調査機関	愛媛県統計課		国土交通省		四国経済産業局		四国運輸局		東京商工リサーチ	

全 国	鉱工業生産指数 (季節調整値) 2005年 = 100		新設住宅着工		大型小売店販売額		乗用車新車販売台数 (普通・小型車)		企 業 倒 産	
	指数	前年比*	戸	前年比	億 円	前年比**	台	前年比	件 数	負 債 額
									件	億円
2005年	100.0	1.3	1,236,175	4.0	213,284	2.3	3,361,341	1.0	12,998	67,034
2006年	104.5	4.5	1,290,391	4.4	211,450	1.2	3,134,134	6.8	13,245	55,006
2007年	107.4	2.8	1,060,741	17.8	211,988	1.0	2,953,193	5.8	14,091	57,279
2008年	103.8	3.4	1,093,485	3.1	209,511	2.5	2,800,664	5.2	15,646	122,920
2009年	81.1	21.9	788,410	27.9	197,758	7.0	2,640,312	5.7	15,480	69,301
2010年	94.4	16.4	813,126	3.1	195,791	2.6	2,927,602	10.9	13,321	71,608
2011年	92.2	-2.3	834,117	2.6	195,933	-1.8	2,386,036	-18.5	12,734	35,929
2012年										
1月	95.9	-1.6	65,984	-1.1	17,383	-1.2	239,107	42.7	985	3,494
2月	94.4	1.5	66,928	7.5	14,659	0.2	301,791	33.1	1,038	6,313
3月	95.6	14.2	66,597	5.0	16,032	5.1	443,727	82.0	1,161	3,339
4月	95.4	12.9	73,647	10.3	15,665	-0.6	187,036	92.6	1,004	2,290
5月	92.2	6.0	69,638	9.3	15,753	-0.8	210,818	64.0	1,148	2,826
6月	92.6	-1.5	72,566	-0.2	15,682	-2.6	282,804	39.8	975	1,816
7月	91.7	-0.8	75,421	-9.6	17,123	-4.4	295,581	37.3	1,026	7,241
8月	90.2	-4.6	77,500	-5.5	15,568	-0.9	205,012	8.7	967	2,166
9月	86.5	-8.1	74,176	15.5	14,705	-1.0	252,187	-10.1	931	1,746
10月	87.9	-4.5	84,251	25.2	15,678	-3.2	196,466	-10.8	1,035	2,394
調査機関	経済産業省		国土交通省		経済産業省		日本自動車販売協会		東京商工リサーチ	

注) * 前年比は原指数による
 ** 前年比は既存店による

3 国勢調査でみる愛媛の労働力の状況

平成 22年 10月 1日に実施された国勢調査の産業等基本集計結果から、愛媛の就業者の状況についてみていきたい。

愛媛県の労働力人口は、702,615人で平成 17年の前回調査と比べ 23,586人減（3.25%減）となった。就業者は 651,605人で 28,310人減（4.16%減）、そのうち雇用者は 489,110人で 14,647人減少（2.9%減）となった。

雇用者の内訳について就業上の地位別にみると、「正規の職員・従業員」が 330,039人、「労働者派遣事業所」が 9,960人、「パート・アルバイト・その他」が 149,111人となっている。

雇用者 489,110人のうち、派遣労働やパート・アルバイト、契約社員といった非正規の働き方をして

いる人が 32.5%を占めているということがわかった。

これらについて男女別にみると、男性雇用者 259,311人のうち 39,000人（15.0%）が非正規労働についており、また女性雇用者では 229,799人のうち 120,071人（52.3%）で半数を超えている。

H 17年度調査では雇用者の雇用形態別について、「常雇」「臨時雇」にわけて調査が実施され、それぞれ 428,928人、74,829人となっている。常雇については、期間の定めのない正規職員のほかに、1年を超える期間を定めて雇われる人（H 22年調査における「パート・アルバイト・その他」区分に含まれる契約社員など）も含まれている。そのため単純に前回調査との正規社員・非正規社員の増減について比較はできない。

表 3-1 愛媛の就業者数（従業上の地位別）

	2010年	2005年	増減	(H17年国勢調査)	
総数 (15歳以上年齢)	1,237,582	1,266,737	-29,155	常雇	期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人
労働力人口	702,615	726,201	-23,586	臨時雇	日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人
就業者総数	651,605	679,915	-28,310	(H22年調査)	
雇用者	489,110	503,757	-14,647	正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
（雇用者） 正規の職員・従業員	330,039	(428,928) 常雇	-	労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
（雇用者） 労働者派遣事業所の派遣社員	9,960	(74,829) 臨時雇	-	パート・アルバイト・その他	就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
（雇用者） パート・アルバイト・その他	149,111		-		
完全失業者数	51,010	46,286	4,724		
失業率	7.26	6.37			
非労働力人口	517,004	512,610	4,394		
不詳	17,963	27,926	-9,963		

資料出所 総務省統計局「国勢調査」結果より

H17年国勢調査時には、雇用者の内訳は「常雇」及び「臨時雇」で捉えられたが、雇用形態の変化に対応するため、H22年国勢調査の同内訳は「正規の職員・従業員」「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更がなされた。前年比較については、雇用者内訳の捉え方が違いため、単純な比較はできない。調査時の雇用形態の捉え方については以下の通り

表 3-2 愛媛の男女別年齢 5歳階級別の就業・雇用状況

(単位：人)

	総数 (15歳以上人口)	労働力人口	就業者	雇用者							
				正規の職員・従業員	雇用者比 (%)	労働者派遣事業所の派遣社員	雇用者比 (%)	パート・アルバイト・その他	雇用者比 (%)		
総数	573,657	396,597	361,878	259,311	220,311	85.0	3,861	1.5	35,139	13.6	
男性	15~19歳	33,744	4,714	3,790	3,551	1,700	47.9	36	1.0	1,815	51.1
	20~24歳	28,370	21,748	18,944	17,512	12,175	69.5	288	1.6	5,049	28.8
	25~29歳	34,670	32,265	29,095	25,895	22,163	85.6	434	1.7	3,298	12.7
	30~34歳	41,111	39,120	36,118	30,853	27,937	90.5	468	1.5	2,448	7.9
	35~39歳	48,112	45,801	42,430	35,114	32,689	93.1	427	1.2	1,998	5.7
	40~44歳	40,722	38,691	35,808	28,706	26,814	93.4	330	1.1	1,562	5.4
	45~49歳	40,976	38,856	36,240	28,293	26,648	94.2	264	0.9	1,381	4.9
	50~54歳	43,169	40,704	37,755	28,250	26,185	92.7	309	1.1	1,756	6.2
	55~59歳	50,298	45,746	41,632	28,864	25,637	88.8	399	1.4	2,828	9.8
	60~64歳	58,729	43,983	38,537	21,979	14,157	64.4	554	2.5	7,268	33.1
65歳以上	153,756	44,969	41,529	10,294	4,206	40.9	352	3.4	5,736	55.7	
総数	663,925	306,018	289,727	229,799	109,728	47.7	6,099	2.7	113,972	49.6	
女性	15~19歳	31,902	4,401	3,722	3,557	1,166	32.8	27	0.8	2,364	66.5
	20~24歳	30,254	21,927	19,882	18,980	11,394	60.0	475	2.5	7,111	37.5
	25~29歳	35,757	26,452	24,389	22,759	14,413	63.3	901	4.0	7,445	32.7
	30~34歳	41,759	27,949	26,080	23,584	13,269	56.3	974	4.1	9,341	39.6
	35~39歳	49,060	33,451	31,417	27,954	13,658	48.9	963	3.4	13,333	47.7
	40~44歳	43,680	31,955	30,267	26,679	12,264	46.0	729	2.7	13,686	51.3
	45~49歳	44,123	33,502	32,137	27,738	12,652	45.6	644	2.3	14,442	52.1
	50~54歳	46,342	33,815	32,583	27,202	12,416	45.6	414	1.5	14,372	52.8
	55~59歳	53,838	34,023	32,774	25,152	10,855	43.2	367	1.5	13,930	55.4
	60~64歳	62,375	28,420	27,215	17,321	5,239	30.2	363	2.1	11,719	67.7
65歳以上	224,835	30,123	29,261	8,873	2,402	27.1	242	2.7	6,229	70.2	

資料出所 総務省統計局「平成 20年国勢調査報告」より作成。

(注) 「雇用者」は「役員」を除いている。

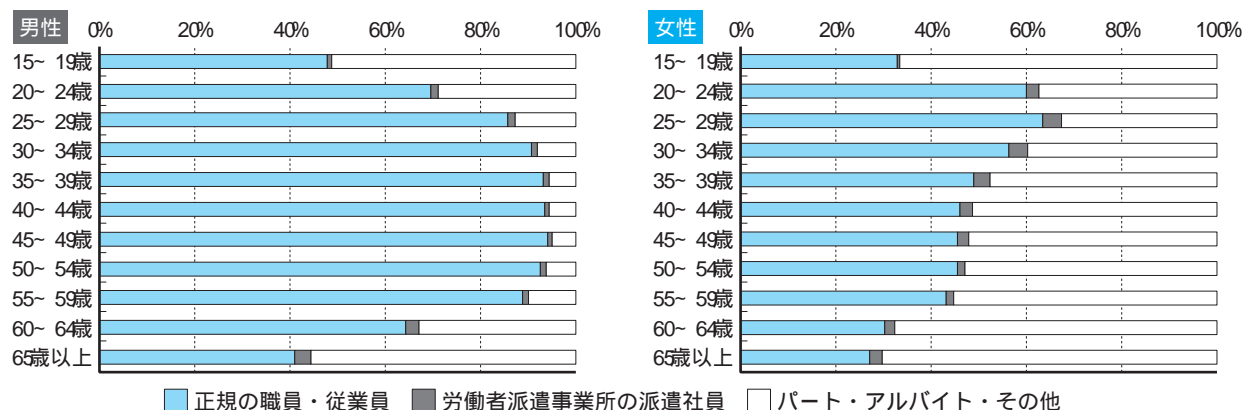
表 3-3 愛媛の男女別年齢 5歳階級別従業上の地位

(単位：%)

	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他		正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
20~24歳	69.5	1.6	28.8	20~24歳	60.0	2.5	37.5
25~29歳	85.6	1.7	12.7	25~29歳	63.3	4.0	32.7
30~34歳	90.5	1.5	7.9	30~34歳	56.3	4.1	39.6
35~39歳	93.1	1.2	5.7	35~39歳	48.9	3.4	47.7
40~44歳	93.4	1.1	5.4	40~44歳	46.0	2.7	51.3
45~49歳	94.2	0.9	4.9	45~49歳	45.6	2.3	52.1
50~54歳	92.7	1.1	6.2	50~54歳	45.6	1.5	52.8
55~59歳	88.8	1.4	9.8	55~59歳	43.2	1.5	55.4
60~64歳	64.4	2.5	33.1	60~64歳	30.2	2.1	67.7
65歳以上	40.9	3.4	55.7	65歳以上	27.1	2.7	70.2

資料出所 総務省統計局「平成 20年国勢調査報告」より作成

図 3 愛媛の男女別年齢 5歳階級別従業上の地位



資料出所 総務省統計局「平成 20年国勢調査報告」より作成

4 愛媛の中小企業の経営と雇用

愛媛県中小企業団体中央会が2011年7月に実施した「愛媛県における中小企業の労働事情調査」結果によると、従業員300人以下の251事業所のうち、経営状況が「良い」とする事業所は8.0%、「変わらない」が41.0%、「悪い」が51.0%であった。経営状況を「悪い」とする回答が前年度（54.1%）に比べて3.1ポイント減少した。

今後の方針としては、「現状維持」が最も多く60.8%、「強化拡大」が27.2%、「縮小」が10.8%の順序となっている。

経営上のあい路については、「販売不振・受注の減少」が58.2%で最も高く、ついで「同業他社との競争激化」が45.8%、「原材料・仕入品の高騰」が30.1%となっており、この三つの要因が経営上の大きなあい路になっている。つぎに「人材不足（質の不足）」が続き26.1%となっている。

東日本大震災による経営への影響については、「資

材・部品・商品等の調達・仕入れ難」が45.7%となったものの、第2位には「影響はない」とする回答が39.1%となっている。

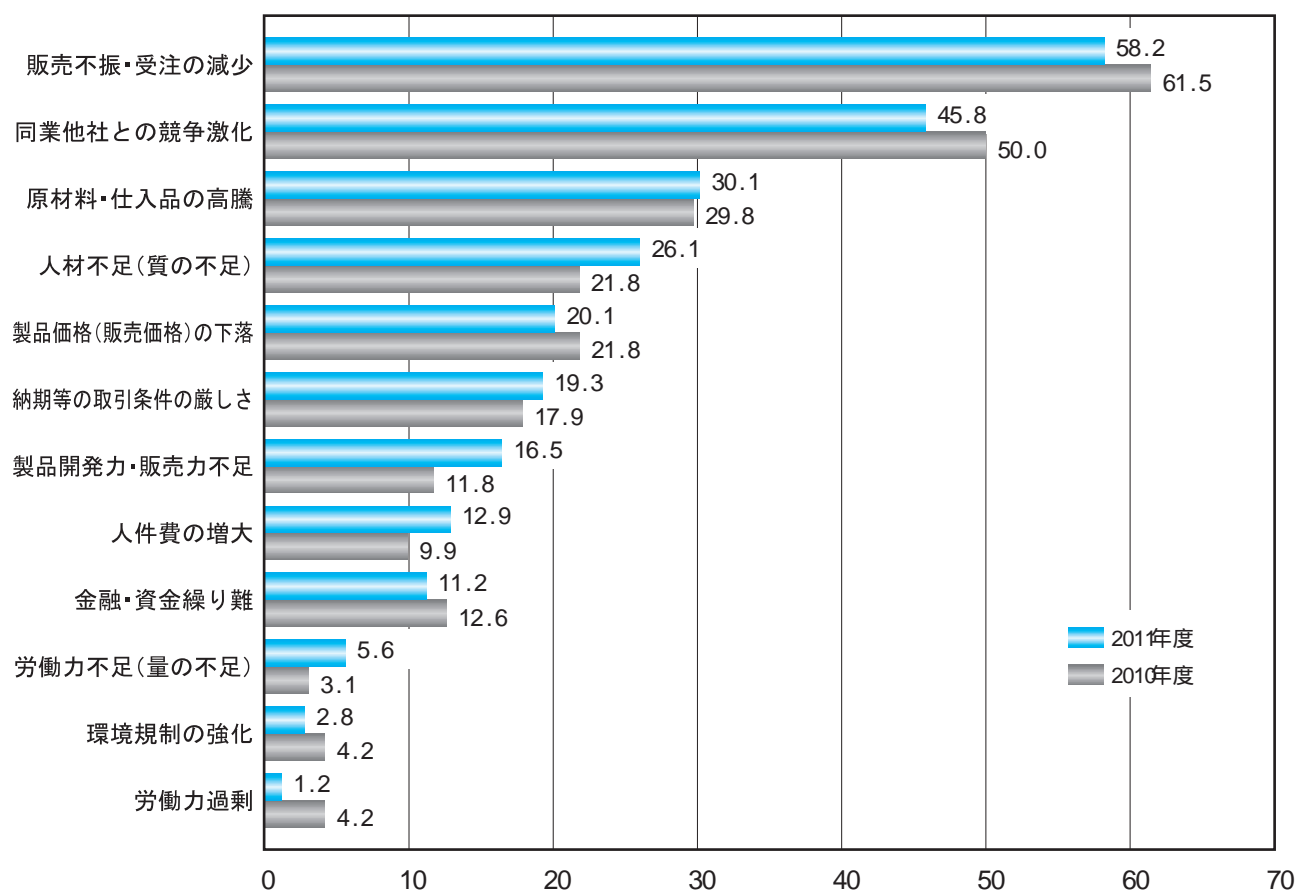
組織状況や雇用状況を見ると、労働組合が組織されている事業所は9.8%で9割強の事業所に労働組合が組織されていない。

また女性労働者比率は従業員規模別に見ると、10人未満の規模では35.8%、10人以上規模で3割弱となっており、規模の小さい事業所で女性労働者が戦力となっていることが分かる。パートタイム労働者比率については、「100～300人」規模の事業所での比率が最も高く、平均値で17.4%となっている。

中小企業団体中央会

中小企業等協同組合法に基づいて、全国に全国中小企業団体中央会と47都道府県に各都道府県中小企業団体中央会が設置されており、地区内の中小企業団体を会員とする特別法人で、中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としている。

図4-1 愛媛の中小企業の経営上のあい路



資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2011年7月調査）より作成。以下、同じ。

(%)

図 4-2 愛媛の中小企業の経営状況

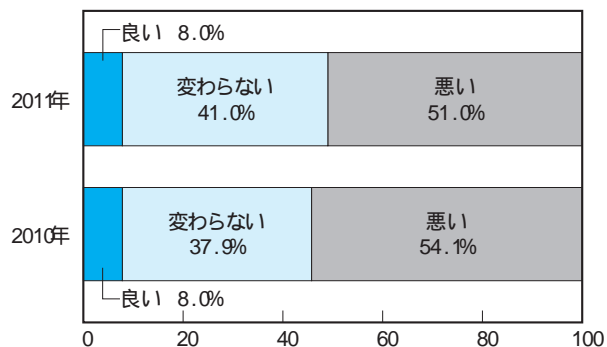


図 4-3 愛媛の中小企業の今後の経営方針

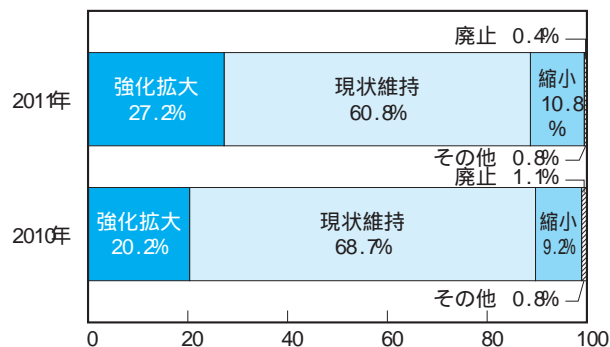


図 4-4 東日本大震災による経営への影響（上位3項目）

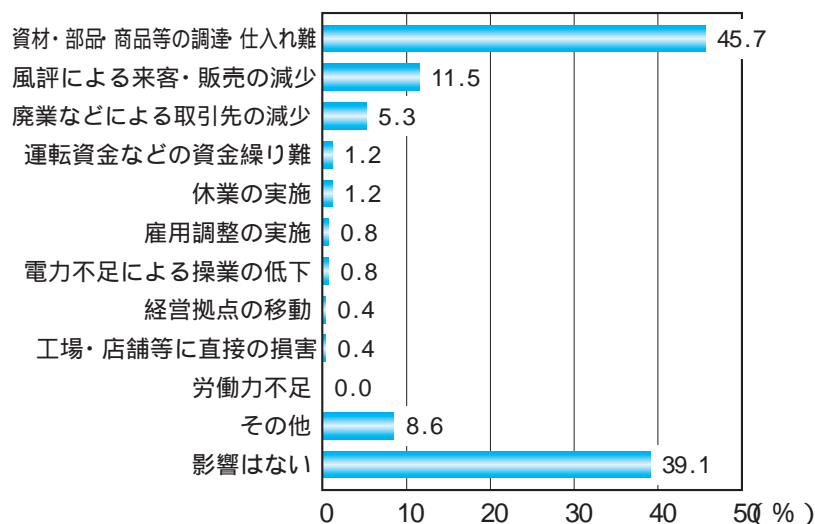


図 4-5 労働組合の組織状況

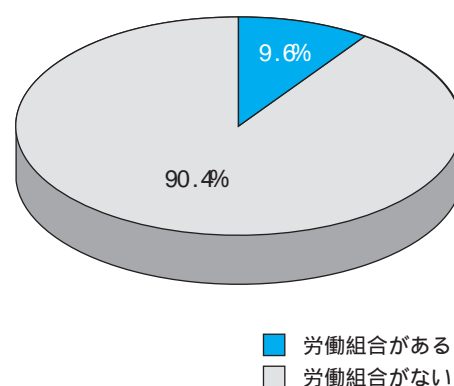


表 4-1 愛媛の中小企業の女性常用労働者比率（2011年）

（単位：％）

	0%	10%未満	10～ 20%	20～ 30%	30～ 50%	50～ 70%	70%以上	平均値
産業計	4.8	19.1	22.4	14.3	13.1	16.7	9.6	27.9
製造業	5.2	19.8	19.8	11.2	11.2	18.1	14.7	30.2
非製造業	4.4	18.5	24.5	17.0	14.8	15.6	5.2	26.2
1～ 4人	30.0			5.0	15.0	45.0	5.0	36.1
5～ 9人	8.9		20.0	24.4	17.8	20.0	8.9	35.8
10～ 29人	3.1	24.6	24.6	10.8	13.8	12.3	10.8	29.8
30～ 99人		24.3	24.4	15.9	11.0	13.4	11.0	28.6
100～ 300人		30.7	28.2	10.3	10.3	12.8	7.7	26.7
全国平均	6.6	11.9	22.8	18.7	17.0	13.3	9.7	29.3

表 4-2 愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2011年）

（単位：％）

	0%	10%未満	10～ 20%	20～ 30%	30～ 50%	50～ 70%	70%以上	平均値
産業計	43.7	23.9	9.3	6.1	8.1	6.9	2.0	14.3
製造業	37.4	27.0	7.8	8.7	9.6	7.8	1.7	13.7
非製造業	49.2	21.2	10.6	3.8	6.8	6.1	2.3	14.9
1～ 4人	82.3			5.9	5.9	5.9		7.6
5～ 9人	55.7		14.0	4.7	14.0	11.6		15.1
10～ 29人	50.0	19.7	9.1	7.6	9.1	3.0	1.5	10.2
30～ 99人	37.9	34.1	8.5	7.3	3.7	6.1	2.4	10.7
100～ 300人	15.4	46.0	10.3	2.6	10.3	10.3	5.1	17.4
全国平均	47.4	17.0	11.0	8.0	7.7	5.8	3.1	14.1

II 賃金をめぐる問題

5 春季生活闘争と格差是正の取り組み

愛媛の2012年の春季賃上げ結果を、連合愛媛の集計結果でみると要求額 6,649円に対して、妥結額は加重平均で 4,680円（賃上げ率 1.55%）であった。前年に比べ額で 12円増、率で 0.01ポイントの下落となった。

これらを企業規模別でみると全体集計の「300人以上」規模では要求額 5,767円、妥結額が 4,373円で賃上げ率 1.56%であり、地場集計の「99人以下」規模では要求額 5,963円、妥結額 3,423円で賃上げ率は 1.60%である。要求額では「99人以下」が 196円上回っていたが、妥結額では差が広がり 950円下回ることになる。ただし、賃上げ率では地場集計「99人以下」が上回った。

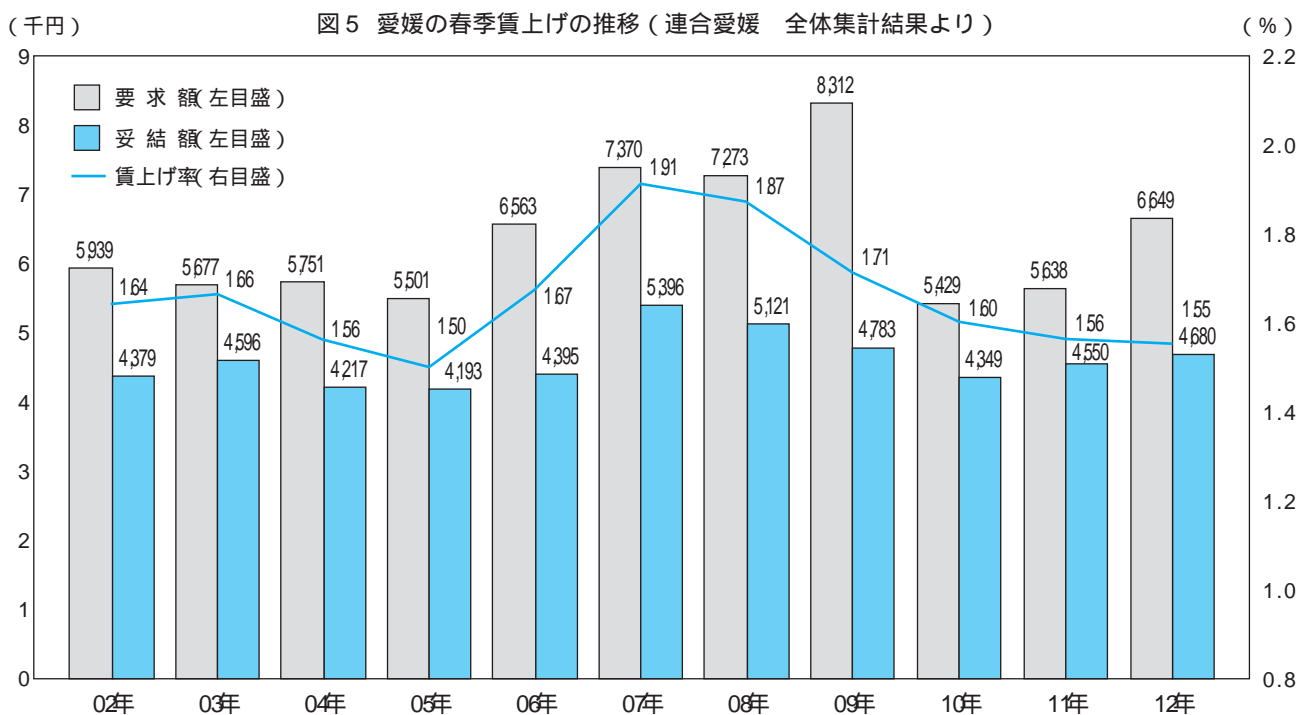
企業規模による妥結額の格差を解決することは春季賃上げをめぐる課題の一つである。しかしながら中小企業では、賃金体系が整備されていない実態も多くあり、そういったところでは、定期昇給やベア

の区分も明らかではないため「賃金カーブの維持」といった要求設定は困難となってくる。そういった中において、27ページから掲載する「13 地域ミニマムの運動」は重要な意義をもっている。

また、大企業と中小企業に格差があるように、正規労働者と非正規労働者の雇用形態間においても格差が存在する。近年の「底」が抜けてしまった賃金水準低下にはどめをかけるには、「非正規労働者」の賃金も視野に入れて、労働者全体の賃金として「底上げ」を図っていくことが必要である。

ベースアップと定期昇給

ベースアップとは、賃金表の書き換えにより個別賃金水準を引き上げることを行う。一方、定期昇給とは、賃金表上の移動により個人別の賃金が上昇のすることをいう。例えば、34歳の人の賃上げは、34 35歳の定期昇給 + 35歳のベースアップとなる。定期昇給が制度化されていない場合、定期昇給に相当する部分を交渉で確保しなければ、個別賃金水準が低下することになる。



資料出所 連合愛媛集計結果より

表5-1 連合愛媛の賃上げ集計（全体集計・加重平均）（単位：円、％）

	2012年				2011年	
	集計人数	要 求 額	回答・妥結額	賃上げ率	妥 結 額	賃上げ率
合 計	19,754	6,649	4,680	1.55	4,668	1.56
300人以上	7,637	5,767	4,373	1.56	4,429	1.57
100~299人以下	1,984	5,723	3,973	1.59	4,014	1.63
99人以下	1,212	5,921	3,652	1.64	3,483	1.56

資料出所 連合愛媛集計（9月3日現在）

表5-2 連合愛媛の賃上げ集計（地場集計・加重平均）（単位：円、％）

	2012年				2011年	
	集計人数	要 求 額	回答・妥結額	賃上げ率	妥 結 額	賃上げ率
合 計	6,435	5,735	3,309	1.37	3,438	1.43
300人以上	3,851	5,709	3,136	1.23	3,384	1.33
100~299人以下	1,506	5,614	3,669	1.57	3,739	1.62
99人以下	1,078	5,963	3,423	1.60	3,213	1.51

資料出所 連合愛媛集計（9月3日）

表5-3 全国の賃上げ状況（連合集計）（単位：円、％）

		要 求 額	妥 結 額	賃上げ率
2005年	全体計	5,757	4,908	1.68
2006年	全体計	6,563	5,237	1.79
2007年	全体計	6,584	5,523	1.86
2008年	全体計	7,038	5,523	1.88
2009年	全体計	8,053	4,848	1.67
2010年	全体計	5,648	4,805	1.67
2011年	全体計	5,860	4,924	1.71
2012年	全体計	5,969	4,902	1.72
	中小共闘		3,710	1.52

資料出所 連合 春季生活闘争賃上げ集計結果より

（注） 2012年中小共闘については「回答・妥結」集計

表5-4 全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）（単位：円、％）

		妥結前平均賃金	要 求 額	妥 結 額	賃上げ率
業	1990年	252,752	20,727	15,026	5.94
	1995年	296,006	14,218	8,376	2.83
	2000年	315,347	8,529	6,499	2.06
	2005年	316,940	5,803	5,422	1.71
	2006年	316,723	7,099	5,661	1.79
	2007年	314,910	6,975	5,890	1.87
	2008年	308,948	7,300	6,149	1.99
	2009年	307,991	8,002	5,630	1.83
	2010年	303,151	5,761	5,516	1.82
	2011年	303,453	5,870	5,555	1.83
	2012年	303,238	6,403	5,400	1.78

資料出所 厚生労働省労政局労働組合課集計。

（注） 全国主要企業は、従業員数1,000人以上で、2009年までは資本金20億円以上、2004年以降は10億円以上の企業。90年以降は加重平均。

6 毎月勤労統計でみる愛媛の賃金

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、2011年の愛媛の常用労働者の事業所規模 5人以上の平均月間現金給与総額は 268,890円で前年比 1.4%増となり 7年ぶりに増加に転じた。事業所規模 30人以上では 301,639円で前年比 0.8%増となっている。

これらについて指数にしてその推移を示したのが図 6である。2005年を 100とした場合、2011年の事業所規模 5人以上の平均月間現金給与総額（名目賃金指数）は 88.6 事業所規模 30人以上で 89.5となっている。増加に転じたといっても 2005年比で 10%以上下回っており、賃金の回復というにはまだまだ厳しい。政府は、金融緩和によるデフレ経済からの脱却に力を入れようとしているが、底割れした賃金の回復がなければ、物価の上昇は生活を一層厳しいものとする。

また、全国を 100として見てみると、愛媛の水準は事業所規模 5人以上で 84.9%、事業所規模 30人以上で 83.3%となり地域間で格差がある。

また、常用労働者を雇用形態別にわけた際、一般労働者の平均現金給与総額は、事業所規模 5人以上では 332,398円、事業所規模 30人以上で 364,882円となった。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

毎月の賃金、労働時間、雇用の全国的な変動と都道府県別の変動を把握することを目的とした調査。

現金給与額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額のこと。

現金給与総額	<ul style="list-style-type: none"> きまって支給する給与 労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給されるいわゆる基本給、家族手当等の給与のこと、超過労働給与を含む 	所定内給与	基本給、業績手当、家族手当 等
		所定外給与	時間外手当、休日・深夜手当 等
	<ul style="list-style-type: none"> 特別に支払われた給与 		賞与、ペースアップ等の追給、結婚手当 等

表 6-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与総額（2011年）

[規模 5人以上]

(平成 17年 = 100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	23年		23年		23年		23年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)
調査産業計 [愛媛県]	268,890	1.4	228,356	1.2	213,259	0.9	40,534	975
製造業	320,076	0.3	264,827	1.2	236,172	0.6	55,249	2,109
卸売・小売業	227,350	5.6	199,709	3.5	191,195	3.2	27,641	5,416
医療・福祉	246,207	2.3	208,586	3.1	201,283	2.8	37,621	486
サービス業(他に分類されないもの)	194,206	5.7	171,425	5.2	157,988	5.0	22,781	2,461
調査産業計 [全国]	316,792	0.2	262,373	0.3	244,001	0.4	54,419	343
全国結果との比較(全国 = 100%)	84.9							

[規模 30人以上]

(平成 17年 = 100)

賃金別 産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		特別に支払われた給与	
	23年		23年		23年		23年	
	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)	実数(円)	前年比(%)
調査産業計 [愛媛県]	301,639	0.8	249,696	0.3	230,050	0.1	51,943	1,786
製造業	355,444	1.2	287,163	1.5	252,768	0.7	68,281	35
卸売・小売業	210,663	0.4	187,380	0.0	179,145	0.3	23,283	592
医療・福祉	263,422	1.6	220,151	3.4	212,547	3.1	43,271	3,763
サービス業(他に分類されないもの)	176,115	2.7	156,388	3.2	145,632	3.0	19,727	252
調査産業計 [全国]	362,296	0.6	291,783	0.2	267,832	0.2	70,513	1,447
全国結果との比較(全国 = 100%)	83.3							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。以下、同じ。

図6 愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移

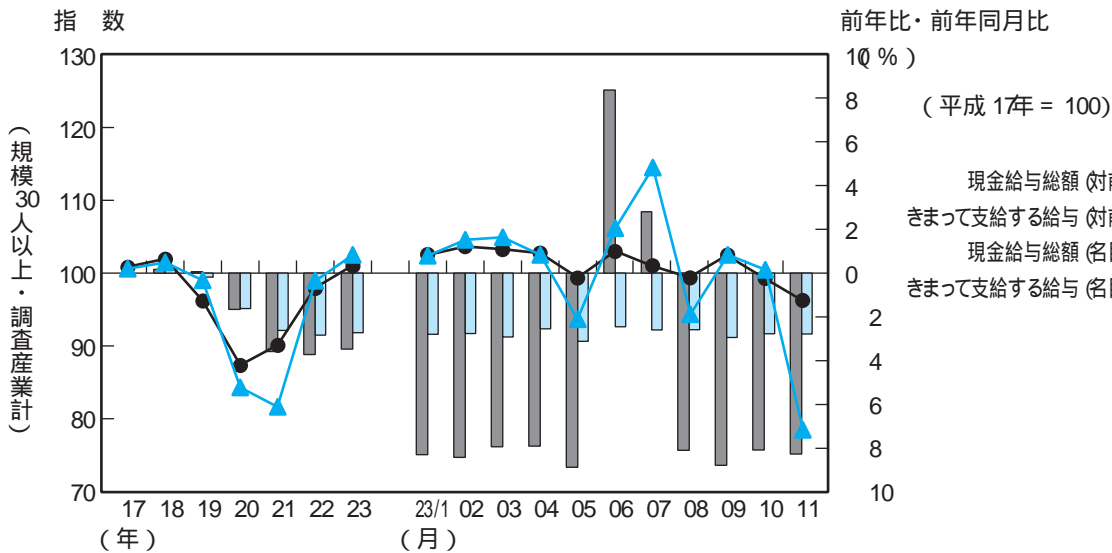
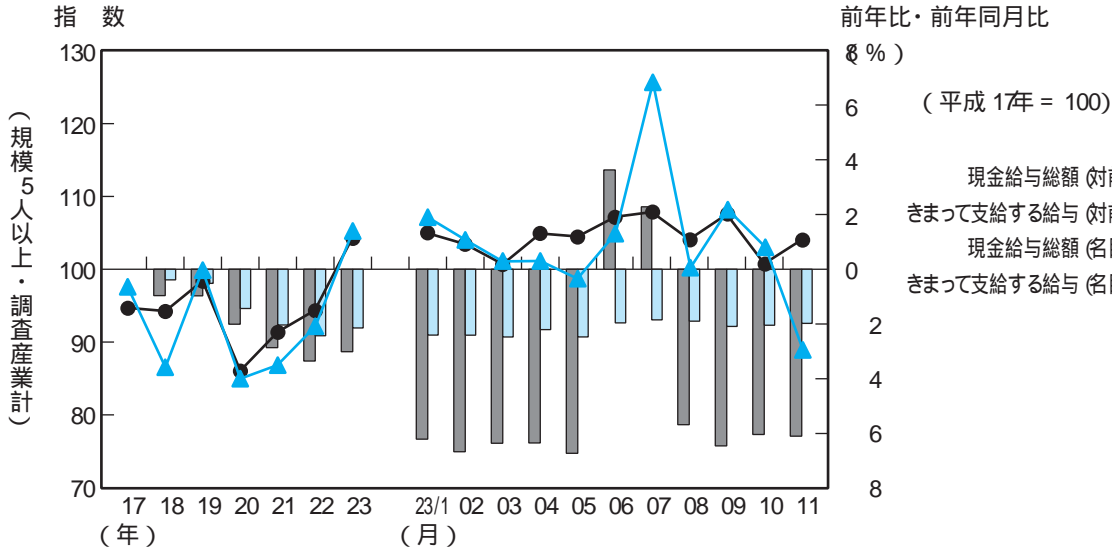


表6-2 愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額(2017年)

[規模5人以上] (単位: 円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計	332,398	278,237	258,298	19,939	54,161	95,870	92,459	90,553	1,906	3,411
製造業	352,244	289,202	257,014	32,188	63,042	106,470	102,972	97,772	5,200	3,498
卸売・小売業	309,200	266,959	254,470	12,489	42,241	87,008	84,401	82,703	1,698	2,607
医療、福祉	308,870	256,598	246,586	10,012	52,272	120,838	112,527	110,645	1,882	8,311

[規模30人以上] (単位: 円)

産 業	一 般 労 働 者					パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与
調査産業計	364,882	297,667	272,536	25,131	67,215	108,106	102,896	100,035	2,861	5,210
製造業	382,108	306,555	269,151	37,404	75,553	122,558	117,790	109,679	8,111	4,768
卸売・小売業	325,498	282,320	267,405	14,915	43,178	92,445	89,644	88,286	1,358	2,801
医療、福祉	327,211	268,003	257,934	10,069	59,208	132,469	121,915	119,370	2,545	10,554

7 時間賃金と賃金格差

賃金が「上がった」「下がった」という場合、それは手取り賃金額ではなく、手取り賃金額を実質労働時間で割った1時間当たりの賃金額、つまり賃金率の上昇、下落を意味している。ゆとりある人間らしい生活をするには、労働時間を短縮するとともに時間賃金率を引き上げることが必要になる。

愛媛の労働者1人あたりの時間賃金（平均月間給与総額÷月間総実労働時間）をみると、2011年は1,974円となり昨年と比べ19円増となった。なお、東京と比較すると、愛媛の1時間あたりの賃金は東京の62.7%で、額では1,176円の差がある。

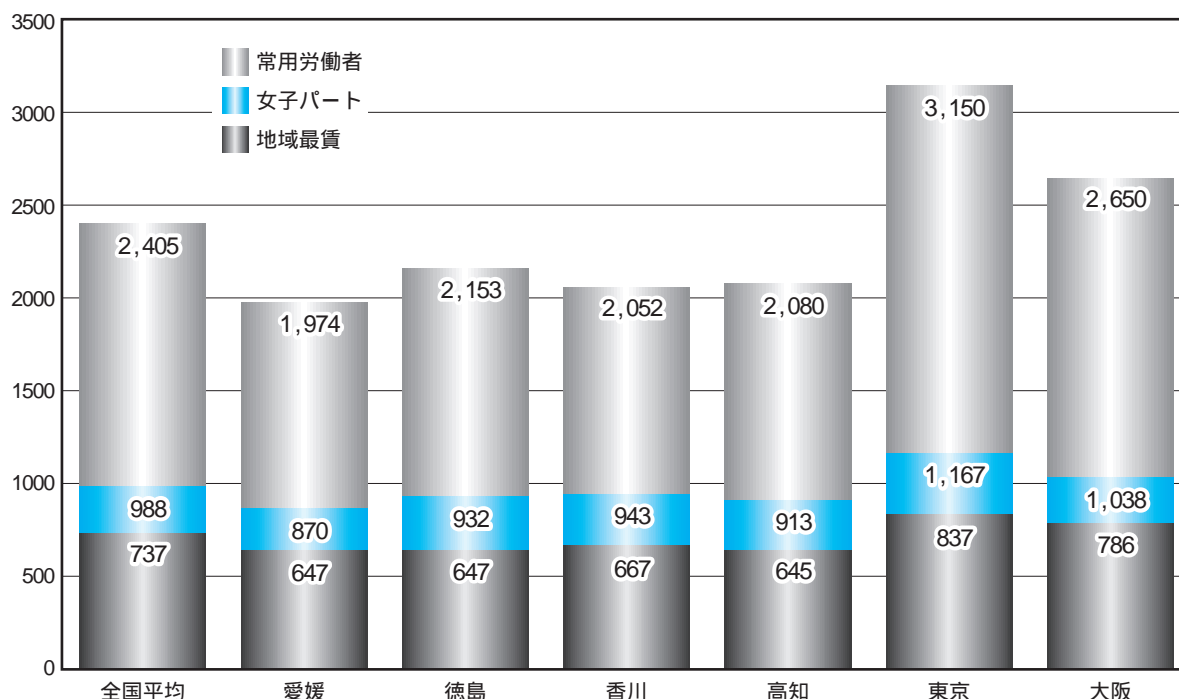
全国平均を100とした場合の時間賃金でみた愛媛の格差は、2011年は82.1%で昨年比0.8ポイントの増加となった。

四国4県の中でみると、2011年は徳島が2,153円、香川が2,052円、高知が2,080円で、3年連続で愛媛は最も低いところに位置している。

時間賃金

1時間当たりの賃金をいう。「平均月間給与総額」（「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額）を「総実労働時間数」（「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計）で割って算出。

図7 時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都府県別比較（2011年）



資料出所 常用労働者賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、女性パート賃金は「賃金構造基本統計調査」による。地域最賃は厚生労働省労働基準局まとめによる2011年度改定額で、全国平均は加重平均。

表7 都府県別にみた時間賃金率の比較

(事業所規模30人以上、産業計)

		全国平均	愛 媛	東 京	大 阪	徳 島	香 川	高 知
月間給与総額 (円)	1975年	177,213	154,519	208,089	197,940	147,555	152,786	150,914
	80年	263,386	222,896	310,490	289,996	223,664	230,006	209,757
	85年	317,091	253,479	387,927	347,092	271,857	278,188	244,536
	90年	370,169	312,408	456,795	406,658	323,152	338,584	310,252
	95年	408,864	337,303	413,369	440,443	351,931	371,315	326,741
	2000年	398,069	325,203	505,260	438,008	345,817	353,732	345,183
	05年	380,438	344,626	485,455	416,202	326,506	348,467	330,771
	06年	384,401	346,564	489,455	422,150	324,604	359,311	321,645
	07年	377,731	344,830	488,551	409,640	350,547	337,163	319,780
	08年	379,497	340,930	499,966	403,084	350,910	339,004	320,167
	09年	355,223	300,827	466,643	395,029	322,497	316,157	304,329
	10年	360,276	299,151	469,974	397,445	323,505	318,500	308,620
11年	362,296	301,639	470,971	393,040	326,130	311,667	311,795	
月間総実労働時間 (時間)	1975年	172.0	177.6	168.4	170.2	176.0	178.4	175.9
	80年	175.7	179.5	169.8	172.3	178.7	181.1	174.0
	85年	175.8	178.8	171.7	171.9	179.1	180.2	173.7
	90年	171.0	175.6	164.7	166.5	175.1	174.5	169.5
	95年	159.1	164.1	157.0	156.2	161.0	160.6	157.1
	2000年	154.9	154.5	154.4	153.0	156.5	157.7	155.0
	05年	152.4	159.9	150.2	153.6	153.5	158.7	155.4
	06年	153.5	160.8	152.0	153.7	154.0	161.6	153.8
	07年	154.2	157.8	155.0	151.0	157.8	155.5	152.2
	08年	153.0	157.3	154.5	150.5	157.7	155.3	151.8
	09年	147.3	152.8	149.1	147.0	151.0	152.3	149.0
	10年	149.8	153.0	150.3	148.6	151.9	153.5	150.2
11年	149.0	152.8	149.5	148.3	151.5	151.9	149.9	
時間賃金 (円)	1975年	1,030	870	1,236	1,163	838	856	858
	80年	1,449	1,242	1,829	1,683	1,252	1,270	1,206
	85年	1,804	1,418	2,259	2,019	1,518	1,544	1,408
	90年	2,165	1,779	2,773	2,442	1,846	1,940	1,830
	95年	2,570	2,055	3,270	2,820	2,186	2,312	2,080
	2000年	2,570	2,105	3,272	2,863	2,210	2,243	2,227
	05年	2,496	2,155	3,232	2,710	2,127	2,196	2,129
	06年	2,504	2,155	3,220	2,747	2,108	2,223	2,091
	07年	2,500	2,185	3,152	2,713	2,221	2,168	2,101
	08年	2,480	2,167	3,236	2,678	2,225	2,183	2,109
	09年	2,412	1,969	3,130	2,687	2,136	2,076	2,042
	10年	2,405	1,955	3,127	2,675	2,130	2,075	2,055
11年	2,405	1,974	3,150	2,650	2,153	2,052	2,080	
時間賃金格差 (%)	1975年	100.0	84.5	120.0	112.9	81.4	83.1	83.3
	80年	100.0	82.9	122.0	112.3	83.5	84.7	80.5
	85年	100.0	78.6	125.2	111.9	54.1	85.6	78.0
	90年	100.0	82.2	128.1	112.8	85.3	89.6	84.5
	95年	100.0	80.0	127.2	109.7	85.1	90.0	80.9
	2000年	100.0	81.9	127.3	112.1	86.0	87.3	86.7
	05年	100.0	86.3	129.5	108.6	85.2	88.0	85.3
	06年	100.0	86.1	128.6	109.7	84.2	88.8	83.5
	07年	100.0	87.4	126.1	108.5	88.8	86.7	84.0
	08年	100.0	87.4	130.5	108.0	89.7	88.0	85.0
	09年	100.0	81.6	129.8	111.4	88.6	86.1	84.7
	10年	100.0	81.3	130.0	111.2	88.6	86.3	85.4
11年	100.0	82.1	131.0	110.2	89.5	85.3	86.5	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

8 企業規模間賃金格差の実態

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によって、2011年の愛媛の男性労働者の所定内賃金を企業規模別にみると、「1,000人以上」が34万3,400円、「100～999人」が27万3,300円、「10～99人」が26万3,600円、「5～9人」が25万2,400円である。これを「1,000人以上」を100とした場合、「100～999人」が79.6%、「10～99人」が76.8%、「5～9人」が73.5%となる。

以上の数値は所定内賃金をもとにしたものであり、諸手当や一時金など労働者が1年間に受け取る年間賃金でみると、さらに大きな格差があることがわかる。たとえば、2011年の「1,000人以上」の年間平均賃金596万3,400円を100とすると、「100～999人」は73.7%（439万2,600円）、「10～99人」は66.4%（396万100円）、「5～9人」は57.0%（340

万1,100円）である。

困難な条件のなかでも、企業規模間の賃金格差是正への取り組みによって、愛媛の労働者全体の賃金水準を引き上げることが重要になる。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「賃金センサス」とも呼ばれ、労働者の職種、性、年齢、勤続年数等の属性別に賃金の実態を地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、1948年から毎年実施されている。「毎月勤労統計」が賃金・労働時間・雇用の変動を目的にしているのに対して、「賃金センサス」は賃金構造を把握するのに用いられる。

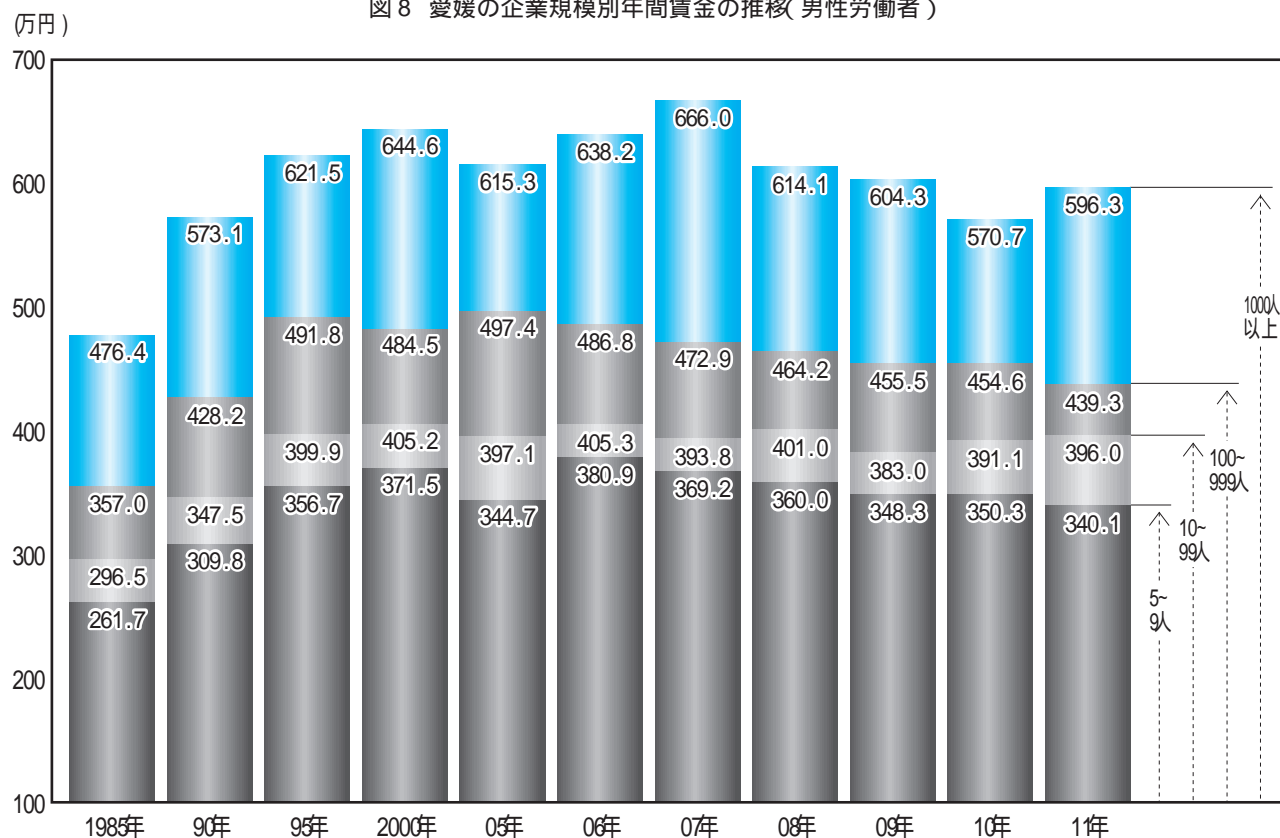
「賃金センサス」の賃金の区分

「きまって支給する現金給与額」：就業規則等によって定められた算定方法で支給された現金給与額。

「所定内給与額」：「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

「年間賞与その他特別給与額」：1年における賞与、期末手当等特別給与額。

図8 愛媛の企業規模別年間賃金の推移(男性労働者)



資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告』各年版より作成。

表 8-1 愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2011年・男性労働者・産業計）

	1000人以上				100～999人				10～99人				5～9人			
	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)	勤続年数(年)	きまって支給する現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)	年間賞与その他の特別給与(千円)
合計	16.6	386.6	343.4	1324.2	11.9	301.2	273.3	778.2	11.3	290.5	263.6	474.1	14.0	262.9	252.4	246.3
～19歳	1.1	205.8	167.3	235.5	0.7	173.7	159.6	57.9	0.7	180.4	161.8	17.9	1.5	106.7	104.9	80.0
20～24歳	3.1	230.1	192.6	585.7	2.4	205.1	180.6	420.8	2.3	194.7	169.0	232.1	3.9	196.1	185.9	119.0
25～29歳	5.1	288.9	238.6	905.5	4.6	249.5	217.9	563.5	4.7	223.6	203.2	384.8	4.0	211.8	196.3	194.7
30～34歳	8.9	339.1	288.0	1264.6	7.3	271.8	238.5	688.4	6.8	256.0	233.5	474.8	6.3	240.8	231.5	226.5
35～39歳	13.3	372.2	320.6	1131.4	10.4	300.6	266.0	771.2	10.5	302.2	266.8	515.1	10.0	263.3	258.2	337.4
40～44歳	17.4	421.3	374.6	1492.6	13.9	328.2	297.5	897.6	12.3	318.7	281.3	542.5	12.6	298.4	286.1	343.0
45～49歳	22.1	482.3	438.0	1818.8	17.1	387.3	357.9	1073.2	14.0	327.9	298.5	578.8	15.0	296.1	284.8	333.2
50～54歳	24.7	473.6	440.9	1657.7	18.4	363.9	343.7	1048.5	14.4	317.7	291.5	529.9	17.0	279.4	272.0	211.4
55～59歳	31.7	441.4	405.8	1589.3	23.7	368.7	344.9	1069.1	16.1	320.2	294.6	468.2	21.5	282.7	267.2	272.5
60～64歳	25.5	290.4	274.6	804.8	18.8	244.6	232.0	641.1	15.6	296.0	283.0	377.4	22.7	249.9	234.7	107.7

資料出所 厚生労働省『平成23年賃金構造基本統計調査』（2011年7月調査）

表 8-2 年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移

(産業計・男性労働者)

	年 間 賃 金 (円) ・ 格 差	1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
		金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
1970年		1,078,200	100.0	899,800	83.5	724,900	67.2		
75年		2,521,000	100.0	2,216,200	87.9	1,797,700	71.3		
80年		3,698,900	100.0	2,969,700	80.3	2,448,800	66.2		
85年		4,764,300	100.0	3,570,200	74.9	2,964,600	62.2	2,616,900	54.9
90年		5,730,500	100.0	4,281,900	74.7	3,475,300	60.6	3,098,300	54.1
95年		6,215,400	100.0	4,918,300	79.1	3,999,400	64.3	3,566,600	57.4
2000年		6,446,000	100.0	4,844,800	75.2	4,051,900	62.9	3,714,700	57.6
01年		6,485,500	100.0	4,853,500	74.8	4,064,500	62.7	3,738,300	57.6
02年		6,831,500	100.0	4,828,200	70.7	3,934,400	57.6	3,409,500	49.9
03年		6,463,300	100.0	4,802,800	74.3	3,942,100	61.0	3,472,300	53.7
04年		6,152,000	100.0	4,605,100	74.9	3,967,900	64.5	3,596,100	58.5
05年		6,152,500	100.0	4,973,500	80.8	3,970,700	64.5	3,446,500	56.0
06年		6,381,900	100.0	4,867,600	76.3	4,053,400	63.5	3,809,200	59.7
07年		6,660,400	100.0	4,729,400	71.0	3,937,600	59.1	3,691,700	55.4
08年		6,140,800	100.0	4,641,700	75.6	4,010,300	65.3	3,600,300	58.6
09年		6,043,000	100.0	4,555,000	75.4	3,830,200	63.4	3,483,300	57.6
10年		5,706,800	100.0	4,546,300	79.7	3,910,500	68.5	3,503,000	61.4
11年		5,963,400	100.0	4,392,600	73.7	3,960,100	66.4	3,401,100	57.0

資料出所 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版により作成。

(注) 1)年間賃金は、「きまって支給する現金給与額」に12か月を乗じ、「年間賞与、その他特別給与額」を加えて算定した。
2)賃金格差は企業規模1000人以上を100とした場合の指数を示す。

9 大きい男女間の賃金格差

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によって愛媛の2011年の男女間の賃金格差をみると、女性の1人平均月間現金給与額は20万8,189円で、男性の37万7,125円の55.2%である。

これについては、愛媛の男性の賃金が全国平均の男性の賃金45万3,609円に対して7万6千円以上も低い水準にあることも考えて、愛媛の女性の賃金水準が位置しているということを確認する必要がある。

ちなみに、愛媛の女性の賃金は、全国平均の女性の賃金23万4,150円の88.9%となっている。

また、「賃金構造基本統計調査」によって、年齢別に所定内賃金の男女間格差をみると、20歳代ではさほど大きな格差ではないものの、年齢が高くなる

につれて格差が拡大し、40歳代後半で格差は最大となり59.9%となっている。これは、所定内賃金の比較であるから、「きまって支給する現金給与額」ではさらに格差が広がり、「年間賞与」等を加えると、全体で上記の「毎月勤労統計調査」と同様の格差になるのである。

こうした男女間の賃金格差の要因は、役職の差と勤続年数の差によるところが大きくあることが、厚生労働省「男女間の賃金格差問題に関する研究会」の報告として指摘されているところであり、ポジティブ・アクションの実践を含めた、男女間賃金格差是正の取り組みに労使が一体となって取り組むことが求められている。

表9-1 愛媛と全国の男女間賃金格差の推移

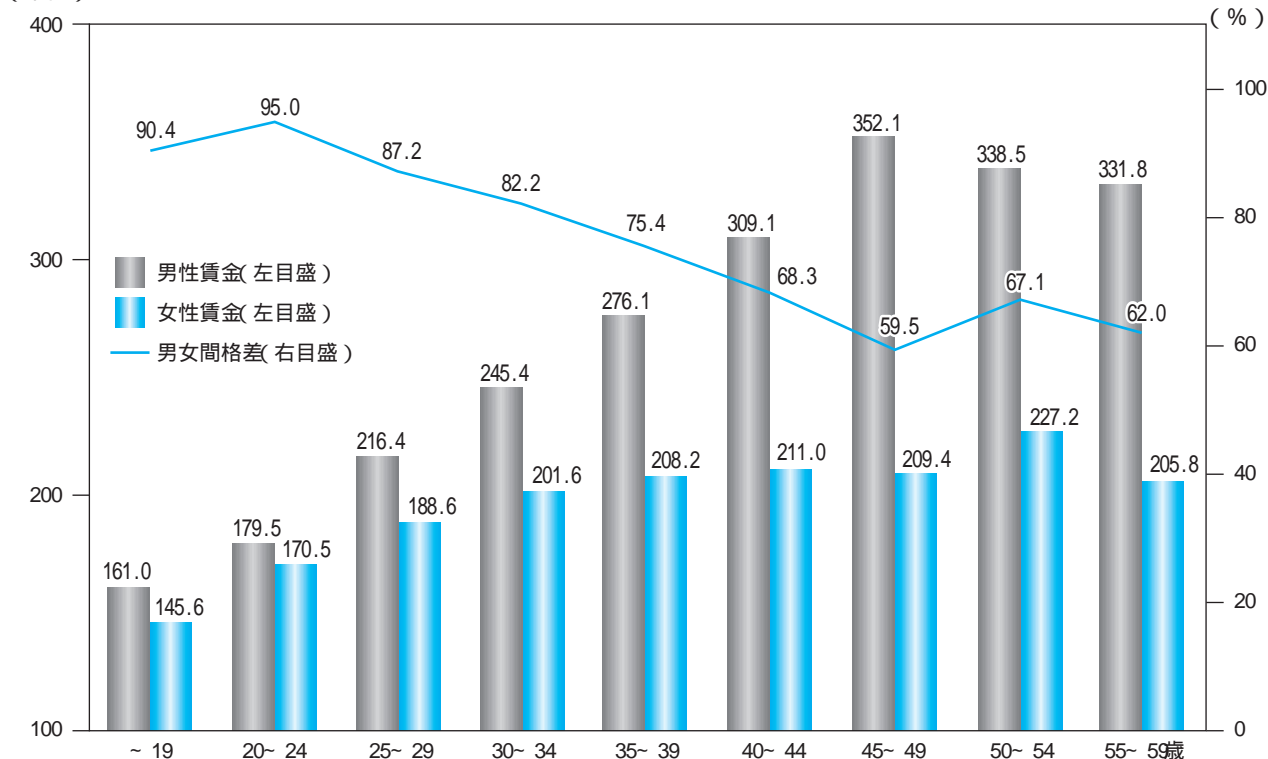
(産業・事業局規模30人以上)

	愛媛県(円)		全国平均(円)		男女格差(男性=100)		全国格差(全国平均=100)	
	男性	女性	男性	女性	愛媛県	全国平均	男性	女性
1980年	272,848	136,959	309,218	166,397	50.2	53.8	88.2	82.3
85年	316,024	161,312	377,602	195,728	51.0	51.8	83.7	82.4
90年	384,129	195,495	449,709	223,089	50.9	49.6	85.4	87.6
95年	418,194	210,705	496,049	252,837	50.4	51.0	84.3	83.3
96年	436,961	236,063	499,972	256,396	54.0	51.3	87.4	92.1
97年	450,083	240,783	510,470	260,599	53.5	51.1	88.2	92.4
98年	440,262	237,029	503,843	257,185	53.8	51.0	87.4	92.2
99年	428,074	200,428	491,437	241,597	46.8	49.2	87.1	83.0
2000年	431,045	198,316	494,466	242,359	46.0	49.0	87.2	81.8
01年	429,518	201,631	492,937	243,433	46.9	49.4	87.1	82.8
02年	409,384	219,416	479,826	239,146	53.6	49.8	85.3	91.7
03年	406,367	232,748	481,772	240,795	57.3	50.0	84.3	96.7
04年	410,050	231,838	472,573	233,588	56.5	49.4	86.8	99.3
05年	413,531	234,754	476,334	235,917	56.8	49.5	86.8	99.5
06年	415,302	235,823	480,589	239,164	56.8	49.8	86.4	98.6
07年	424,786	238,543	471,556	237,449	56.2	50.4	90.1	100.5
08年	422,554	234,880	472,177	239,330	55.6	50.7	89.5	98.1
09年	378,748	207,823	442,826	230,347	54.9	52.0	85.5	90.2
10年	376,567	204,118	450,913	232,442	54.2	51.5	83.5	87.8
11年	377,125	208,189	453,609	234,150	55.2	51.6	83.1	88.9

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』により作成。

(注) 事業所規模30人以上、調査産業計。賃金は月平均現金給与総額で賞与等を含む。

図9 愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2011年）



資料出所 厚生労働省『平成23年賃金構造基本統計調査』（2011年7月調査）より作成

表 9-2 愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2011年）

（産業計・企業規模計）

	男性労働者			女性労働者			男女格差（男性=100）	
	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	勤続年数（年）	きまって支給する現金給与額（千円）	所定内給与額（千円）	きまって支給する現金給与額（%）	所定内給与額（%）
合計	12.6	313.2	282.8	8.2	212.4	199.8	67.8	70.7
~ 19歳	0.8	179.0	161.0	0.9	148.3	145.6	82.8	90.4
20~ 24歳	2.5	207.2	179.5	2.1	181.6	170.5	87.6	95.0
25~ 29歳	4.7	247.4	216.4	4.8	204.7	188.6	82.7	87.2
30~ 34歳	7.4	277.4	245.4	6.4	216.9	201.6	78.2	82.2
35~ 39歳	11.0	314.1	276.1	8.0	222.5	208.2	70.8	75.4
40~ 44歳	14.0	346.6	309.1	9.2	224.9	211.0	64.9	68.3
45~ 49歳	17.0	385.3	352.1	9.4	223.4	209.4	58.0	59.5
50~ 54歳	17.8	364.0	338.5	11.3	235.6	227.2	64.7	67.1
55~ 59歳	21.5	358.8	331.8	13.2	217.5	205.8	60.6	62.0
60~ 64歳	17.7	280.9	267.7	14.1	193.2	185.8	68.8	69.4

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成23年賃金構造基本統計調査』（2011年7月調査）

10 パートタイム女性労働者の賃金（非正規労働者の賃金実態）

愛媛県の非正規労働者の賃金をめぐる指標としては、パートタイム女性労働者の賃金について厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から見ていきたい。

2011年の愛媛のパートタイム女性労働者の1時間当たり所定内給与額は870円（前年比27円減）、1ヵ月に換算すると8万6,965円（所定内実労働時間数5.1時間、実労働日数19.6日）である。年収に換算すると、年間賞与その他特別給与額（2万4,500円）を加えて106万8,080円となった。

これを全国平均と比べると、愛媛は全国平均（988円）の88.1%であり、四国4県でみると、香川（943円）、高知（913円）、徳島（932円）となっており、愛媛のパートタイム賃金は四国4県で最も低い位置となっている。

非正規労働者の賃金実態についてもう少し見てみたい。パートタイム労働者を除く非正規労働者の賃金実態について、全国結果ではあるが賃金構造基本統計調査からみる。一般労働者の内、正社員の所定内給与額は312,800円に対し、正社員以外（パートを除く非正規労働者）は195,900円で正社員の62.6%しかない。賞与等を含めた年間賃金で比較すると54.5%でその差はさらに広がることになる。同指標

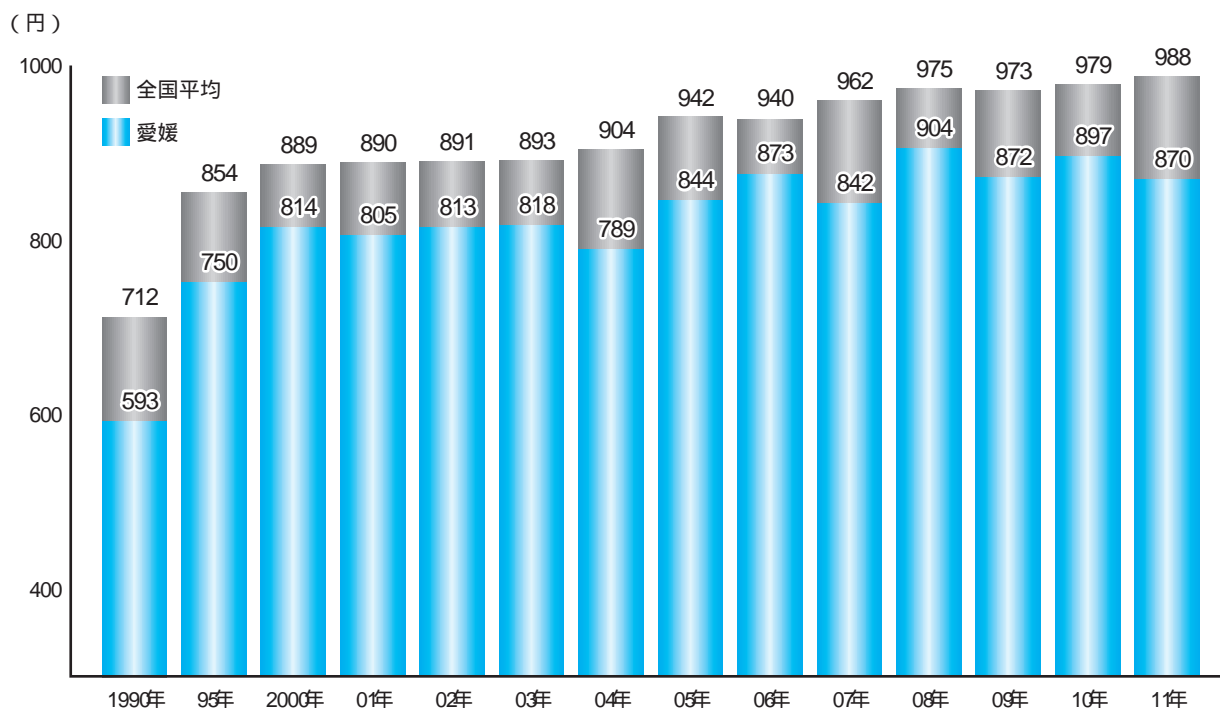
については、都道府県別には公表されていないが、愛媛県においても同様の傾向にあることが推察される。

従前であれば、パートタイムは、特に女性が家計補助的な役割を家庭内で果たす上で、企業においても周知的・補助的業務の担い手として増加してきた経緯があったが、昨今の雇用環境の悪化にともなって、パートタイム含め、非正規の働き方は女性特有のものではなく、またその働く内容についても正社員と遜色ない仕事内容をこなす労働者も多くなってきている。雇用形態の違いのみによって、労働条件に不合理な相違を設けることは、短期的には賃金抑制になるかもしれないが、長期的には労働者間の軋轢を生み、その先の生産性向上もないだろう。本年は、法改正によって、有期雇用労働者の無期雇用への転換や不合理な労働条件の禁止、短時間労働者への厚生年金の適用拡大など一歩すすんだが、非正規労働者の処遇改善についてさらなる取り組みが望まれる。

パートタイム労働者

厚生労働省は「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない労働者をいう」と規定しているが、実態としては労働時間の長短に関わらず、時間給で雇用されている労働者をいう場合が多い。

図 10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金の推移



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年版より作成。

表 10-1 愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金

(2019年7月調査)

		平均年齢 (歳)	平均 勤続年数 (年)	月 間 実労働日数 (日)	所定内 実労働 時間数 (時間)	1時間当たり 所定内 給与額 (円)	年間賞与 その他 特別給与額 (円)	推計労働者数 (人)
規模計	産業計	47.1	5.8	19.6	5.1	870	24,500	48,920
	製造業	50.6	7.5	19.7	5.5	784	30,200	7,660
	卸・小売業	47.3	6.9	20.6	4.9	858	22,000	17,210
	医療・福祉	45.5	3.9	18.8	5.4	1047	36,800	9,280
	サービス業	52.5	4.9	19.4	4.1	799	5,100	3,080
5 9 人	産業計	46.7	6.7	18.7	4.5	886	19,200	2,980
	製造業	50.3	8.7	20.5	4.7	862	27,300	350
	卸・小売業	40.2	5.8	19.6	4.4	793	10,000	690
	医療・福祉	47.6	4.7	17.5	4.0	995	35,600	680
	サービス業	55.5	8.5	19.6	4.5	860	34,000	190

資料出所 厚生労働省統計情報部『平成23年賃金構造基本統計調査』

(注) 所定内実労働時間は1日当たり、所定内給与額は1時間当たりの時間・額を示す。

表 10-2 都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差

(2019年7月調査)

	1時間当たり所定内給与額 (円)					地域間格差 (全国平均=100)				
	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業
全国平均	988	897	921	1,221	963	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東京	1,167	1,010	1,074	1,467	1,180	118.1	112.6	116.6	120.1	122.5
大阪	1,038	944	923	1,279	1,016	105.1	105.2	100.2	104.8	105.5
愛媛	870	784	858	1,047	799	88.1	87.4	93.2	85.7	83.0
徳島	932	832	879	1,071	884	94.3	92.8	95.4	87.7	91.8
香川	943	928	856	1,133	924	95.4	103.5	92.9	92.8	96.0
高知	913	774	871	1,084	777	92.4	86.3	94.6	88.8	80.7

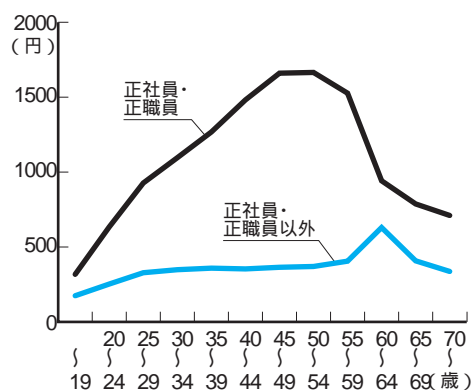
資料出所 厚生労働省統計情報部『平成23年賃金構造基本統計調査』

表 10-3 正規・非正規別の賃金実態 (全国結果)

区分	企業規模計 (10人以上)						
	年 齢 (歳)	勤 続 年 数 (年)	所定内実労働時間数 (時間)	超過実労働時間数 (時間)	きまって支給する現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その他特別給与額 (千円)
正社員・正職員計	40.9	12.7	166	13	341.5	312.8	924.8
正社員・正職員のうち、雇用期間の定め無し	40.7	12.8	166	13	343.5	314.4	938.5
正社員・正職員のうち、雇用期間の定め有り	47.7	10.5	168	9	276.0	260.4	477.5
正社員・正職員以外計	45.1	6.9	164	11	212.5	195.9	187.6
正社員・正職員以外のうち、雇用期間の定め無し	45.8	6.9	166	10	196.0	182.8	127.8
正社員・正職員以外のうち、雇用期間の定め有り	44.9	7.0	164	11	218.1	200.3	207.8

資料出所 厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」

図 10-2 年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ (全国結果)



資料出所 厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」より作成

(注) 決まって支給する賃金と年間賞与その他特別給与額の計による。

11 地域最低賃金の引き上げについて

最低賃金は、「生活できる賃金を保障すること」が意識されはじめる中で、07年度以降大きく引き上げの流れが続いてきた。

2012年度の引き上げ幅をめぐるのは、厚生労働省中央最低賃金審議会で、欧州金融不安や超円高、電気料金値上げ等を背景に労使の主張が厳しく対立した。労働側の「700円にすら未達の32地域の引き上げが急務であり、生活保護との乖離解消については、今年解消すべき」と主張する一方で、使用者側は「厳しい経済情勢の実態にそぐわない引き上げが行われれば、中小企業の事業存続自体を脅かすことになる」と主張、労使の一致をみるに至らなかった。

改定目安については昨年同様、公益委員見解が地方最低賃金審議会に提示される形となり、愛知県で5円、その他の地域が原則4円の目安とされ、その上で最低賃金が生活保護基準を下回る11都道府県については乖離額解消のための目安が示された。引き上げ目安の平均額は7円となり、昨年(6円)同

様に足踏みする額となった。

それを受けての2011年度地域別最低賃金の改定状況は右表の通り。全国の加重平均引き上げ額は、目安額(6円)を上回る12円アップで749円(前年比1.63%増)愛媛は引き上げ目安4円に対し、7円の引き上げ額となり654円(前年比1.08%増)となった。

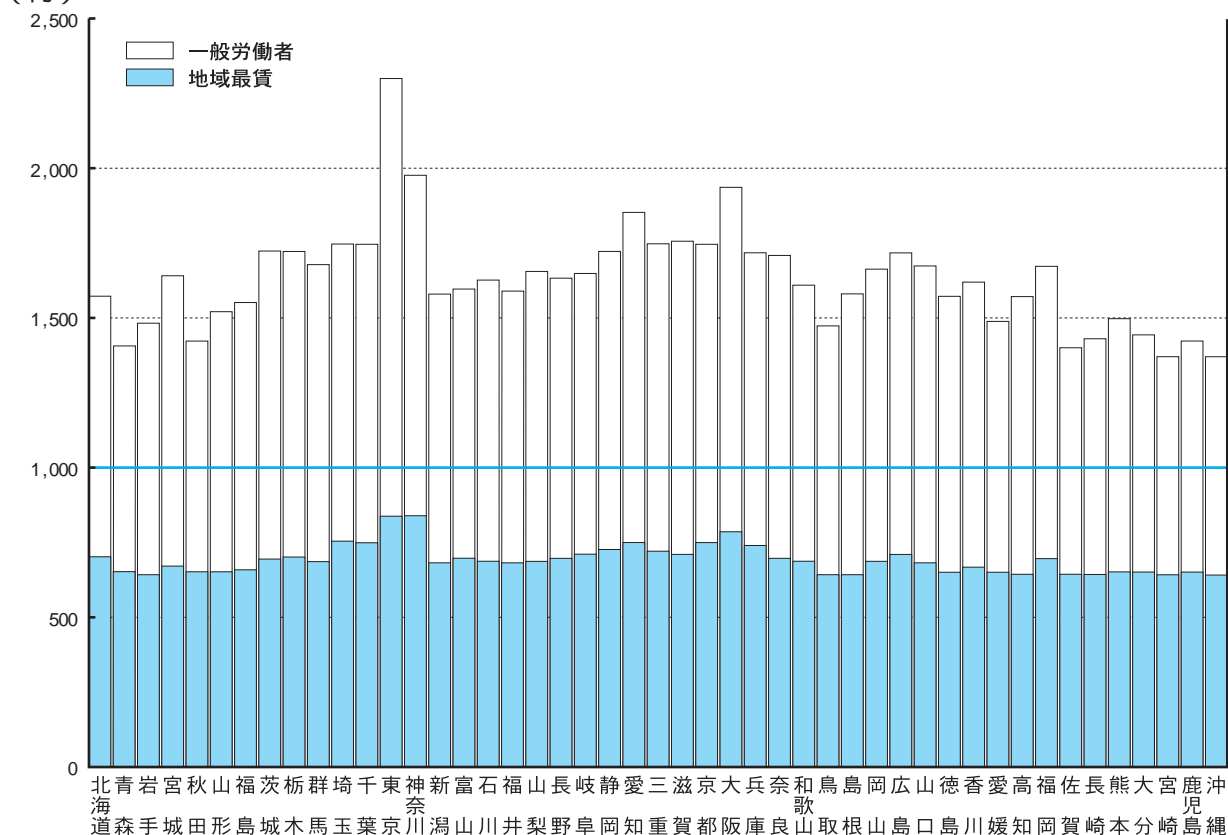
ちなみに、2011年の毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上)でみた県内の一般労働者の時間賃金は1,609円で、地域最賃654円は40.6%の水準である。

また、全国的な改定状況では、生活保護基準以下の11都道府県のうち6道府県が乖離額を解消できなかった。

地域最低賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県ごとに設定される。

図11 一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較(2011年水準)



資料出所 一般労働者の賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による一般労働者の所定内給与・所定内労働時間で算定。事業所規模30人以上。

表 11-1 地域別最低賃金 引き上げ額の推移

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
愛媛	時間額(円)	611	611	612	614	616	623	631	632	644	647	654
	前年差(円)	0	0	1	2	2	7	8	1	12	3	7
	前年比(%)	0.00	0.00	0.16	0.33	0.33	1.14	1.28	0.16	1.90	0.47	1.08
全国	時間額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749
	前年差(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12
	前年比(%)	0.00	0.15	0.15	0.45	0.75	2.08	2.33	1.42	2.38	0.96	1.63

表 11-2 2012年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		改定 目安額(円)	引き上げ額 (円)	引き上げ率 (%)	順位	発効年月日 (2012年)
	2012年	2011年					
北海道	719	705	10~15	14	1.99	11	10月18日
青森	654	647	4~5	7	1.08	32	10月12日
岩手	653	645	4	8	1.24	38	10月20日
宮城	685	675	7~10	10	1.48	29	10月19日
秋田	654	647	4	7	1.08	32	10月13日
山形	654	647	4	7	1.08	32	10月24日
福島	664	658	4	6	0.91	31	10月1日
茨城	699	692	4	7	1.01	19	10月6日
栃木	705	700	4	5	0.71	15	10月1日
群馬	696	690	4	6	0.87	21	10月10日
埼玉	771	759	6~12	12	1.58	4	10月1日
千葉	756	748	5~6	8	1.07	7	10月1日
東京都	850	837	10~12	13	1.55	1	10月1日
神奈川県	849	836	9~18	13	1.56	2	10月1日
新潟	689	683	4	6	0.88	28	10月5日
富山	700	692	4	8	1.16	17	11月4日
石川	693	687	4	6	0.87	23	10月6日
福井	690	684	4	6	0.88	25	10月6日
山梨	695	690	4	5	0.72	22	10月1日
長野	700	694	4	6	0.86	17	10月1日
岐阜	713	707	4	6	0.85	14	10月1日
静岡県	735	728	4	7	0.96	9	10月12日
愛知	758	750	5	8	1.07	6	10月1日
三重	724	717	4	7	0.98	10	9月30日
滋賀	716	709	4	7	0.99	13	10月6日
京都	759	751	4~8	8	1.07	5	10月14日
大阪府	800	786	8~15	14	1.78	3	9月30日
兵庫県	749	739	5~10	10	1.35	8	10月1日
奈良	699	693	4	6	0.87	19	10月6日
和歌山	690	685	4	5	0.73	25	10月1日
鳥取	653	646	4	7	1.08	38	10月20日
島根	652	646	4	6	0.93	46	10月14日
岡山	691	685	4	6	0.88	24	10月24日
広島	719	710	6~12	9	1.27	11	10月1日
山口	690	684	4	6	0.88	25	10月1日
徳島	654	647	4	7	1.08	32	10月19日
香川	674	667	4	7	1.05	30	10月5日
愛媛	654	647	4	7	1.08	32	10月24日
高知	652	645	4	7	1.09	46	10月26日
福岡	701	695	4	6	0.86	16	10月13日
佐賀	653	646	4	7	1.08	38	10月21日
長崎	653	646	4	7	1.08	38	10月24日
熊本	653	647	4	6	0.93	38	10月1日
大分	653	647	4	6	0.93	38	10月4日
宮崎	653	646	4	7	1.08	38	10月26日
鹿児島	654	647	4	7	1.08	32	10月13日
沖縄	653	645	4	8	1.24	38	10月25日
全国加重平均額	749	737	7	12	1.63	-	

12 賃金決定機構と愛媛の賃金構造

ここまで県内勤労者がおかれている賃金実態について、地域や業種、企業規模や性別、雇用形態など、さまざまな要素の複合によって、賃金格差が重層的に生まれていることを見てきた。

春闘の歴史を振り返りながら、賃金決定（賃上げ）の大まかな流れを見ていく。1955年に始まったとされる春闘は、高度経済成長を背景にしながら、日本経済を牽引する金属産業などの労組をパターンセッターにしてスケジュール闘争計画を組むことで、その賃上げ水準が「春闘相場」となり他産業、中小企業、公務員に波及することで発展、定着してきた。賃金格差も縮小傾向に働き、一億総中流の出現にも大きく寄与したと言える。

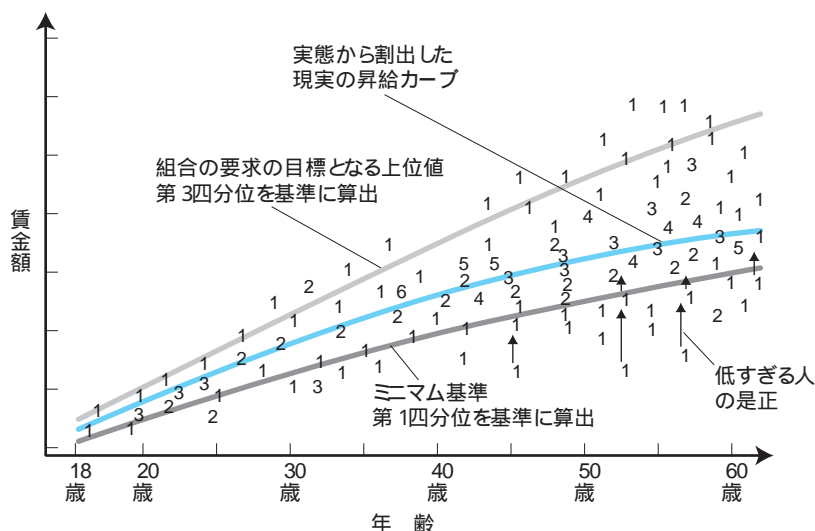
しかしながら、高度経済成長の終焉によって労働力需給は労働力不足から労働力過剰へ移り、さらにはバブル崩壊によって失業不安が広がると、賃金決定は経営側主導で進む力学に変化した。人事考課についても、能力・業績主義が導入され、賃上げ水準自体が見えにくい賃金体系に変化している。

このような中において、労働組合側の春闘要求戦略も、企業内での特定条件別の賃金表について、到達すべき水準・絶対額についての要求を行う「個別賃金要求方式」が進められてきた。格差の拡大にもなって、低すぎる賃金水準にある層のゆがみを是正し、底上げを図りながら、目指すべき賃金水準を求めていくスタイルである。

私達をとりまく環境は、なお長引くデフレ、雇用の不安定化などにより賃金低下に歯止めがかかっていない。2012年末の政権交代により、金融政策による2%のインフレ目標設定で、経済競争力を取り戻す政策がとられようとしている。しかしながら、これまでの底割れしてきた賃金の回復が伴っていかねば、勤労者の生活は苦しくなるばかりであり、個人消費が戻るはずもなく、内需拡大やデフレからの脱却は達成できない。非正規労働者や未組織労働者、また賃金カーブを持たない中小零細企業にも春闘結果を波及させていくために、「個別賃金水準」について社会的に共有されるべき賃金水準を開示し、年齢、職種、熟練度等による相場形成をつくっていくことが求められる。

次項で示すように、連合愛媛は1998年以来、毎年、愛媛県内の組合員を対象に基準内賃金の調査を実施し、賃金ミニマムの設定を行っている。こうした取り組みは、地場中小に働く勤労者賃金の引き上げ目安、また地域における賃金相場形成に大きな役割を持っている。こうした地道な組織労働者の運動は、最賃を引き上げること、パート賃金や女性労働者、未組織労働者の賃金を引き上げ格差を縮小していくことにつながっていく。「自分の賃金」ではなく、「自分たちの賃金」をどの水準まで引き上げていくか、という考え方が大切である。

図12 個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ



賃金配分のゆがみを是正しながら、あるべき賃金カーブを目指す。実態把握、プロット図の作成分析、目標設定、労使の協議

こうして描かれる賃上げ後の賃金カーブをもとに、社会的にモデルとなる年齢別、職種別、熟練度等による賃金水準を開示し、賃金体系を持たない中小零細企業への春闘相場の波及を図る。

資料出所 『月刊労働組合 2013年増刊号No.579』
(実態把握を基本に賃金還元へ 眞中行雄 JAM会長 記事)より作成

表 12 愛媛の賃金構造（男性労働者・201年ベース）

企業規模	現金給与額	月間労働時間	平均年齢	勤続年数	1時間当たり賃金（格差）	年間賃金（格差）
	(円)	(時間)	(歳)	(年)	(円)	(円)
1,000人以上	386,600	178.0	41.6	16.6	2,172 (100.0)	5,963,400 (100.0)
愛媛県一般行政職→	359,400		45.0	22.8		
県内市一般行政職→	327,378		42.8	20.8		
県内町村一般行政職→	311,064		44.6	23.3		
100～999人	301,200	181.0	40.5	11.9	1,664 (77.3)	4,392,600 (73.7)
10～99人	290,500	190.0	43.8	11.3	1,529 (70.4)	3,960,100 (66.4)
5～9人	262,900	176.0	45.7	14.0	1,494 (68.8)	3,401,100 (57.0)

松山市標準生計費	227,890					
生活扶助基準月額	145,770					
女性高卒初任給	141,400	129.0	(所定内)		1,096 (50.5)	
女性パートタイマー	87,000	100.0	47.1	5.8	870 (40.1)	1,068,500 (17.9)
地域最低賃金	64,374	(時間額647円×5.1時間×19.6日)			647 (29.8)	772,488 (13.0)

- 資料出所 1) 民間企業の「1,000人以上」から「5～9人」は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(201年7月調査)による。
 2) 地方公務員の賃金は地方財務協会『平成22年地方公務員給与の実態』(201年4月調査)による。
 3) 「松山市標準生計費」は愛媛県人事委員会算定(201年4月分)の4人世帯の額である。
 4) 「生活扶助基準月額」は平成23年度の松山市(2級地-1)標準3人世帯(夫33才、妻29才、子ども4才)の生活扶助基準である。
 5) 「女性高卒初任給」「女性パートタイマー(時間給)」は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』(201年7月調査)による。
 6) 「女性高卒」の月間労働時間は、「毎月勤労統計」(規模5人以上)の201年平均女性所定内労働時間による。
 7) 「地域最賃」の月額算定のための1日労働時間数・月間労働日数等は上記の女性パートタイマーの時間数等を準用した。

13 連合愛媛賃金実態調査と地域ミニマム運動

中小企業では、まだまだ賃金体系が整備されておらず、賃金表がなかったり、定期昇給が制度化されていないなどといった企業も少なくない。これでは、春闘での要求などで「賃金カーブの維持」といった要求設定は不可能であるし、目指すべき賃金水準がなければ交渉を行うことは難しくなる。

そのため、連合愛媛では、中小企業労働者の賃金実態調査に取り組むことで、企業内での最低賃金や年齢ポイント別賃金、賃金制度の確立と定期昇給の制度化などにむけて地道な取り組みを進め、さらには「これ以上賃金を下げさせない」ために、それぞれの職場や地域の中から「それ以下の賃金水準をなくす」=「地域ミニマム運動」が取り組まれている。

前ページでも見たとおり、重層構造をなす賃金構造を是正していくためには、底上げを図っていかなくてはならない。その上で「地域ミニマム運動」が持つ意味は大きく、さらには企業内での最低賃金協定の設定などにつなげていくことも重要となってくる。

調査要項

- 1 調査の目的 労働組合の共同の取り組みによって、地域の中小企業労働者の最低賃金を引き上げるために、愛媛の「最低基準」賃金を設定することを目的とする。そのために、愛媛県内労働者の賃金実態を把握する。
- 2 調査の対象 連合愛媛加盟の労働組合の組合員の基準内賃金。
基準内賃金は、時間外手当・休日労働手当・交代手当・通勤手当等を除く「毎月決まって支払われる賃金」である。
- 3 調査期日 2012年 10月

(凡例)

本調査の基準内賃金は、時間外手当・休日出勤手当・交代手当・通勤手当等を除く、「毎月決まって支払われる賃金」である。

本調査は、上記の連合愛媛加盟の 64の労働組合、組合員 4,810人（男性 4,043人、女性 767人）の基準内賃金、さらにそのうち中小地場（299人以下）の組合員 1,742人（男性 1,542人、女性 200人）について集計している。

調査対象者の平均年齢は全体が 39.0歳、勤続 15.6年。中小地場（299人以下）が平均年齢 39.9歳、勤続 14.9年である。

分位数とは・・・労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、何等分目かに位置する者の値。

第1十分位数 = 全体を十等分し、低い方から 10%目にあたる人の賃金

第1四分位数 = 全体を四等分し、低い方から 25%目にあたる人の賃金

中位数 = 全体のちょうど真ん中 50%目にあたるひとの賃金

第3四分位数 = 全体を四等分し、低い方から 75%目にあたる人の賃金

第9十分位数 = 全体を十等分し、低い方から 90%目にあたる人の賃金

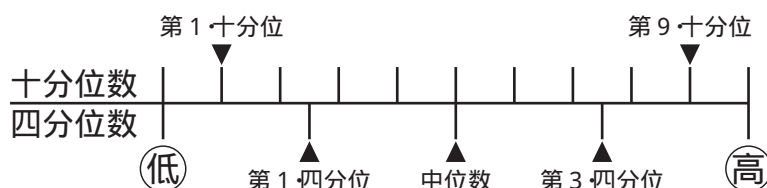
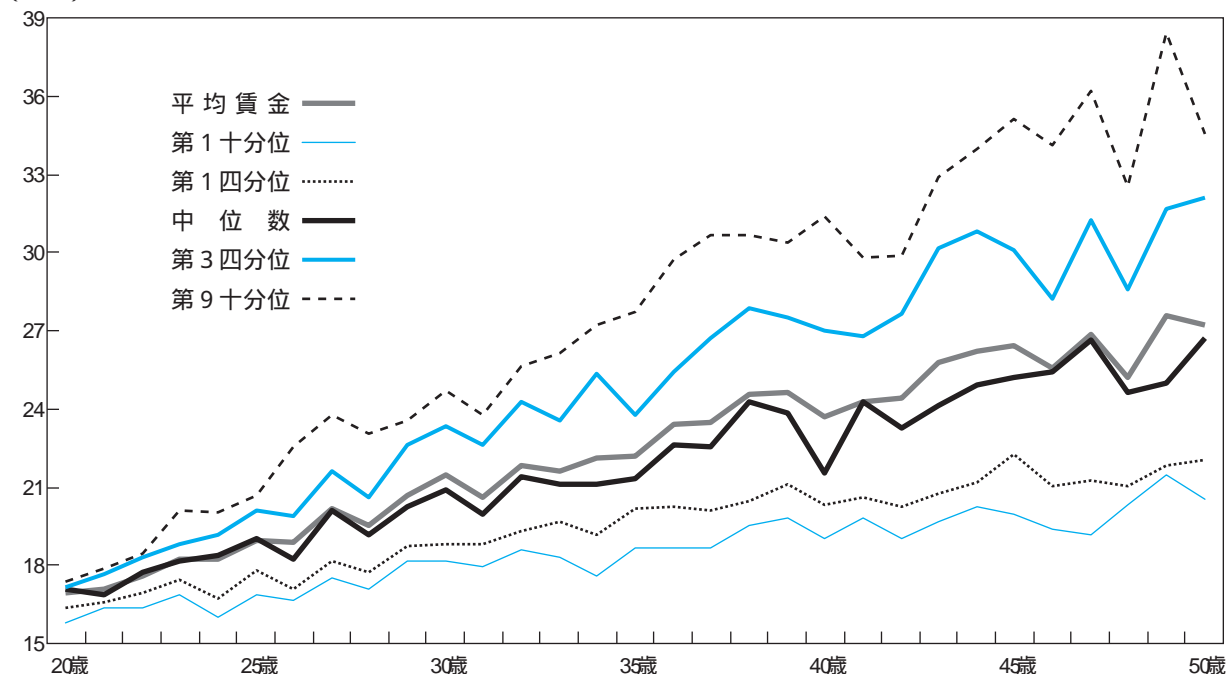


図 13 連合愛媛中小地場(299人以下)の賃金水準比較



次ページ表 13-2で、中小地場（299人以下）の賃金水準について、第1十分位数と平均賃金を比べてみる。35歳時点で見ると、平均賃金 221,773円に対して、第1十分位は 186,572円で、両賃金水準の間には 35,201円の差がある。

賃金水準の低下を防ぎ改善を目指していくには、引き上げ幅だけの取り組みでは不十分であり、到達すべき水準が必要となる。

この水準（地域ミニマム設定値）について連合愛媛では、連合各構成組織の「年齢別最賃」との整合性やこれまでの推移などを基本に、賃金実態調査の中小地場（299人以下）の賃金と特性値等を考慮して6つの年齢ポイント別に、299人以下の第1十分位数を基準に設定している。

表 13-1 連合愛媛 2013年度地域ミニマム設定値

年齢	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳
06金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
07金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
08金額	150,800	160,700	170,900	178,600	185,500	191,800
09金額	151,000	162,100	172,500	181,700	189,100	194,200
10金額	156,200	165,000	174,100	181,700	189,100	194,200
11金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
12金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000
13金額	159,700	168,200	179,400	191,400	201,900	209,000

(参考) 連合・中小共闘水準値 2013方針

25歳 (190,000円)	30歳 (215,000円)	35歳 (240,000円)	40歳 (265,000円)
----------------	----------------	----------------	----------------

表 13-2 連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）

単位＝円

年 齡	調査対象 人員(人)	平均賃金	第1 十分位数	第1 四分位数	中位数	第3 四分位数	第9 十分位数
18歳	10	157,720	154,700	155,000	157,500	161,300	161,300
19歳	20	159,631	152,870	154,733	156,000	165,700	168,500
20歳	21	169,676	158,000	163,680	170,669	171,579	173,900
21歳	22	170,515	163,690	165,973	168,770	176,625	178,580
22歳	18	175,980	163,458	169,500	177,000	182,735	184,340
23歳	33	182,254	168,523	174,459	181,400	188,300	201,148
24歳	29	182,246	159,860	167,200	183,880	191,900	200,681
25歳	29	189,754	168,340	178,370	190,000	201,000	206,900
26歳	37	189,178	166,632	170,600	182,300	198,536	225,782
27歳	34	201,995	175,490	181,473	201,340	216,360	238,064
28歳	40	195,143	170,720	177,300	191,920	206,232	230,862
29歳	51	207,108	181,942	187,210	202,200	225,854	235,710
30歳	43	214,597	181,668	188,310	209,260	233,750	246,820
31歳	52	206,355	179,770	188,309	199,350	226,003	237,911
32歳	46	218,093	186,204	193,369	214,233	242,545	256,100
33歳	51	216,070	182,800	197,023	210,800	235,215	261,330
34歳	50	221,118	175,570	191,618	211,232	253,473	272,412
35歳	45	221,773	186,572	202,000	213,240	237,570	277,140
36歳	74	234,458	186,659	202,798	225,900	254,293	297,295
37歳	60	235,158	186,750	200,925	225,409	267,108	306,873
38歳	56	245,890	195,210	204,400	242,600	278,573	306,970
39歳	78	246,048	197,914	210,800	238,468	275,095	303,616
40歳	53	237,049	190,026	203,000	215,136	270,100	314,164
41歳	46	242,541	198,170	205,963	242,945	267,933	298,222
42歳	37	244,067	190,492	202,176	233,000	276,700	299,084
43歳	47	258,114	196,832	207,700	241,300	301,650	329,088
44歳	47	261,829	202,448	211,610	249,000	308,117	339,744
45歳	43	264,179	199,540	222,375	251,800	300,793	351,035
46歳	57	255,495	193,872	210,200	253,993	282,029	340,984
47歳	59	268,528	191,840	212,900	266,200	312,430	361,880
48歳	37	251,905	203,436	210,420	246,600	285,621	325,500
49歳	40	276,006	214,844	218,550	249,950	316,525	384,613
50歳	28	272,509	205,122	220,650	266,950	321,325	345,431
51歳	32	243,600	190,813	212,188	228,870	283,858	305,523
52歳	30	265,362	197,160	232,413	259,400	301,797	347,966
53歳	35	253,882	198,376	220,740	245,900	263,550	346,007
54歳	28	257,353	204,460	214,863	246,475	286,984	332,239
55歳	41	291,815	215,700	237,960	275,560	350,390	387,260
56歳	47	300,845	237,824	260,805	289,700	327,690	388,234
57歳	26	301,230	228,000	252,575	291,575	324,175	400,721
58歳	38	289,060	196,176	217,223	254,890	359,791	426,750
59歳	45	299,344	202,566	234,980	274,000	378,271	427,745
60歳以上	27	235,001	159,880	202,566	204,880	289,263	334,326
合 計	1742	237,822	160,596	184,342	225,900	301,222	386,731

資料出所 2012年度連合愛媛賃金実態調査

表 13-3 連合愛媛年齢別賃金特性値表(全体・男女計)

単位 = 円

年 齡	調査対象 人員(人)	平均賃金	第 1 十分位数	第 1 四分位数	中位数	第 3 四分位数	第 9 十分位数
18歳	28	157,381	147,000	154,750	156,025	161,300	164,840
19歳	55	164,310	150,500	156,000	161,100	168,500	188,100
20歳	45	166,870	156,000	159,000	164,600	171,514	174,415
21歳	63	170,794	159,167	164,190	168,940	179,158	183,472
22歳	69	181,003	166,188	171,380	182,500	187,718	197,284
23歳	104	185,437	164,685	174,675	185,915	194,955	205,155
24歳	115	194,235	162,670	176,961	192,500	209,403	229,140
25歳	105	202,460	174,390	187,500	201,100	214,400	235,390
26歳	105	205,951	169,500	180,970	203,500	232,200	247,668
27歳	103	215,493	179,248	189,500	210,500	235,027	255,741
28歳	126	217,649	174,280	185,575	185,575	185,575	265,350
29歳	132	227,902	183,720	196,902	222,300	252,005	289,196
30歳	132	239,326	187,350	208,128	235,089	275,716	296,251
31歳	143	238,676	186,960	199,275	233,500	268,753	299,664
32歳	128	243,441	186,550	202,050	237,000	276,220	307,755
33歳	138	246,648	192,400	206,350	237,115	277,125	309,645
34歳	144	250,357	185,548	212,001	241,259	283,800	319,713
35歳	165	267,290	200,061	219,100	268,960	303,000	346,522
36歳	160	268,150	191,959	218,489	253,990	316,975	367,041
37歳	170	270,752	193,545	215,202	259,220	316,112	365,615
38歳	191	279,454	198,600	224,911	277,100	321,750	373,700
39歳	191	282,948	206,500	236,918	284,550	322,800	351,800
40歳	156	284,442	200,740	223,953	289,580	329,960	371,100
41歳	136	287,931	202,625	235,975	285,475	337,750	376,275
42歳	112	288,485	197,091	236,688	279,300	339,350	389,200
43歳	133	301,709	207,208	241,200	306,000	349,700	390,329
44歳	140	299,888	207,445	236,084	306,881	351,423	380,492
45歳	131	299,347	212,088	242,482	300,000	349,633	377,930
46歳	127	292,101	203,278	238,650	279,700	343,230	408,318
47歳	126	302,105	205,120	248,850	302,600	355,543	394,350
48歳	108	305,729	207,314	245,565	316,900	358,035	411,300
49歳	133	327,767	216,660	263,455	341,700	391,340	414,780
50歳	91	315,262	211,395	235,540	311,050	380,240	432,000
51歳	83	304,621	202,980	228,870	302,500	358,519	428,040
52歳	65	308,319	213,342	252,800	304,100	362,350	415,200
53歳	73	309,057	214,860	245,900	312,700	366,530	408,684
54歳	66	303,230	206,825	229,625	299,850	358,902	406,750
55歳	97	337,973	226,050	271,550	356,680	404,000	435,564
56歳	117	343,570	251,004	282,950	345,630	399,960	438,938
57歳	81	327,603	229,100	279,650	330,400	383,800	432,728
58歳	84	332,962	214,710	254,184	322,231	417,600	452,990
59歳	99	329,322	202,566	259,250	345,300	412,710	440,402
60歳以上	40	256,899	165,220	202,566	214,704	345,622	359,648
合 計	4810	268,551	163,073	193,201	277,100	358,277	432,582

資料出所 2012年度連合愛媛賃金実態調査

Ⅲ 雇用の状況

14 県内の雇用情勢

愛媛の一般労働市場の推移をみると、世界的金融危機による企業業績の急激な悪化により 08年から雇用情勢は一転した。09年度を底に、2011年は0.76倍と2年連続で持ち直しの動きとなった。

図 14-2で示しているように、東中南予の有効求人倍率を月別に見てみると、緩やかではあるが持ち直しの動きが続いていることがわかる。10月時点で東予 0.95倍、中予 0.80倍、南予 0.85倍となっている。

また、新規学卒者の状況をみれば、今春卒業予定の県内学生の就職内定率（10月末時点）は、高校生が 69.7%（前年同期比 4.5ポイント増）、大学生は 51.7%（前年同期比 3.6ポイント増）となり、リーマン・ショックによって落ち込んでいた新卒内定水準も2年連続で持ち直す動きが見られている。

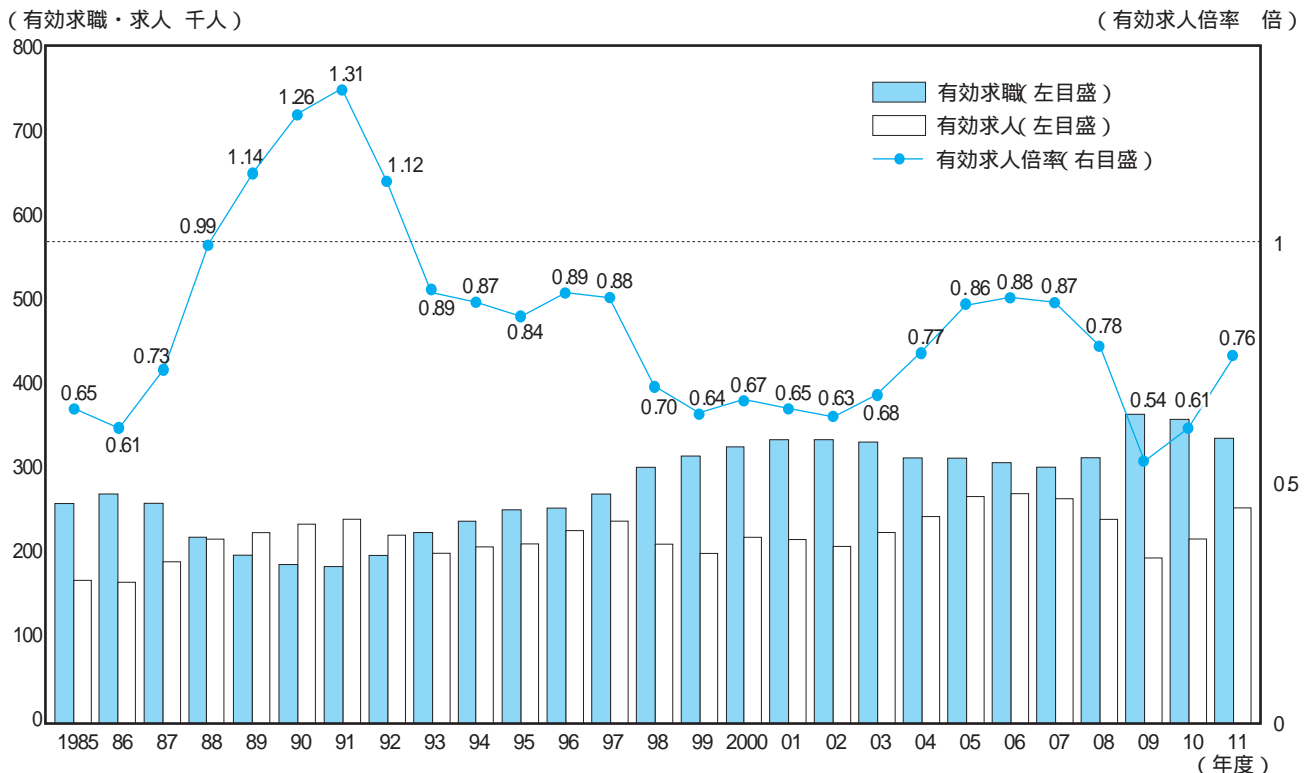
当協議会が発行する調査報告書『愛媛における勤労者の生活不安の背景』（2010年12月調査）によると、リーマン・ショック後に企業が実施した不況対策は、労働時間に関する対策として「残業抑制」が最も多くなっている。しかしながら、「労働時間の短縮」や「一斉休業」といった対策は一部にしか取

られておらず、総労働時間を大幅に短縮しながら雇用を守る“ワークシェアリング”はほとんどとられていない。むしろ人員削減に関する対策として、「雇用抑制」、「非正規社員の人員削減」、「正社員の人員削減」といった対策が、それぞれ一定の割合で実施されており、トータルでは人員削減策が最大の不況対策として実施されたことを報告している。今後も国内景気は、世界景気の下振れや金融資本市場の変動等によるリスクを抱えており、こうした動きは再び起こりうる。雇用を守ることを基本としながら、やむなく失業してしまった人達に対しては、就労に向けた自立心を損なわせない雇用機会を設ける環境整備やセーフティネットの整備等、引き続き適切な対応が望まれる。

有効求人倍率

有効求人数を有効求職者数で除した率。「有効」の意味は、求人・求職の申し込みは有効期限（通常2ヵ月）があるのでその効力が存続しているものと、各月の新規求人・求職者数を区別するためである。この数値が1より大きい小さいかで、労働市場の需要超過、供給超過の状態を知ることができる。

図 14-1 愛媛における一般労働市場の推移



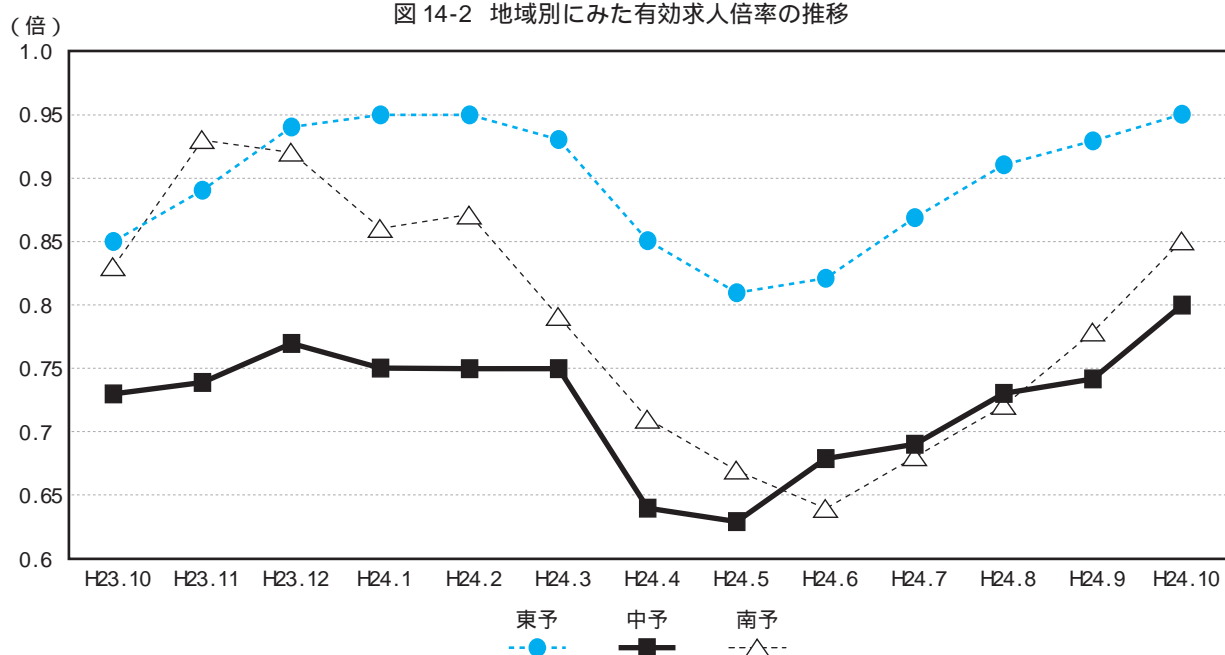
資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ

表 14 愛媛における一般労働市場の推移

	求 職		求 人		就職件数	新 規 求人倍率 C/A	有 効 求人倍率 D/B
	新 規 A	有 効 B	新 規 C	有 効 D			
	人	人	人	人	件	倍	倍
1985年度	60,140	259,505	58,176	168,591	19,711	0.97	0.65
90年度	44,502	186,343	85,532	235,535	16,497	1.92	1.26
95年度	56,181	251,224	79,553	210,548	17,494	1.42	0.84
96年度	58,019	254,254	85,476	227,285	18,257	1.47	0.89
97年度	60,663	270,010	89,519	238,826	18,159	1.48	0.88
98年度	68,913	303,613	82,173	212,341	20,336	1.19	0.70
99年度	74,098	315,814	81,140	201,958	22,220	1.10	0.64
2000年度	76,776	326,406	86,813	218,668	23,397	1.13	0.67
05年度	82,242	312,447	105,115	267,251	27,895	1.28	0.86
06年度	82,872	307,252	106,639	271,431	28,997	1.29	0.88
07年度	80,147	303,552	104,546	264,077	28,772	1.30	0.87
08年度	83,316	312,204	94,456	242,104	27,522	1.13	0.78
09年度	89,775	364,677	82,587	195,345	29,608	0.92	0.54
10年度	90,338	357,654	90,165	217,635	29,849	1.00	0.61
11年度	83,804	335,405	100,557	253,999	29,109	1.20	0.76
2012年 1月	7,296	25,529	9,160	21,330	1,995	1.26	0.84
2月	7,002	26,527	8,894	22,061	2,341	1.27	0.83
3月	7,650	28,291	9,107	23,013	2,820	1.19	0.81
4月	9,528	30,442	8,279	21,888	2,806	0.87	0.72
5月	7,749	30,896	8,575	21,489	2,754	1.11	0.70
6月	6,497	29,798	8,501	21,452	2,558	1.31	0.72
7月	6,680	28,999	8,659	21,589	2,390	1.30	0.74
8月	6,669	28,558	9,062	22,457	2,273	1.36	0.79
9月	6,742	28,563	8,958	23,013	2,432	1.33	0.81
10月	6,968	28,598	10,148	24,503	2,629	1.46	0.86

資料出所 愛媛労働局職業安定課まとめ。
 (注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。

図 14-2 地域別にみた有効求人倍率の推移



資料出所 愛媛労働局まとめ
 (注) 各地域は公共職業安定所の所在地域を示す。

15 失業・雇用情勢と「非正規労働者」

総務省の「労働力調査」によると、2011年の愛媛の労働力人口は691,000人で、うち就業者662,000人、完全失業者は29,000人で、完全失業率は4.2%となっている。

雇用者の就業実態について、平成23年の全国結果をみると、正規の職員・従業員は1年前に比べ22万人減少。非正規の職員・従業員は1,811万人と、48万人増加している。

2011年の全国結果（労働力調査）から、失業情勢・就業実態についてみると、全国の完全失業者は284万人となっており、うち失業期間が1年以上の完全失業者は109万人（岩手、宮城、福島県を除く）と1年前に比べ5万人減少したものの、依然として思うような再就職に至らない労働者が多くいることがうかがえる。また、雇用形態別の就業実態については、役員を除く雇用者5,163万人のうち、正規の職員・従業員は3,352万人で1年前に比べ22万人の減少、非正規の職員・従業員は1,811万人で48万

人増加している。非正規の職員・従業員の内訳について平成17年と比較してみると、「パート・アルバイト」が109万人増（+9.7%増）「労働者派遣事業所の派遣社員」が10万人減（-9.4%）契約社員・嘱託が81万人増（+29.0%）その他が2万人減（-1.6%）となっており、とくに契約社員・嘱託の増加が目立っていることがわかる。

愛媛県内の実態について2010年国勢調査でみると、正規職員は67.5%、非正規労働者32.5%であり、男性は15%以上が非正規の働き方、女性においては50%以上になっている。

総務省統計局「就業構造基本調査」

総務省が5年ごとに10月1日現在で実施し、国民の就業および不就業の状態を調査し、地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業状態を把握している。最新の調査は平成19年10月調査。

図 15-1 愛媛県の就業・失業状況

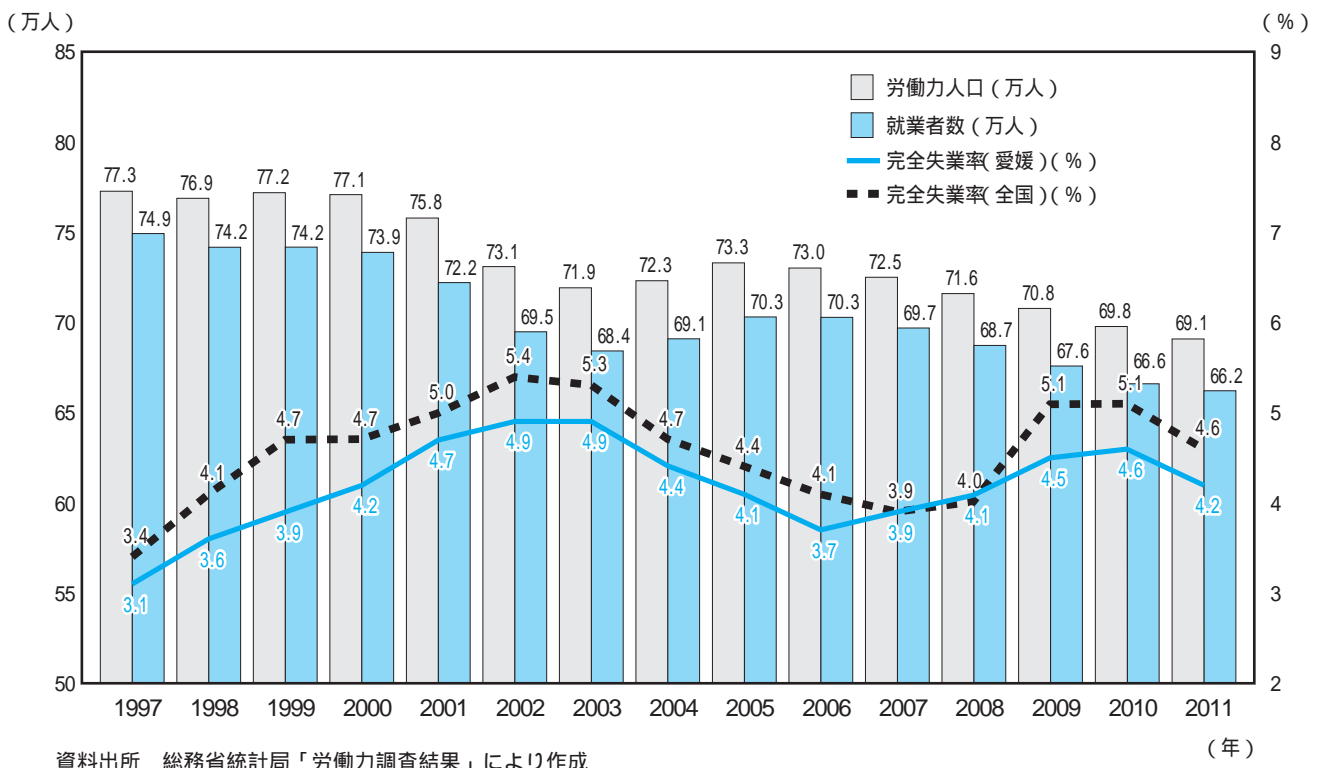


表 15-1 愛媛県の就業・失業状況

	愛 媛 県					完 全 失 業 率	
	労働力人口	就業者		非労働力人口	完 全 失 業 率	四 国	全国平均
		就業者	完全失業者				
	人	人	人	人	%	%	%
1997年平均	773,000	749,000	24,000	495,000	3.1	3.2	3.4
98年	769,000	742,000	28,000	505,000	3.6	3.7	4.1
99年	772,000	742,000	30,000	504,000	3.9	4.1	4.7
2000年	771,000	739,000	32,000	507,000	4.2	4.1	4.7
05年	733,000	703,000	30,000	541,000	4.1	4.3	4.4
06年	730,000	703,000	27,000	538,000	3.7	3.9	4.1
07年	725,000	697,000	28,000	534,000	3.9	3.9	3.9
08年	716,000	687,000	29,000	539,000	4.1	4.5	4.0
09年	708,000	676,000	32,000	542,000	4.5	5.0	5.1
10年	698,000	666,000	32,000	548,000	4.6	4.5	5.1
11年	691,000	662,000	29,000	550,000	4.2	4.6	4.6

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

表 15-2 雇用形態別就業者（全国）

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	10月～3月期	4月～6月期	7月～9月期	10月～12月期
男女計	雇 用 者	5,408	5,486	5,572	5,556	5,501	5,508	5,531	5,533	5,541	5,508	5,541
	役員を除く雇用者	5,008	5,092	5,185	5,175	5,124	5,138	5,163	5,154	5,192	5,139	5,168
	正規の職員・従業員	3,375	3,415	3,449	3,410	3,395	3,374	3,352	3,334	3,416	3,334	3,325
	非正規の職員・従業員	1,634	1,678	1,735	1,765	1,727	1,763	1,811	1,819	1,776	1,804	1,843
	パート・アルバイト	1,120	1,126	1,166	1,155	1,156	1,196	1,229	1,239	1,205	1,227	1,243
	労働者派遣事業所の派遣社員	106	128	133	140	108	96	96	96	94	99	93
	契約社員・嘱託その他	279	284	299	322	323	333	360	362	350	353	375
実数(万人)	雇 用 者	3,165	3,194	3,240	3,220	3,162	3,148	3,163	3,159	3,180	3,147	3,165
	役員を除く雇用者	2,864	2,897	2,947	2,928	2,874	2,865	2,885	2,871	2,913	2,867	2,888
	正規の職員・従業員	2,357	2,378	2,408	2,367	2,345	2,324	2,313	2,292	2,361	2,303	2,297
	非正規の職員・従業員	507	519	539	560	527	540	571	578	552	563	590
	パート・アルバイト	247	247	255	248	250	259	276	283	260	268	291
	労働者派遣事業所の派遣社員	42	49	54	55	37	35	39	42	40	38	34
	契約社員・嘱託その他	149	151	162	180	174	181	197	198	194	197	200
女	雇 用 者	2,243	2,292	2,332	2,337	2,341	2,361	2,369	2,375	2,363	2,362	2,376
	役員を除く雇用者	2,144	2,195	2,237	2,248	2,250	2,273	2,279	2,282	2,280	2,272	2,281
	正規の職員・従業員	1,018	1,036	1,041	1,043	1,050	1,051	1,039	1,041	1,056	1,032	1,028
	非正規の職員・従業員	1,126	1,159	1,196	1,205	1,200	1,223	1,241	1,243	1,224	1,242	1,253
	パート・アルバイト	872	878	911	906	906	937	954	957	947	959	952
	労働者派遣事業所の派遣社員	64	78	81	85	72	62	59	58	56	62	60
	契約社員・嘱託その他	130	133	137	142	149	152	163	165	155	156	175

非正規の職員・従業員の割合（%）

男女計	32.6	33.0	33.5	34.1	33.7	34.4	35.1	35.3	34.2	35.1	35.7
男	17.7	17.9	18.3	19.2	18.4	18.9	19.8	20.1	18.9	19.6	20.5
女	52.5	52.8	53.5	53.6	53.3	53.8	54.4	54.4	53.7	54.6	54.9

資料出所 総務省統計局「労働力調査結果」により作成。

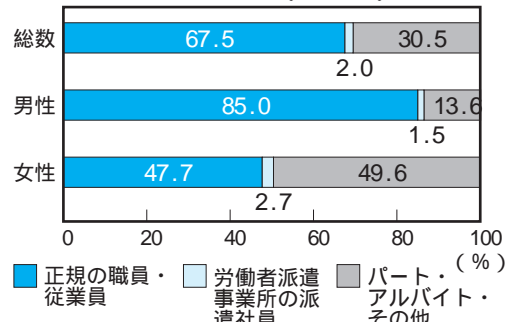
表 15-3 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）（人）

	15歳以上人口	労働力人口	就業者	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイトその他
総数	1,237,582	702,615	651,605	489,110	330,039	9,960	149,111
男性	573,657	396,597	361,878	259,311	220,311	3,861	35,139
女性	663,925	306,018	289,727	229,799	109,728	6,099	113,972

資料出所 総務省統計局「平成 20年国勢調査報告」より作成。

（注） 「雇用者」は「役員」を除いている。

図 15-2 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）



資料出所 総務省統計局「平成 20年国勢調査報告」より作成。

16 組織率の低下と組織化の課題

厚生労働省の労働組合基礎調査による 2012年の全国の推定組織率は、17.9%で前年比 0.2ポイント減少、過去最低となった。

全労働組合員数は 989万 2千人となり、前年から 6万 8千人減で、3年連続の減少、組織率の低下に歯止めがかかっていない。

それを踏まえて、愛媛県内をみても 2012年の労働組合数は 560組合で前年に比べ 36組合（6.0%）の減少、組合員数は 8万 3,184人で前年に比べ 970人（1.2%）の減少となった。推定組織率は 15.7%で前年比 0.2ポイントの減少となった。

組合規模別にみると、組合数については 299人以下規模が 489組合（全体の 87.3%）で全体の 9割弱を占めるなかで、組合員数は 30,904人で（全体の 37.2%）4割弱に留まっている。

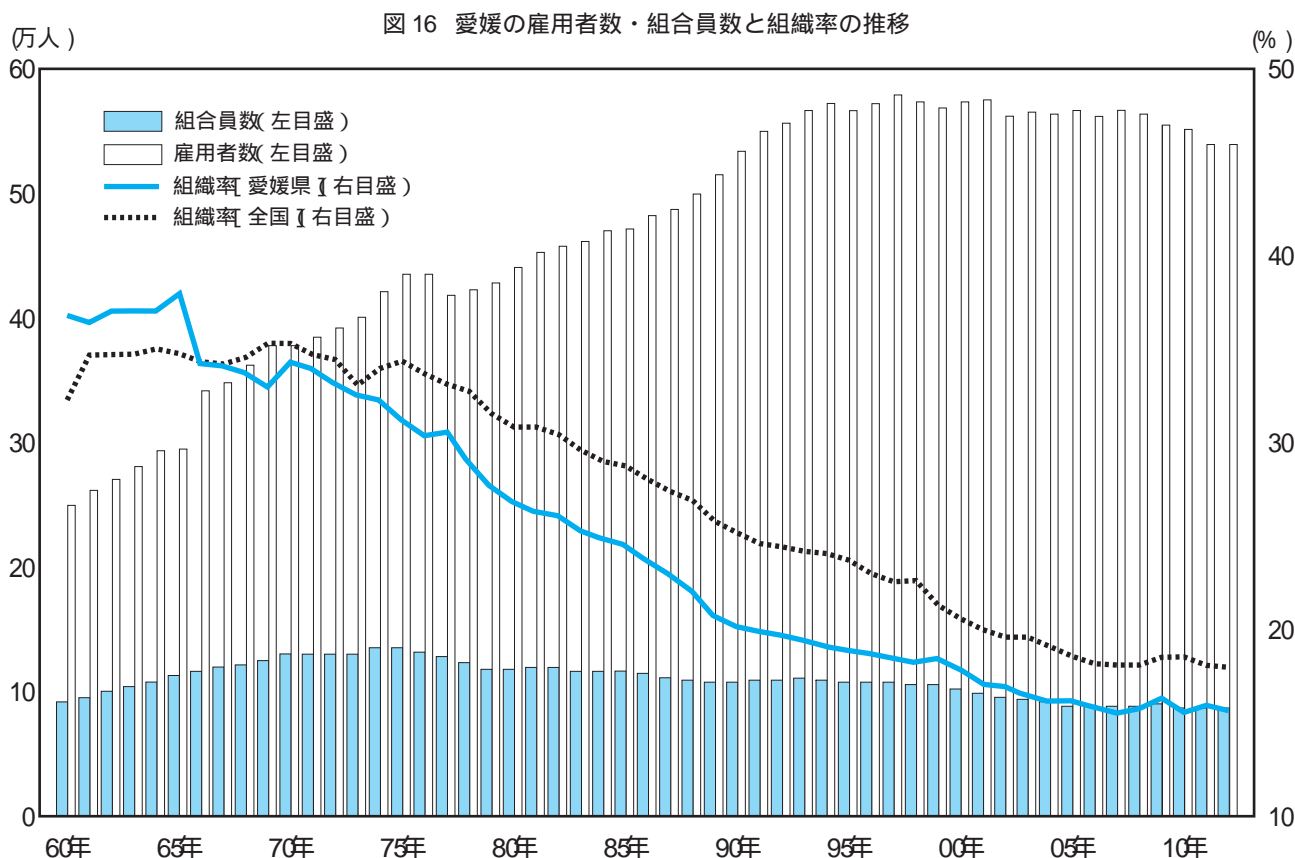
規模別の組織率についてももう少しみれば、全国調

査ではあるが表 16-3をみると従業員 1,000人以上規模では組織率 45.8%が、100～999人で 13.3%、労働者の約半数が雇用される 100人未満の企業での組織率はわずか 1.0%しかないことがわかる。

また同調査より、全国的なパートタイム労働者の組織化状況をみれば、組合員数は 83万 7千人で前年比 6万 1人増、推定組織率 6.3%、全労働組合員数に占める割合も 8.5%と確実に増加しており、今後もパート等非正規労働者の待遇改善を含めた組織化とともに、中小未組織労働者の組織化にも一層の力を入れる必要がある。

組織率

労働組合に加入している労働組合員数を雇業者全体数で除した率。



2011年の組合員数を除く数値については、平成 23年度は平成 24年 4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成 23年 6月分」を用いて算出している。

表 16-1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移

	組合数	組合員数(人)	対前年 増加率(%)	推定組織率(%)	
				愛媛	全国
1960年	554	90,458	2.5	36.8	32.2
65年	739	109,570	3.6	38.0	34.8
70年	804	126,664	3.5	34.3	35.4
75年	907	132,834	0.5	31.2	34.4
80年	873	115,324	0.4	26.8	30.8
85年	865	113,290	0.7	24.5	28.9
90年	826	104,954	0.5	20.1	25.2
95年	799	105,008	1.9	18.9	23.8
2000年	782	99,986	2.9	17.8	21.5
05年	672	87,232	2.4	15.7	18.7
06年	649	86,828	0.5	15.8	18.2
07年	639	85,944	1.0	15.5	18.1
08年	619	86,552	0.7	15.7	18.1
09年	613	88,436	2.2	16.3	18.5
10年	599	84,446	4.5	15.6	18.5
11年	596	84,154	0.3	15.9	18.1
12年	560	83,184	1.2	15.7	17.9

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査。

推定組織率については、例年、総務省「労働力調査(6月分)」の雇用者数を算出しているが、平成23年度は平成24年4月に公表された「労働力調査の東日本大震災に伴う補完推計平成23年6月分」を用いて算出している。

表 16-2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数 (平成24年6月現在)

規模	労働組合数			労働組合員数				
	対前年差	対前年比(%)	構成比(%)	対前年差	対前年比(%)	構成比(%)		
合計	560	-36	94.0	100.0	83,184	-970	98.8	100.0
300人以上	71	0	100.0	12.7	52,280	-320	99.4	62.8
1,000人以上	12	-1	92.3	2.1	23,629	-1,203	95.2	28.4
500~999人	23	1	104.5	4.1	15,152	559	103.8	18.2
300~499人	36	0	100.0	6.4	13,499	324	102.5	16.2
299人以下	489	-36	93.1	87.3	30,904	-650	97.9	37.2
200~299人	34	3	109.7	6.1	8,326	710	109.3	10.0
100~199人	76	-6	92.7	13.6	10,624	-765	93.3	12.8
30~99人	156	-9	94.5	27.9	9,310	-233	97.6	11.2
29人以下	223	-24	90.3	39.8	2,644	-362	88.0	3.2

資料出所 愛媛県経済労働部労政雇用課調査

表 16-3 全国の企業規模別(民営)労働組合員数及び推定組織率(単位労働組合)

企業規模	労働組合員数		雇用者数		推定組織率(%)
	(千人)	構成比(%)	(万人)	雇用者比率(%)	
計	8,289	100.0	4,961	100.0	16.7
1,000人以上	5,198	62.7	1,135	22.9	45.8
100~999人	1,846	22.3	1,389	28.0	13.3
99人以下	246	3.0	2,385	48.1	1.0

資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」
注) 複数企業の労働者で組織される労働組合及び規模不明の労働組合の標記をしていないため合計は一致しない。

表 16-4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移(単位労働組合)

	パートタイム労働者労働組合員数(千人)	全労働組合員数に占める割合(%)	短時間雇用者数(万人)	推定組織率(%)
平成17年	389	3.9	1,172	3.3
平成18年	515	5.2	1,187	4.3
平成19年	588	5.9	1,218	4.8
平成20年	616	6.2	1,232	5.0
平成21年	700	7.0	1,317	5.3
平成22年	726	7.3	1,291	5.6
平成23年	776	7.8	-	-
平成24年	837	8.5	1,332	6.3

注) 「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

IV 労働時間をめぐる問題

17 愛媛の労働時間の動向

厚生労働省「毎月勤労統計調査」で、愛媛の労働時間の動きについてみると、事業所規模 5人以上では、2011年の常用労働者 1人の平均月間総労働時間は前年比 0.1%増の 152.6時間で、年間総労働時間に換算すると 1831時間となった。その内訳をみると、所定内労働時間が前年比 0.4%減の 143.0時間で、所定外労働時間については前年比 7.7%増の 9.6時間となった。

図 17-1で労働時間指数の推移をみると、所定外労働時間の増加を中心としながら、次第にリーマンショック以前の数値（平成 17年 =100）に戻りつつあることがわかる。

毎月勤労統計の常用労働者は、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短いパートタイム労働者を含んでおり、図 17-2では、パートタイム労働者を除いてみる。事業所規模 5人以上の一般労働者の

2010年の年間総労働時間は 2074時間である。ここ 20年の推移をみると 2100時間代から 2000時間台へと減少の動きがみられていたものの、高止まりした状況にある。

今後の景気回復にともなって、経済活動の成果を、所得だけでなく労働時間の短縮にも分配していく、そして積極的な雇用拡大を図っていくことが、生産性を高め着実な経済成長を実現していく上で重要となる。

労働時間の区分

「所定内労働時間」は、就業規則で定められた始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数。「所定外労働時間」は、早出、残業、休日出勤等の労働時間数。「総実労働時間」は、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計。

表 17-1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（2011年）

[規模 5人以上]

(平成 17年 = 100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	23年		23年		23年		23年 実数	前年差
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比		
調査産業計 [愛媛県]	152.6	0.1	143.0	0.4	9.6	7.7	20.1	0.0
製造業	167.2	1.0	152.2	0.4	15.0	8.8	20.2	0.0
卸売・小売業	150.8	3.2	143.2	3.2	7.6	5.2	21.1	0.0
医療・福祉	140.6	2.9	136.6	2.6	4.0	10.7	19.8	0.3
サービス業 (他に分類されないもの)	137.3	1.7	127.3	2.0	10.0	0.0	20.1	0.6
調査産業計 [全国]	145.6	0.4	135.6	0.4	10.0	0.0	19.0	0.0
全国結果との比較 (全国 = 100%)	104.8							

[規模 30人以上]

(平成 17年 = 100)

労働時間等の別 産業別	総実労働時間						出勤日数	
	23年		23年		23年		23年 実数	前年差
	実数	前年比	実数	前年比	実数	前年比		
調査産業計 [愛媛県]	152.8	0.0	142.1	0.3	10.7	3.3	19.8	0.1
製造業	169.0	1.4	152.3	0.5	16.7	10.5	19.9	0.0
卸売・小売業	139.9	0.6	133.6	0.9	6.3	10.7	20.8	0.0
医療・福祉	140.8	2.5	136.9	2.1	3.9	13.0	19.5	0.4
サービス業 (他に分類されないもの)	129.7	1.6	122.3	1.6	7.4	1.4	19.8	0.5
調査産業計 [全国]	149.0	0.6	137.1	0.5	11.9	1.1	19.0	0.0
全国結果との比較 (全国 = 100%)	102.6							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。以下、同じ。

図 17-1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移

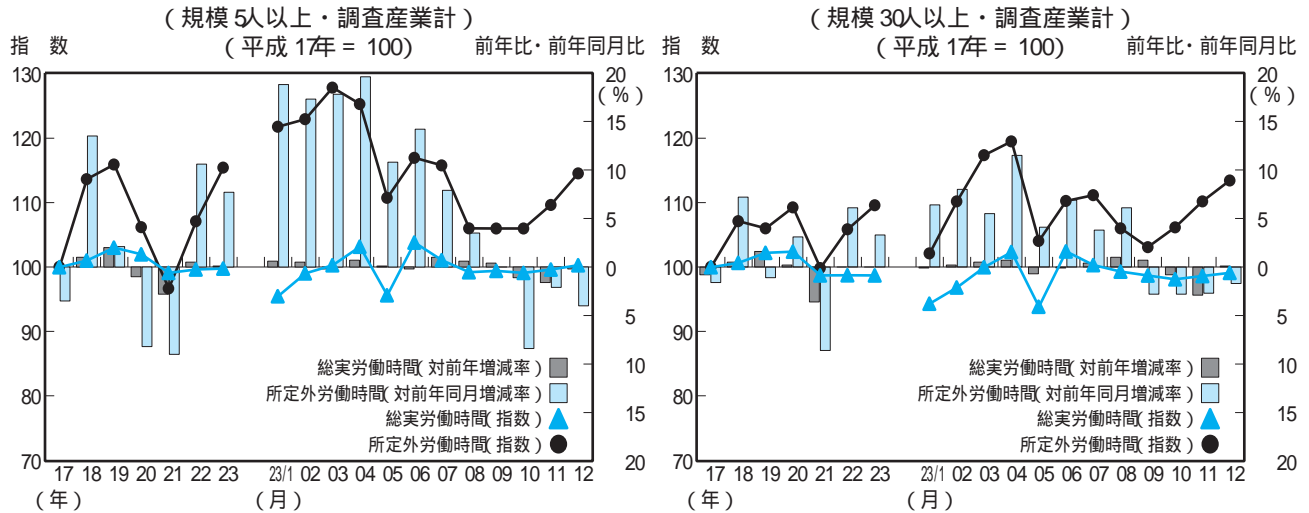
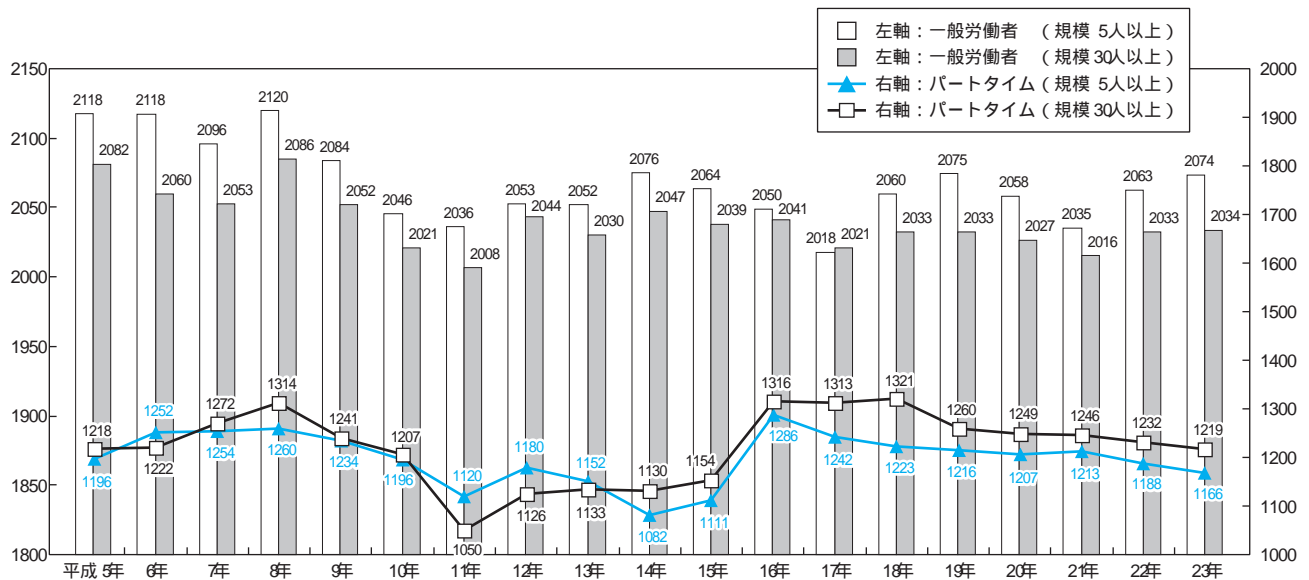


表 17-2 愛媛の平均月間労働時間の推移 (調査産業計・事業所規模 30人以上)

	月間総実労働時間		月間所定内労働時間		月間所定外労働時間		年間総実労働時間	
	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国
1960年	200.8	202.7	181.1	180.8	19.7	21.9	2,409.6	2,432.4
65年	188.1	192.9	175.4	176.4	12.7	16.5	2,257.2	2,314.8
70年	189.8	186.6	171.1	169.9	18.7	16.7	2,277.6	2,239.2
75年	177.7	172.0	166.5	161.4	11.2	10.6	2,132.4	2,064.0
80年	179.5	175.7	167.7	162.2	11.8	13.5	2,154.0	2,108.4
85年	178.8	175.8	165.5	161.0	13.3	14.8	2,145.6	2,109.6
90年	175.6	171.0	162.4	155.5	13.2	15.5	2,107.2	2,052.0
95年	164.1	159.1	153.1	147.7	11.0	11.4	1,969.2	1,909.2
2000年	154.5	154.9	143.6	143.3	10.9	11.6	1,854.0	1,858.8
05年	159.9	152.4	148.4	140.0	11.5	12.4	1,918.8	1,828.8
06年	160.8	153.5	148.5	140.6	12.3	12.9	1,929.6	1,842.0
07年	157.8	154.2	147.4	140.8	10.4	13.4	1,893.6	1,850.4
08年	157.3	153.0	146.6	140.1	10.7	12.9	1,887.6	1,836.0
09年	152.8	147.3	143.0	136.4	9.8	10.9	1,833.6	1,767.6
10年	153.0	149.8	142.6	137.8	10.4	12.0	1,836.0	1,797.6
11年	152.8	149.0	142.1	137.1	10.7	11.9	1,833.6	1,788.0

資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計要覧』各年版より作成。

図 17-2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移



資料出所 厚生労働省『毎月勤労統計調査』より作成。

18 労働時間の産業・規模間格差の是正を

愛媛の労働時間の特徴をもう少し詳しくみてみる。毎月勤労統計調査の2011年男性労働者（事業所規模5人以上）について、年間総実労働時間を産業別にみると、産業間で大きな格差があることがわかる。もっとも長いのが運輸・郵便業で2230.8時間、もっとも短いのが医療・福祉業の1808.4時間である。両産業の間には422.4時間の差が生じている。

愛媛県中小企業団体中央会による「愛媛県における中小企業の労働事情」2011年7月調査によると、週所定労働時間が40時間以内の企業は、全体で90.5%となり前年比2.0ポイント減となった。従業員規模別にみると1～4人で76.5%、5～9人で77.3%、10～29人で92.2%、30～99人で97.5%、100～300人で94.9%となっている。漸次週40時間への移行が進んでいるが、企業規模によってまだまだ所定労働時間が40時間を超える事業所がある

ことも事実である。所定外労働については、「1～10時間」が最も多く35.4%で、次いで「0時間」が23.8%、「10～20時間」が20.4%となっている。

2010年4月1日に施行された改正労働基準法では、限度時間を超える時間外労働を労使で削減していくため、法定割増賃金率の引き上げや代替休暇制度が創設され、また年次有給休暇が労使協定によって時間単位で取得できるようになった。長時間労働は賃金不払い残業（サービス残業）や、過労など労働者のメンタルヘルスにかかわる重大な問題であり、削減に向けた取り組みが求められる。

代替休暇制度

引き上げ分の割増賃金部分を有給休暇で消化できる制度

表 18-1 愛媛の産業別・男女別みた労働時間（2011年）

（調査産業計・事業所規模5人以上）

			産業計	建設業	製造業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	医療・福祉	サービス業
月間	合計	出勤日数	20.1	21.7	20.2	20.6	21.1	19.3	19.8	20.1
		総実労働時間	152.6	173.0	167.2	179.4	150.8	149.3	140.6	137.3
		所定外労働時間	9.6	12.5	15.0	22.6	7.6	6.7	4.0	10.0
	男性	出勤日数	20.6	21.8	20.4	21.0	21.6	19.6	19.3	20.1
		総実労働時間	169.1	175.6	175.3	185.9	170.8	159.2	150.7	152.4
		所定外労働時間	14.4	13.5	18.5	24.9	11.3	8.3	7.1	13.2
女性	出勤日数	19.5	20.9	19.7	17.6	20.4	19.1	19.9	20.1	
	総実労働時間	132.8	153.4	148.0	133.4	127.3	141.0	137.8	122.0	
	所定外労働時間	3.8	5.0	6.5	6.6	3.2	5.3	3.1	6.7	
年間	合計	出勤日数	241.2	260.4	242.4	247.2	253.2	231.6	237.6	241.2
		総実労働時間	1,831.2	2,076.0	2,006.4	2,152.8	1,809.6	1,791.6	1,687.2	1,647.6
		所定外労働時間	115.2	150.0	180.0	271.2	91.2	80.4	48.0	120.0
	男性	出勤日数	247.2	261.6	244.8	252.0	259.2	235.2	231.6	241.2
		総実労働時間	2,029.2	2,107.2	2,103.6	2,230.8	2,049.6	1,910.4	1,808.4	1,828.8
		所定外労働時間	172.8	162.0	222.0	298.8	135.6	99.6	85.2	158.4
女性	出勤日数	234.0	250.8	236.4	211.2	244.8	229.2	238.8	241.2	
	総実労働時間	1,593.6	1,840.8	1,776.0	1,600.8	1,527.6	1,692.0	1,653.6	1,464.0	
	所定外労働時間	45.6	60.0	78.0	79.2	38.4	63.6	37.2	80.4	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。

表 18-2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（2011年）

（単位：％）

	合計	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
2000年	100.0	3.2	25.2	57.0	14.6
05年	100.0	8.6	28.4	54.4	8.6
06年	100.0	9.4	27.1	51.8	11.8
07年	100.0	9.4	29.3	50.2	11.1
08年	100.0	9.5	27.1	51.6	11.7
09年	100.0	8.3	24.5	52.1	15.1
10年	100.0	14.2	24.5	49.8	11.5
11年	100.0	10.7	24.7	55.1	9.5
製造業	100.0	10.8	29.7	51.4	8.1
非製造業	100.0	10.6	20.5	58.3	10.6
1～4人	100.0	23.5	17.6	35.4	23.5
5～9人	100.0	13.6	25.0	38.7	22.7
10～29人	100.0	4.7	26.6	60.9	7.8
30～99人	100.0	6.3	27.8	63.4	2.5
100～300人	100.0	20.5	17.9	56.5	5.1
全国平均	100.0	11.3	28.2	47.8	12.7

資料出所 愛媛県中小企業団体中央会『愛媛県における中小企業の労働事情』（2011年7月調査）より作成。以下同様

表 18-3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2011年）

（単位：％）

	0時間	1～10時間	10～20時間	20～30時間	30～50時間	50時間以上
産業計	23.8	35.4	20.4	10.0	8.3	2.1
製造業	20.5	40.2	21.4	10.7	5.4	1.8
非製造業	26.6	31.3	19.5	9.4	10.9	2.3
1～4人	73.6	5.3	10.5	5.3	5.3	-
5～9人	44.2	30.2	9.3	9.3	4.7	2.3
10～29人	17.5	44.4	20.6	3.2	12.7	1.6
30～99人	12.8	34.7	23.1	17.9	7.7	3.8
100～300人	8.1	43.3	32.4	8.1	8.1	-
全国平均	30.6	29.7	18.9	11.6	7.7	1.5

図 18 愛媛の中小企業の月平均残業時間（2011年）

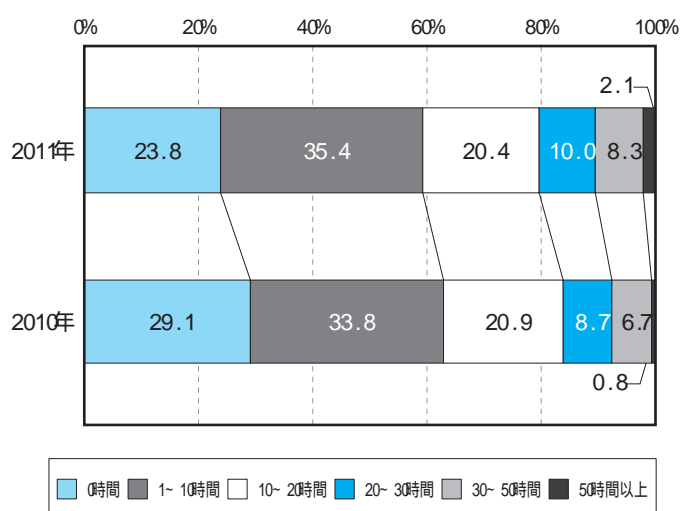


表 18-4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（2011年）

	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
産業計	15.7	6.8	43.3
製造業	15.5	7.4	48.0
非製造業	15.8	6.3	39.6
1～4人	12.4	7.1	57.7
5～9人	13.5	5.9	43.6
10～29人	15.9	5.8	36.5
30～99人	16.9	8.4	49.5
100～300人	16.0	5.6	34.7
全国平均	15.5	6.9	44.6

19 サービス残業の実態について

愛媛労働局のまとめによると、100万円以上の賃金不払い残業（サービス残業）を労働基準監督署からは是正指導され、残業代に当たる割り増し賃金を支払った県内企業は、201年度は13社で前年比10社減、対象労働者数は668人で80人減、是正支払い金額は3,178万円、前年度比で4,716万円減となった。一企業あたりの平均額は、244万円で、対象労働者一人当たり換算すると平均4万7,575円となっている。

これについて10万円以上の遡及是正事案として見てみると、事案数は10件、対象労働者数は1,699人、是正支払い金額は5,777万9,782円にのぼっている。

全国的な状況について、厚生労働省のまとめによる201年度における100万円以上の賃金不払い残業は是正事案は、企業数で1,312企業、対象労働者数は1万7,002人、支払われた割り増し賃金の合計額は145億9,957万円となり、前年度比で74社減、是正金額22億7,599万円増となった。

賃金不払い残業

「所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所定の賃金または割り増し賃金を支払うことなく労働を行わせること」-いわゆるサービス残業のこと。労働基準法に違反することとなる。

表 19-1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）

業種別事業数の推移

（単位：件）

業種	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	前年比
業種計	19	16	18	35	27	25	23	13	- 10
製造業	3	6	10	16	13	4	3	2	- 1
建設業	-	-	-	-	1	0	4	0	- 4
商業	5	4	1	12	6	11	11	3	- 8
運輸・交通業	-	-	-	-	1	1	0	2	2
金融・広告業	1	0	2	1	0	2	0	0	0
保健衛生業	1	2	0	2	1	1	2	2	0
接客娯楽業	3	1	1	2	3	1	2	2	0
その他	6	3	4	2	2	5	1	2	1

業種別対象労働者数の推移

（単位：人）

業種	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	前年比
業種計	2,462	547	671	1,044	633	779	779	668	- 80
製造業	43	135	394	449	123	97	148	61	- 87
建設業	-	-	-	-	13	0	107	0	- 107
商業	577	129	20	432	289	317	277	161	- 116
運輸・交通業	-	-	-	-	50	20	0	23	23
金融・広告業	1,279	0	135	24	0	23	0	0	0
保健衛生業	146	84	0	39	54	11	158	339	181
接客娯楽業	107	185	19	60	41	1	53	17	- 36
その他	310	14	103	40	63	310	5	67	62

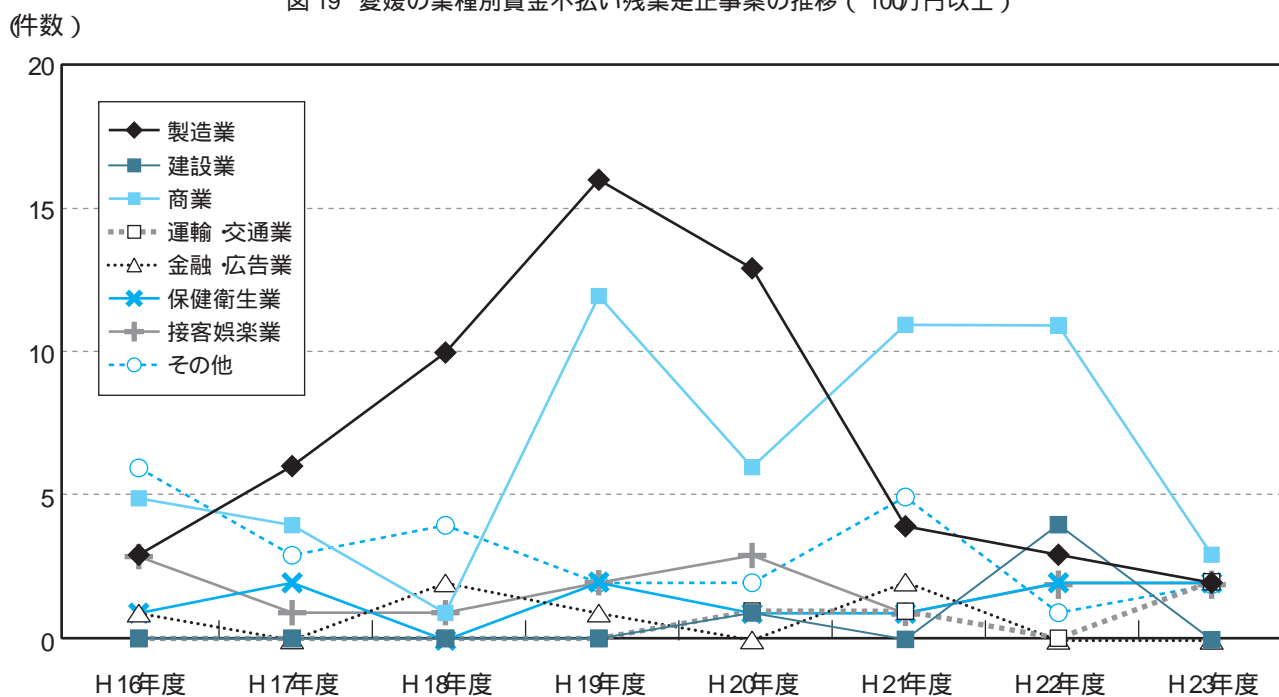
業種別是正支払金額の推移

（単位：万円）

業種	H 16年度	H 17年度	H 18年度	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	前年比
業種計	25,214	5,333	5,084	9,527	6,682	9,074	7,894	3,178	- 4,716
製造業	402	2,988	3,723	5,504	2,909	1,490	939	426	- 513
建設業	-	-	-	-	101	0	1,188	-	- 1,188
商業	2,095	1,052	107	2,812	1,123	2,823	3,190	527	- 2,663
運輸・交通業	-	-	-	-	1,164	187	0	437	437
金融・広告業	19,337	0	327	421	0	330	0	0	0
保健衛生業	717	304	0	291	128	204	806	707	- 99
接客娯楽業	928	294	220	285	715	462	1,657	238	- 1,419
その他	1,735	695	707	214	542	3,578	114	843	729

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成

図 19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移（10万円以上）



資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表 19-2 愛媛の賃金不払い残業にかかる遡及是正状況（10万円以上）

	平成 23年度に 10万円以上の遡及是正をした事案				
	事案数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり 是正額	労働者一人当たり 是正額
製造業	22	9,062,915	266	411,950	34,071
建設業	5	1,636,185	23	327,237	71,138
運輸交通業	5	5,753,660	36	1,150,732	159,823
畜産・水産業	1	284,284	11	284,284	25,844
商業	39	15,761,249	719	404,134	21,921
金融広告業	2	675,627	26	337,813	25,985
教育研究業	2	348,530	4	174,265	87,132
保健衛生業	8	8,566,046	399	1,070,755	21,468
接客娯楽業	5	3,261,150	75	652,230	43,482
清掃・と畜業	5	1,544,520	43	308,904	35,919
その他	7	10,885,616	97	1,555,088	112,222
合計	101	57,779,782	1,699	572,077	34,008

資料出所 「愛媛労働局まとめ」より作成。

表 19-3 全国の不払残業是正指導結果の推移

	100万円以上の割増し賃金の是正支払い事案						
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	対前年
是正企業数	1,679社	1,728社	1,533社	1,222社	1,386社	1,312社	74社
対象労働者数	182,561人	179,543人	180,730人	111,889人	115,231人	117,002人	+ 1,771人
割増賃金支払い額	22億 1,485万円	27億 4,261万円	19億 1,351万円	11億 298万円	12億 2,358万円	14億 9,957万円	+ 2億 7,599万円
1企業平均額	1,353万円	1,577万円	1,263万円	950万円	889万円	1,113万円	+ 224万円
1労働者平均額	12万円	15万円	11万円	10万円	11万円	12万円	+ 1万円

資料出所 厚生労働省 平成 23年度「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より作成

V 高齢者の状況

20 進む愛媛の高齢化

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課調査によると、2012年 4月 1日現在で愛媛県内の 65歳以上の人口は 385,799人で、前年同月より 6,005人増となっている。

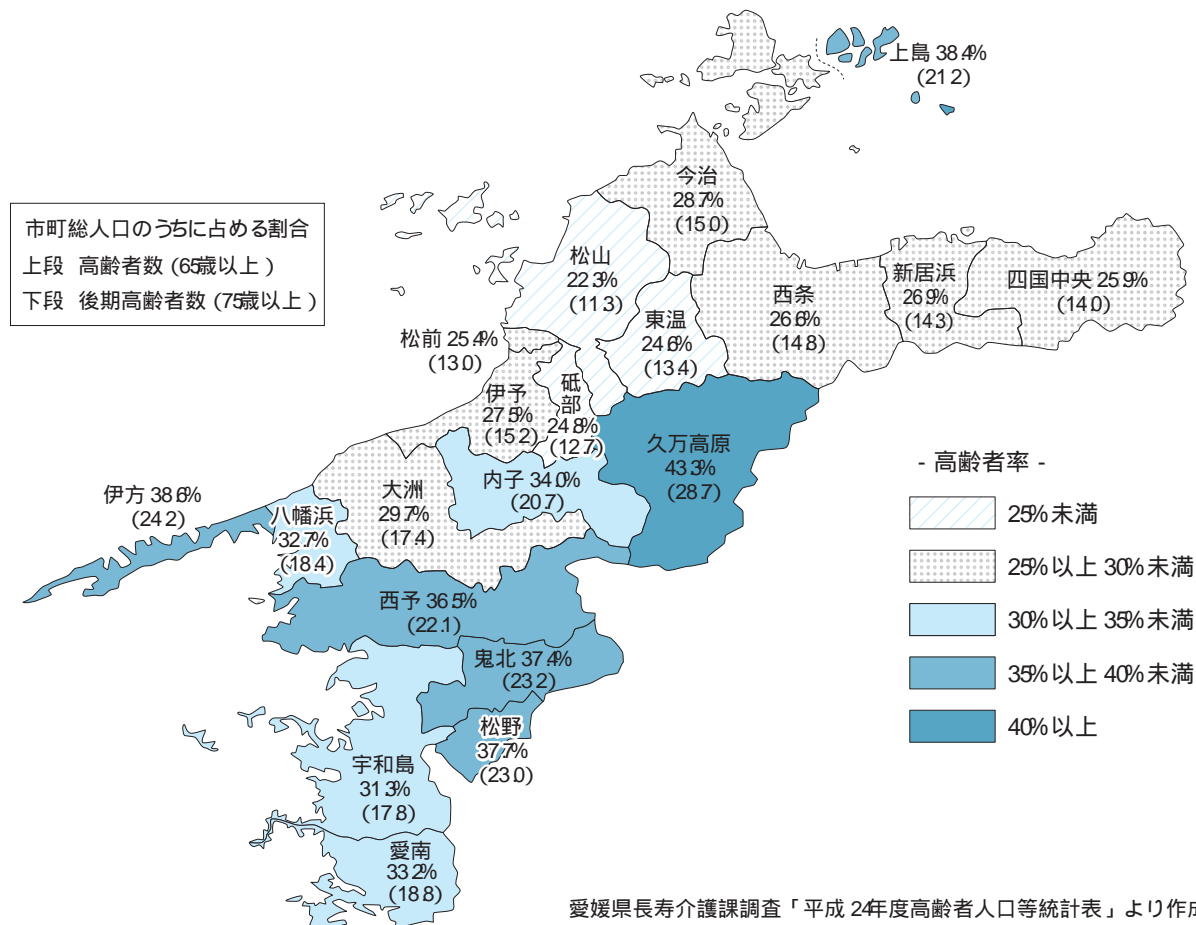
2011年 10月実施の総務省「人口推計年報」で都道府県別にかつブロック別にわけて高齢化率（総人口に対する 65歳以上人口の割合）を整理したのが右表である。愛媛県の高齢化率は 26.9%で、都道府県の高位順で 9位となっている。前年に比べ 0.2ポイント上昇し、順位は変わらなかった。なお全国平均は 23.3%で 0.3ポイント上昇している。この表からも分かるように都道府県の高齢化率には大きな違いがみられ、秋田県の 29.7%をトップにして最も低いのが沖縄の 17.3%となっている。各地域別にみると東北、中国・四国に高齢化率が高い県が

比較的集中しているが、総じて全国的に高齢化率が上昇傾向にあるのは言うまでもない。

地域間の格差は、県内でみるとさらに拡大する傾向にあり、下図のとおり高齢化率が最も低い松山市（22.3%）と最も高い久万高原町（43.3%）の間には 21ポイントの差がある。

ついで 30%を超えている自治体は、伊方町（38.6%）上島町（38.4%）松野町（37.7%）鬼北町（37.4%）西予市（36.5%）そして内子町（34.0%）愛南町（33.2%）八幡浜市（32.7%）宇和島市（31.3%）の 3市 6市町である。他の 9市町は 20%台である。しかしながら、県内 20市町は共通して高齢化率が年々上昇しており、高齢化の問題は少子化の問題と共に地域の過疎・過密問題等と総合して把握することが重要である。

図 20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2012年 4月現在）



愛媛県長寿介護課調査「平成 24年度高齢者人口等統計表」より作成。

表 20 都道府県別高齢者人口(65歳以上人口)の割合(201年)

順位	北海道・東北	関 東	中 部	近 畿	中国・四国	九 州
1	秋田県 29.7					
2					島根県 29.1	
3					高知県 29.0	
4					山口県 28.2	
5	山形県 27.6					
6				和歌山県 27.5		
7	岩手県 27.3				徳島県 27.1	
8					愛媛県 26.9	
9						大分県 26.8
10						
11			長野県 26.7			
12						鹿児島県 26.5
13					鳥取県 26.4	
14			新潟県 26.4			
15			富山県 26.4			
16						長崎県 26.2
17	青森県 26.1					
18					香川県 26.1	
19						宮崎県 25.9
20						熊本県 25.8
21					岡山県 25.4	
22	福島県 25.2					
23	北海道 25.2					
24			福井県 25.2			
25			山梨県 24.8			
26						佐賀県 24.7
27				三重県 24.4		
28				奈良県 24.4		
29			岐阜県 24.3			
30					広島県 24.3	
31			静岡県 24.1			
32		群馬県 23.9				
33			石川県 23.9			
34				京都府 23.7		
35				兵庫県 23.4		
36		茨城県 22.9				
37				大阪府 22.7		
38						福岡県 22.5
39	宮城県 22.4					
40		栃木県 22.3				
41		千葉県 22.0				
42		埼玉県 20.9				
43				滋賀県 20.9		
44			愛知県 20.6			
45		神奈川県 20.6				
46		東京都 20.6				
47						沖縄県 17.3

資料出所 総務省統計局「人口推計」(201年10月1日現在)

(注) 統計表単位未満は四捨五入しており、同数値であっても順位は異なる場合がある。

21 要介護（要支援）認定者数の状況

厚生労働省「介護保険事業状況報告」によると、県内の要介護（要支援）認定者数の推移は、2000年4月の3万5,810人から2012年4月には8万801人へと2倍以上増加している。65歳以上人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合、認定者割合も2000年4月の11.25%から2012年4月は20.8%へと倍近くになっている。

なお、2006年4月に行われた介護保険制度の大幅な改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため、それまでの主として要支援と要介護1が要支援1、要支援2および経過的要介護の区分となっている。

要介護1について見てみると、2007年以降減少傾向にあったが、2009年12,564人を底に再び増加傾向にあり、2012年4月30日時点は14,829人と前年比736人増（5.2%増）となっている。

2012年4月末時点の認定者数を中国・四国の9県別にみると、認定者割合は、最も低い山口県の18.7%から最も高い徳島県の21.7%まで3.0ポイントの差があるが、両県の間には他の7県が位置していることになり、9県で大きな差異はない。必ずしも高齢化率が高い県と認定者割合に相関関係があるとはいえない。

表 21-1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移

		200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	200年 4月30日	201年 4月30日	201年 4月30日	201年 4月30日	
被 保 険 者 数	合 計	318,422	327,170	335,103	342,278	345,015	349,884	357,656	365,609	370,787	376,515	381,544	388,533	
	第1号被保険者	317,454	325,962	333,732	340,686	343,249	347,937	355,565	363,508	368,644	374,357	379,376	386,341	
	第2号被保険者	968	1,208	1,371	1,592	1,766	1,947	2,091	2,101	2,143	2,158	2,168	2,192	
要 支 援 ・ 要 介 護 認 定 者 数	合 計	35,810	41,867	48,480	56,448	61,166	65,575	69,782	70,545	72,013	73,766	75,236	80,801	
	要支援	5,526	6,229	7,051	8,686	10,522	11,907							
	要支援1							393	4,120	8,933	9,518	10,484	11,761	11,794
	要支援2							486	5,384	10,752	11,255	10,757	10,180	10,894
	経過的要介護							12,864	6,891	17				
	要介護1	8,757	11,707	14,648	17,907	20,018	21,577	21,596	17,045	12,629	12,564	13,107	14,093	14,829
	要介護2	6,109	7,094	8,422	9,690	9,117	9,228	10,019	11,080	11,869	11,874	11,840	12,056	12,767
	要介護3	4,868	5,180	5,635	6,278	6,954	7,589	8,451	9,395	10,430	10,820	10,014	9,895	10,022
	要介護4	5,449	5,777	6,021	6,495	6,812	7,338	7,897	8,115	8,559	8,805	9,380	9,461	9,670
要介護5	5,101	5,880	6,703	7,392	7,743	7,936	8,076	8,515	8,824	8,930	9,654	10,279	10,825	
認定者割合(%)		11.25	12.80	14.47	16.49	17.73	18.74	19.51	19.30	19.42	19.59	19.72	20.40	20.80

資料出所 厚生労働省老健局介護保険課「介護保険事業状況報告」より作成。

(注)

- 2006年4月から介護保険制度改定により、要介護認定・要支援認定区分変更が実施されたため留意が必要。
- 2000年4月現在の人数は、旧措置入所者で非該当のものを「要支援」に整理している。
- 第2号被保険者数は、被認定者数である。
- 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数は当月末実績、居宅介護（支援）サービス受給者数・施設介護サービス受給者数・保険給付決定状況は、前々月サービス分である。
- 計数のない場合を - とする。
- 数値は、暫定版であり今後変更がある。

表 21-2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2012年 4月末現在）

保 険 者	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	認定者割合
鳥 取 県	3,543	4,419	-	4,753	5,336	4,290	4,294	4,247	30,882	19.9%
島 根 県	5,439	5,311	-	8,535	7,807	5,625	5,432	5,381	43,530	20.8%
岡 山 県	13,303	14,703	-	18,367	17,928	13,221	12,227	11,578	101,327	20.4%
広 島 県	22,730	20,223	-	25,968	22,686	17,355	14,864	15,563	139,389	19.9%
山 口 県	10,457	10,007	-	15,787	13,045	9,810	9,566	8,695	77,367	18.7%
徳 島 県	6,585	7,413	-	6,966	8,235	6,197	5,674	4,847	45,917	21.7%
香 川 県	4,869	7,619	-	9,591	9,824	7,142	5,783	5,585	50,413	19.3%
愛 媛 県	11,794	10,894	-	14,829	12,767	10,022	9,670	10,825	80,801	20.8%
高 知 県	5,622	5,214	-	8,024	6,686	5,880	5,848	6,491	43,765	19.7%

表 21-3 愛媛県内の市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2012年 4月末現在）

保 険 者	要支援 1	要支援 2	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計	認定者割合
松 山 市	4,452	3,575	-	4,799	3,258	2,599	2,693	3,052	24,428	21.0%
今 治 市	1,012	1,338	-	1,790	1,974	1,431	1,147	1,415	10,107	20.5%
宇和島市	1,484	729	-	1,076	896	670	650	921	6,426	23.9%
八幡浜市	341	230	-	570	326	282	348	243	2,340	18.6%
新居浜市	624	1,079	-	1,235	1,627	1,123	870	1,080	7,638	22.6%
西 条 市	801	677	-	1,110	982	758	730	874	5,932	19.4%
大 洲 市	389	316	-	508	363	317	378	267	2,538	17.8%
伊 予 市	297	272	-	420	230	281	331	226	2,057	18.9%
四国中央市	536	844	-	806	975	720	735	719	5,335	22.1%
西 予 市	374	416	-	533	471	352	374	495	3,015	19.3%
東 温 市	184	364	-	295	348	233	224	237	1,885	22.1%
上 島 町	85	66	-	118	76	65	51	89	550	18.3%
久万高原町	152	86	-	146	157	163	125	143	972	22.4%
松 前 町	278	188	-	288	177	199	203	130	1,463	18.4%
砥 部 町	145	163	-	189	139	161	161	126	1,084	19.4%
内 子 町	137	134	-	223	217	160	158	168	1,197	18.9%
伊 方 町	179	107	-	200	84	82	75	127	854	19.6%
松 野 町	38	27	-	58	67	50	48	48	336	20.3%
鬼 北 町	131	90	-	223	113	100	107	170	934	21.4%
愛 南 町	155	193	-	242	287	276	262	295	1,710	20.7%

VI 生活環境と生活問題

22 松山市の消費者物価指数

物価が上昇すれば相対的に貨幣価値は下がる。仮に物価が10%上昇すれば、それまで10個買っていたものが同じ値段で9個しか変えなくなるわけだから、「出費を増やす」か「購入数を減らす」かしないと生活が維持できなくなる。

春闘賃上げにおけるベースアップとは、生活向上、企業業績配分のほかに、この物価上昇分の確保を基本にしている。定期昇給分のみの賃上げでは、物価上昇下においては実質賃下げに他ならない。

愛媛県の消費者物価指数については、県庁所在地のデータとして松山市の物価が調査されている。

2012年の月別の推移を生鮮食品を除く総合物価指数の推移でみると、横ばいで推移している。

日本経済がデフレに陥ってから15年も経過している。図22-2でみると、物価下落以上のテンポで労働者賃金は下がり、当然のごとく勤労者世帯の消費支出も下がり続けている。

デフレからの脱却、内需喚起が言われて久しいが、デフレ解消のためには消費者購買力の向上が必要であり、それには一般消費者である勤労者所得の引き上げや、将来不安の解消なくしては成り立たない。

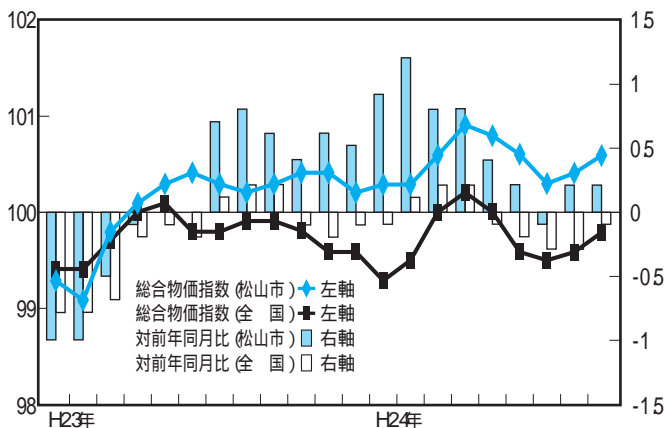
表 22 松山市の消費者物価指数

(H2年 = 100)

	総合	対前年(月)比	総合(生鮮食品を除く)	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服・履き物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
19年	100.5	0.0	101.1	95.7	102.6	96.7	107.2	100.7	101.3	101.9	111.3	104.6	99.9
20年	102.1	1.6	102.6	98.7	100.9	102.6	108.5	102.7	101.2	104.2	113.3	104.5	100.7
21年	100.6	-1.5	101.2	98.7	100.6	100.6	107.7	97.8	100.7	99.0	114.6	102.2	99.4
22年	100.0	-0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年	100.1	0.1	100.1	100.4	100.8	102.5	96.8	98.0	99.2	100.9	97.2	97.2	103.5
H2年 1月	100.5	1.1	100.3	102.0	101.7	103.3	99.6	93.2	98.3	101.3	97.3	95.5	103.2
2月	100.5	1.3	100.3	102.0	101.6	103.3	98.8	90.5	98.0	100.8	97.3	97.7	103.2
3月	100.9	1.0	100.6	102.0	101.7	103.7	96.2	96.6	98.1	101.7	97.3	98.1	103.3
4月	101.0	0.9	100.9	101.6	101.7	104.1	96.5	99.1	97.8	102.6	97.4	97.9	103.4
5月	100.9	0.6	100.8	101.4	101.7	104.0	96.0	99.3	98.4	102.2	97.4	97.8	103.4
6月	100.7	0.2	100.6	101.5	101.7	104.0	95.8	99.0	98.3	101.1	97.4	97.2	103.2
7月	100.3	-0.2	100.3	101.2	101.7	104.2	95.7	95.8	98.0	100.3	97.4	96.8	103.1
8月	100.3	0.1	100.4	101.4	101.6	104.8	93.1	92.7	97.6	100.8	97.4	97.8	103.4
9月	100.5	0.2	100.6	101.3	101.6	104.7	90.8	101.7	97.9	101.2	97.4	96.4	103.5
H2年全国	99.7	-0.3	99.8	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0	103.8

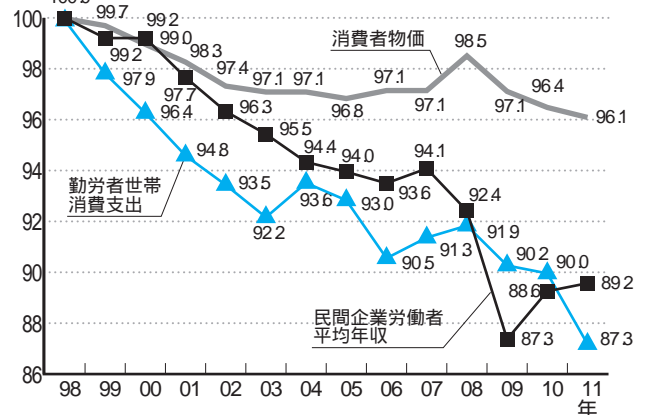
資料出所 総務省統計局まとめ。以下、同じ。

図 22-1 松山市の総合物価指数(生鮮食品を除く)の推移



注) 生鮮食品は豊作・不作などによって価格変動が大きいので、ここでは生鮮食品を除く総合指数をみる。

図 22-2 デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活(全国) (1998年 = 100とする指数)



出所: 総務省「消費者物価指数」生鮮食品含む総合。国税庁「税務統計からみた民間給与の実態」1年を通じて働いた者の集計。総務省「家計調査」勤労者・2人以上世帯

23 子どもの教育費

日本が抱える大きな問題のひとつに少子化問題がある。出生率の低下は、将来の社会保障負担、国内生産・需要等に多大な影響を与えることになる。厚生労働省発表の2011年合計特殊出生率は1.39であり、総務省統計局の推計による15歳未満の子どもの数（2011.4.1現在）は1,665万人で31年連続減、世界最低水準の状況が続いている。

出生率の低下は晩婚化や未婚率の上昇、さらには仕事と子育ての両立の難しさや、子育てにかかるコストが大きな要因として考えられる。

子どもの教育費について詳しく見ていきたい。愛媛銀行が県内の家庭を対象に行った「大学生の教育費に関するアンケート調査」によると、まず受験にかかる総費用（受験料・交通費・宿泊代）の出費は38.7万円（受験校数平均2.8）となっている。また学費平均（年間額）は、国公立で66.0万円、私立

文系で104.0万円、私立理系では138.0万円となっている。さらに自宅外の学生であれば仕送りも必要となり、仕送り額平均は月額9.1万円（うち住居費は4.9万円）で、4年間で換算すると436.8万円にもものぼる。

大学進学によって多くの教育費が必要になるが、高校卒業までにかかる費用はどうか。同調査で「保育園から高校までにかかった教育費」をみると、公立の場合312.2万円、私立で429.3万円となっている。

日本政策金融公庫が行っている平成24年度「教育費負担の実態調査結果」による「小学校以上に在学中の子ども全員にかかる費用」の世帯年収に対する割合は、平均38.6%（世帯年収平均557.8万円）であり、子育て世帯が抱える負担感の大きさもうなずける。

表 23- 1 大学にかかる年間学費

	(平均)
国 公 立	66.0万円
私立文系	104.0万円
私立理系	138.0万円

表 23-2 大学4年間にかかる総費用（学費＋生活費）の平均

	国 公 立	私立（文系）
自 宅 生	115.1万円 / 年 × 4年間 = 460.4万円	136.8万円 / 年 × 4年間 = 547.2万円
自宅外生	171.4万円 / 年 × 4年間 = 685.6万円	230.3万円 / 年 × 4年間 = 921.2万円

資料出所 ひめぎん情報センター 2012年大学生の教育費に関するアンケート調査

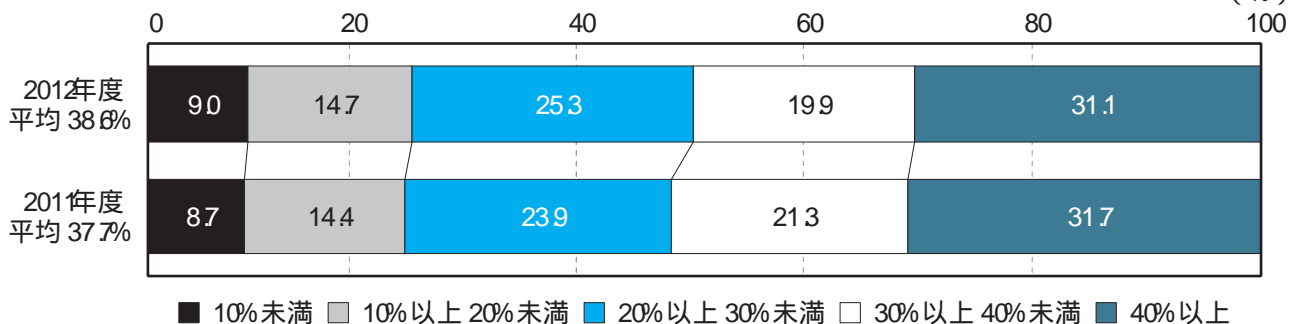
表 23- 3 保育園から高校までにかかった教育費

	保 育 園	幼 稚 園	小学校 (6年間)	中学校 (3年間)	高 校 (3年間)	予 備 校	全体平均
公 立	66.9万円	43.9万円	67.1万円	51.2万円	83.1万円	132.5万円	281.2万円
私 立	91.4万円	92.8万円	122.2万円	114.2万円	141.2万円		

資料出所 ひめぎん情報センター 2012年大学生の教育費に関するアンケート調査

図 23 在学費用の年収に対する割合

(%)



資料出所 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査」より作成

(注) 1) 小学校以上に在学中の子ども全員にかかる在学費用の年収に対する割合をまとめている
2) 世帯の平均年収は、2011年度566.9万円、2012年度557.8万円

24 愛媛の勤労者の景況感とくらし（第3回 愛媛勤労者定期観測調査）

この項では、愛媛県労働者福祉協議会が実施する「愛媛勤労者定期観測調査（勤労者短観調査）」を紹介する。調査は、県内勤労者を対象に年2回「景況感、仕事の現状、暮らし向き等」についての質問票によるアンケート調査となっている。勤労者自身が景気や雇用、生活の状況（家計）について日頃どうみているのかの動向データを蓄積していくことで、一般的に実施されている企業景気動向調査との比較・差違を図り、勤労者福祉の向上にむけて様々な場面で活用していくことを目的に実施している。

2012年11月に第3回調査を実施し、事業所の登録モニター476名に協力を依頼し、406名からの回答を得た。（第4回調査は2013年5月に実施予定）

今回の調査報告から、景況統計の主要指標として広く使用されるDI値の掲載が可能となった。

第3回 愛媛県勤労者短観調査 回答者属性

アンケート回収数	406		居住地		
性別	人	%	東予	人	%
男性	289	71.2	中予	176	43.3
女性	117	28.8	南予	52	12.8
年齢構成	人	%	その他	3	0.7
20歳代	69	17.0	年収	人	%
30歳代	114	28.1	200万円未満	25	6.2
40歳代	124	30.5	200万円～400万円未満	132	32.5
50歳代	88	21.7	400～600万円未満	159	39.2
60歳以上	11	2.7	600～800万円未満	70	17.2
業種	人	%	800万円以上	11	2.7
民間製造業	165	40.6	NA	9	2.2
民間非製造業	159	39.2	就業形態	人	%
公務員	43	10.6	正規	360	88.7
その他（医療、福祉団体等）	39	9.6	非正規	46	11.3

～職場や仕事について～

《勤め先の経営状況》……………図 24-1

1年前と比べて、勤め先の経営状況が「悪くなったと思う」が「良くなったと思う」を大きく超過した。経営状況DIは下落しており、勤労者から見た景気は悪化。

《身の回りの物価》……………図 24-2

1年前と比べて「上がったと思う」が多いものの、身の回り物価DIは下落しており、勤労者が見た物価は下落傾向。

《賃金収入》……………図 24-3

1年前と比べて、賃金収入が「変わらない」（48%）が最多で、「増えた」（25%）と「減った」（28%）がほぼ同数になった。賃金収入DIは下落傾向にある。

《勤め先の仕事の満足感》……………図 24-4

「満足」（28%）が、「不満」（18%）を上回った。仕事満足DIはほぼ横ばいである。

《仕事での不安・悩み》……………図 24-5

「将来の収入」への不安（51%）が突出。

～暮らし向きについて～

《世帯全体の収入》……………図 24-6

1年前と比べて、世帯全体の収入は、「変わらない」（51%）が最多であるが、「増えた」が減り、「減った」が増える傾向にある。世帯収入DIも下落している。

《生活の満足感》……………図 24-7 図 24-8

「満足」（28%）と「不満」（29%）の割合に差はない。仕事の満足感と生活の満足感に相関関係が見られ、男女別でも同様の傾向が確認できた。生活満足DIは横ばいである。

《暮らし向きに関連した不安・悩み》 図 24-9

「預貯金など資産の少なさ」、「自分や家族の健康」、「自分自身または配偶者の老後」が第1回調査から変わらず上位に。

総括

勤め先の経営状況が悪化し、賃金収入が下落し、世帯収支が悪化し、仕事や家庭で多くの不安や悩みを抱えるという厳しい状況を確認できた。県内勤労者は、自分たちを取り巻く個々の環境が悪化していると感じているが、そのような中であっても、それらを仕事や生活の現状として納得し、なんとか満足感を維持し続けようとする姿も捉えられた。

図 24-1 勤め先の現在の経営状況（1年前と比べて）

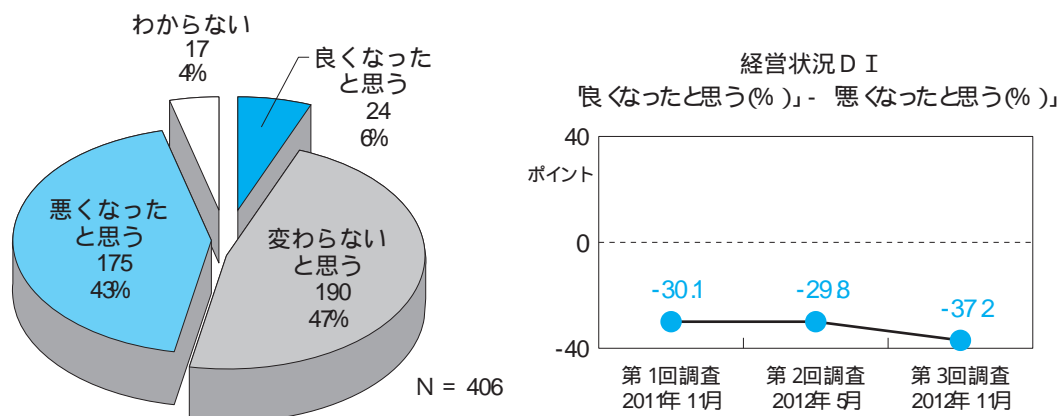


図 24-2 日常生活に関連した商品やサービスの価格（1年前と比べて）

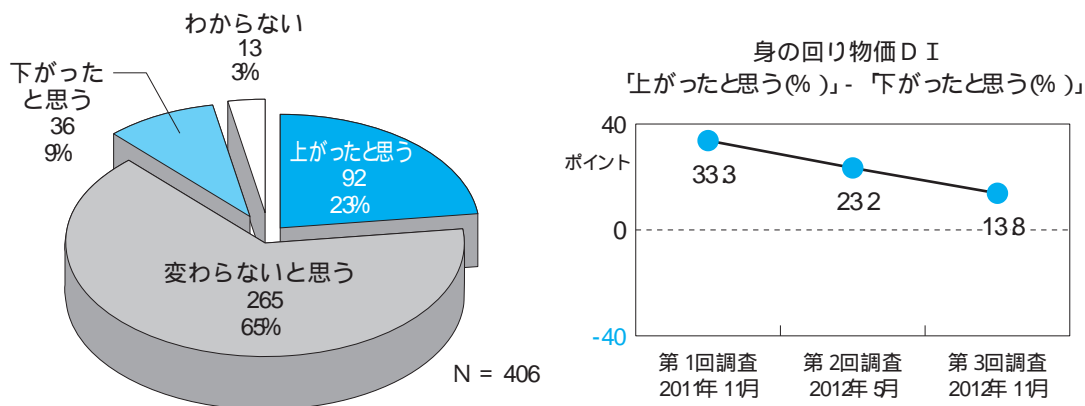


図 24-3 あなたの賃金収入（1年前と比べて）

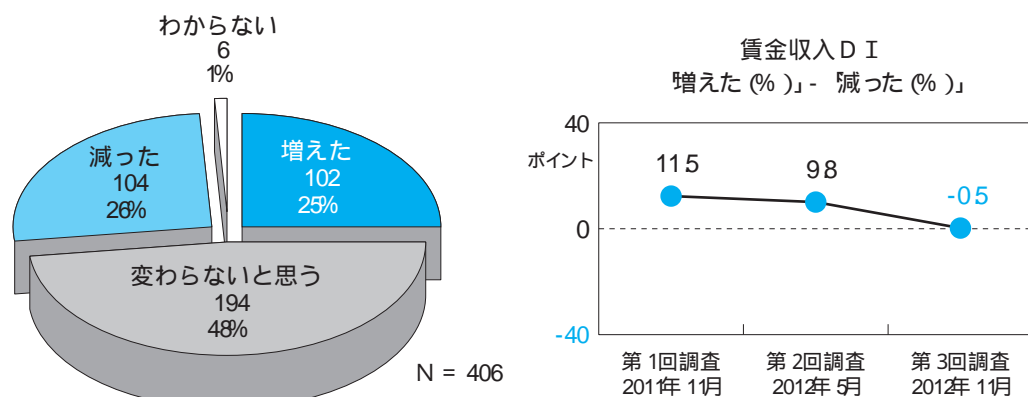


図 24-4 仕事の満足感

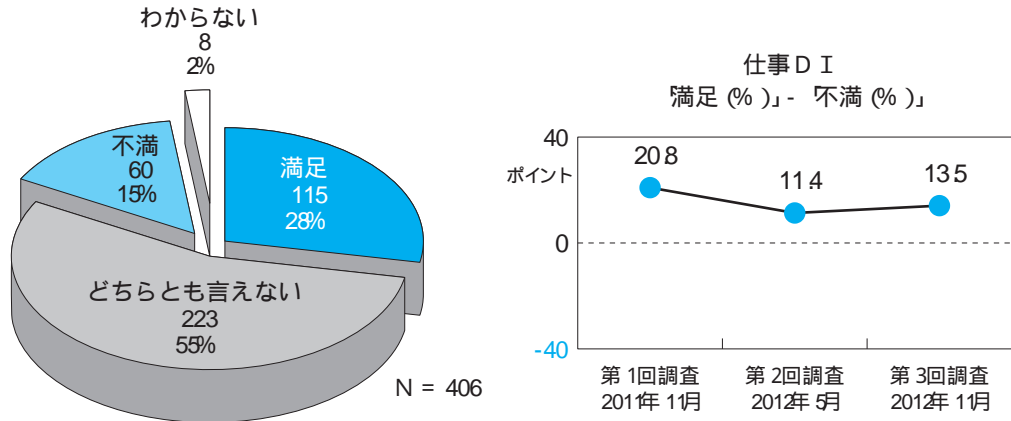


図 24-5 仕事に関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと (3つまで選択可)

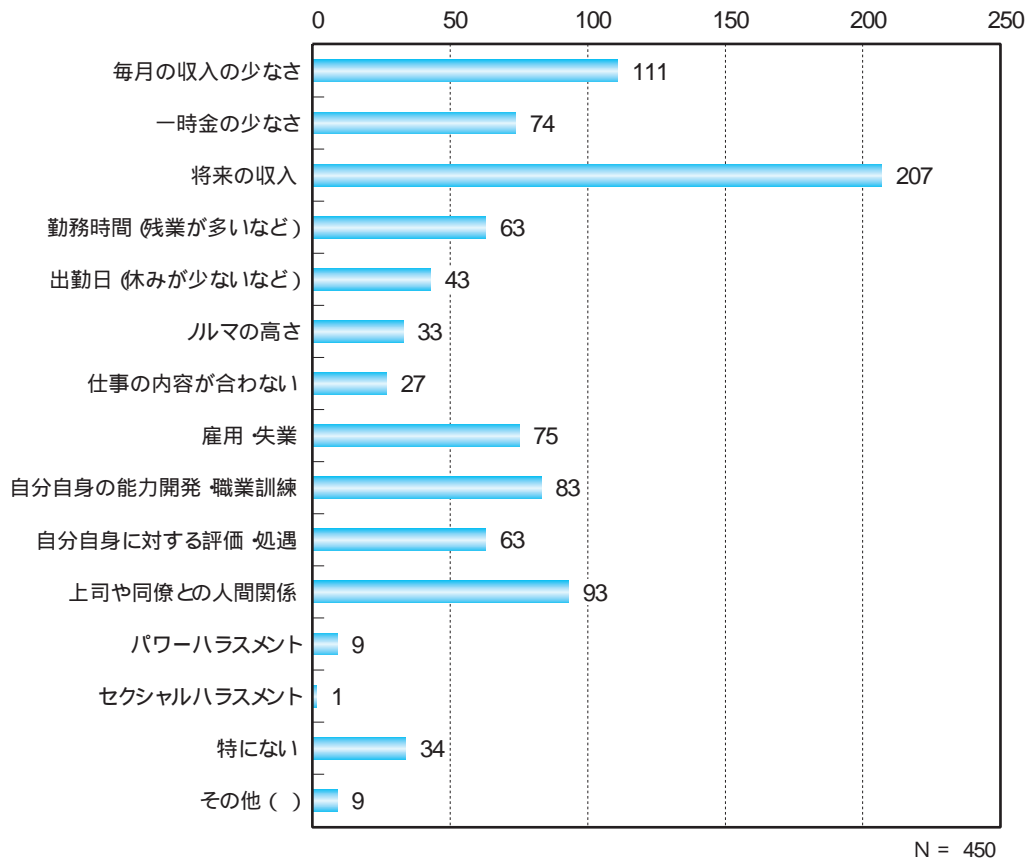


図 24-6 世帯全体の収入 (1年前と比べて)

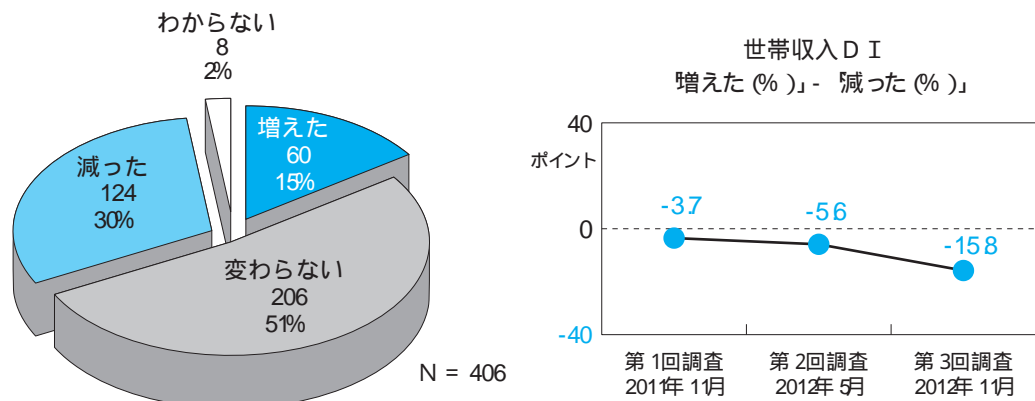


図 24-7 生活の満足感

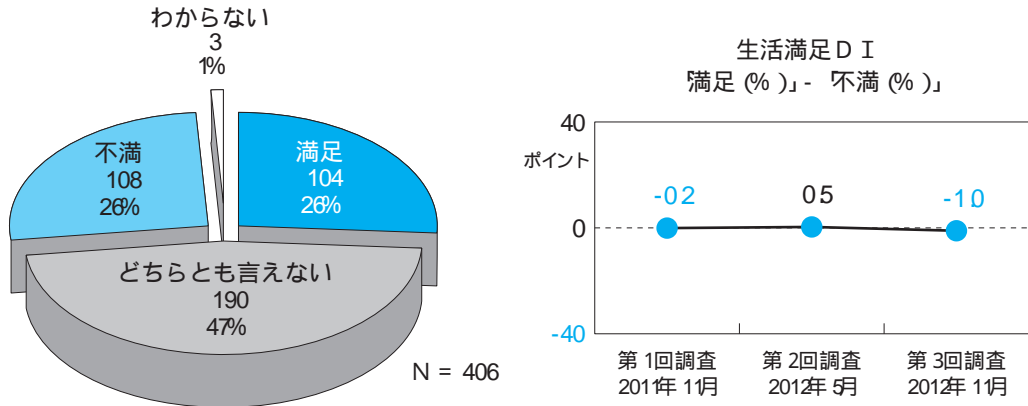


図 24-8 仕事の満足感と生活の満足感

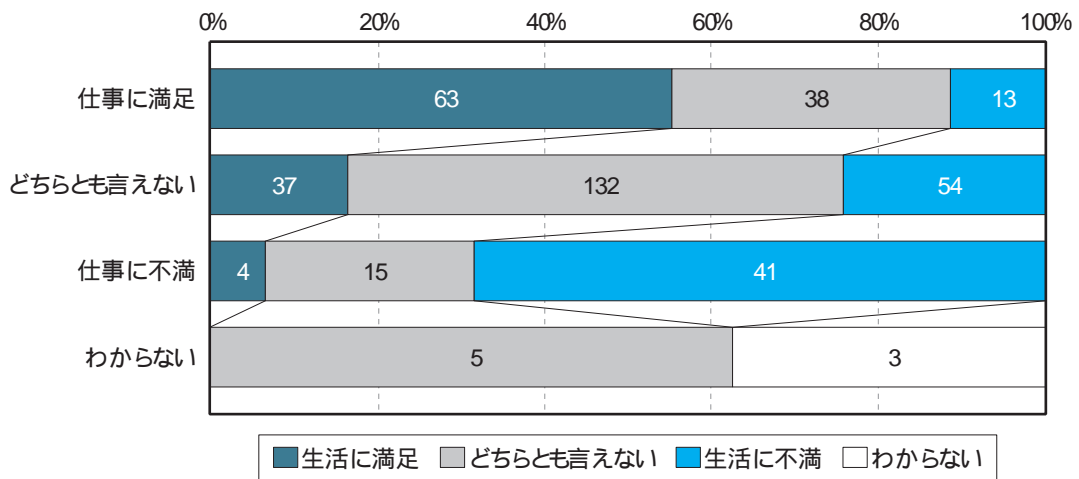
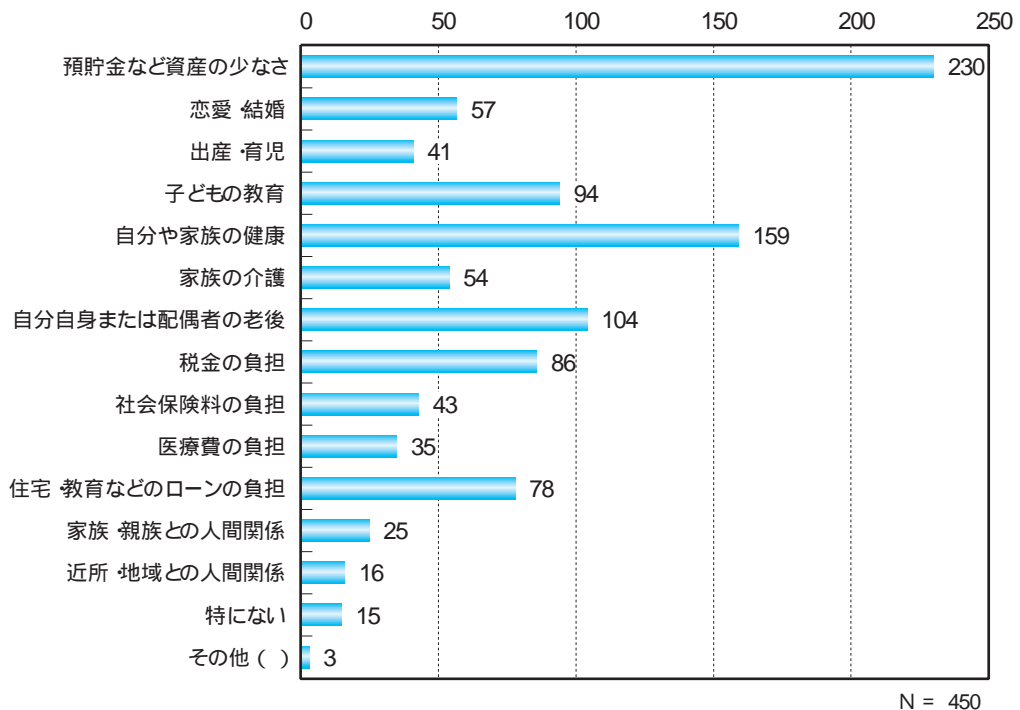


図 24-9 暮らし向きに関連して、この半年間に特に不安に思ったこと・悩んだこと (3 つまで選択可)



25 これからの日本の将来像をさぐる

2012年 11月に愛媛県労協が実施した第3回愛媛勤労者定期観測調査の特別調査では「これからの日本の将来像」について県内勤労者にお聞きした。

今回の調査においては、調査票 475枚のうち 406枚を回収し、分析に使用し得る有効回答は 406件であった。

調査は、《 社会保障政策について 雇用と生活問題について 失われた 20年と今後の日本の社会像について 》の3つを本調査の大きな柱とした。ここでは調査結果の概要について部分적으로ご紹介する。

(回答者属性)

全体	406人	100.0%	男性	289人	100.0%	女性	117人	100.0%
20歳代	69人	17.0%	20歳代	48人	16.6%	20歳代	21人	17.9%
30歳代	114人	28.1%	30歳代	87人	30.1%	30歳代	27人	23.1%
40歳代	124人	30.5%	40歳代	86人	29.8%	40歳代	38人	32.5%
50歳代	88人	21.7%	50歳代	60人	20.8%	50歳代	28人	24.0%
60歳以上	11人	2.7%	60歳以上	8人	2.8%	60歳以上	3人	2.6%

居住地	406人	100.0%	業種	406人	100.0%
東予	175人	43.1%	民間製造	165人	40.6%
中予	176人	43.3%	民間非製造	158人	38.9%
南予	52人	12.8%	公務員	43人	10.6%
その他	3人	0.7%	その他	40人	9.9%

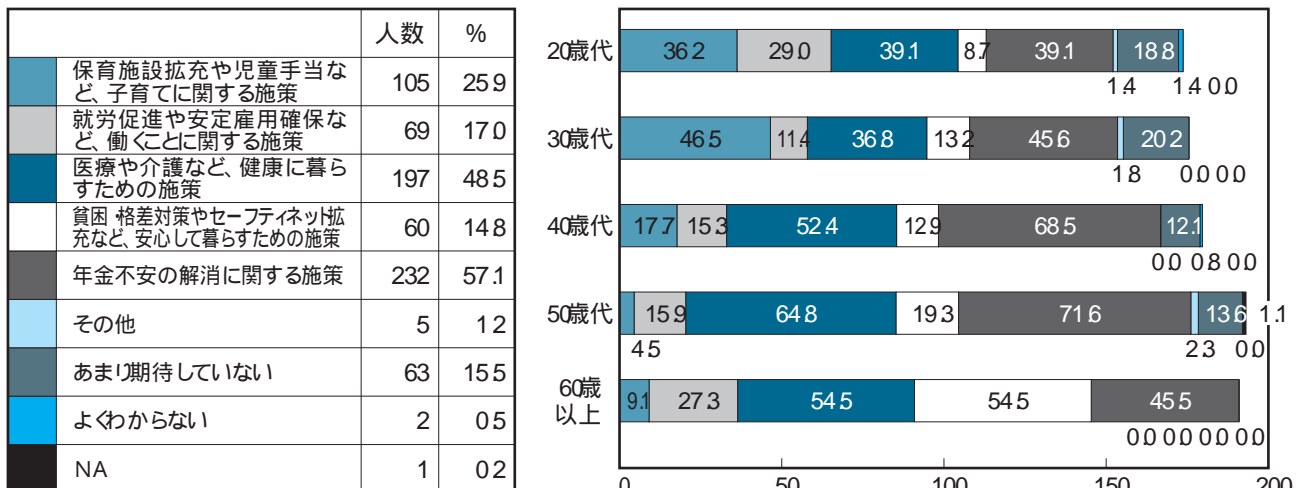
《社会保障政策について》

1. 社会保障と税の一体改革について期待すること

「年金不安の解消に関する施策」が 57.1%で最も多く、続いて「医療や介護など、健康に暮らすための施策」が 48.5%、「保育施設拡充や児童手当など、子育てに関する施策」が 25.9%で続いた。

年齢別にみると、「年金不安の解消に関する施策」と「医療や介護など、健康に暮らすための施策」については年齢層が高くなるにつれて増加する傾向がみられ、また「保育施設拡充や児童手当など、子育てに関する施策」については若年層、特に子育て真っ最中の世代である 30代で、特に多い回答が見られた。

図表 25-1 税と社会保障の一体改革について期待すること (年齢別・全体)



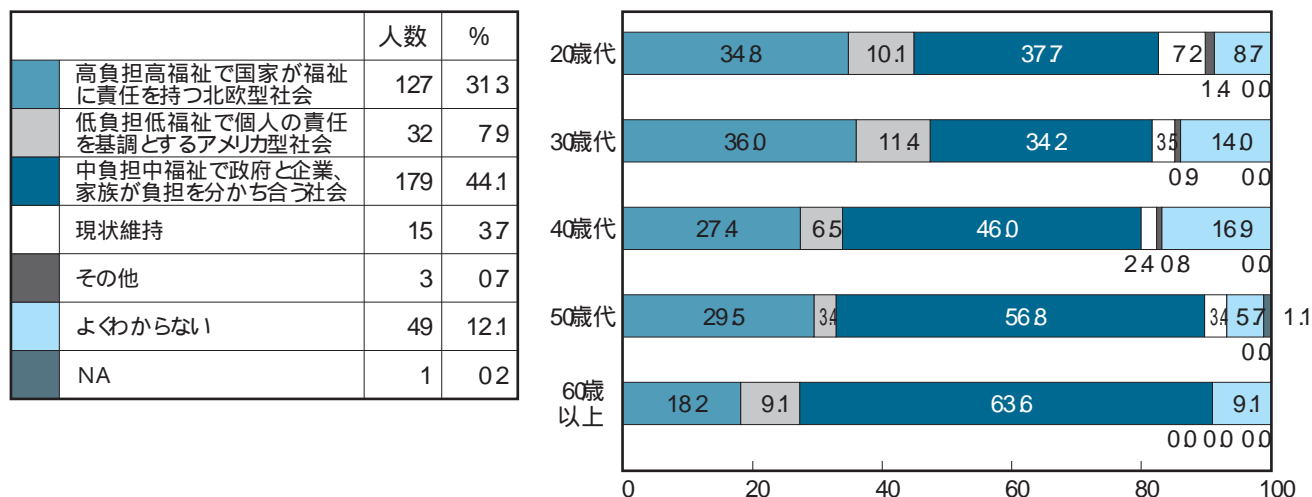
2. 国家福祉について目指すべき社会像

「中負担中福祉で政府と企業、家族が負担を分かち合う社会」が 44.1%で最も多く、「高負担高福祉で国家が福祉に責任を持つ北欧型社会」が 31.3%、「低負担低福祉で個人の責任を基調とするアメリカ型社会」が 7.9%と続いた。

年齢別にみると 40代、50代で「中負担中福祉で政府と企業、家族が負担を分かち合う社会」が、20代 30代よりも比較的多い傾向が見られる。

一方で、20代、30代は「高負担高福祉で国家が福祉に責任を持つ北欧型社会」が、40代 50代よりも比較的多い傾向が見られる。また、「低負担低福祉で個人の責任を基調とするアメリカ型社会」についても 40代、50代と比べ若干多い回答が得られている。

図表 25-2 福祉について目指すべき社会像（年齢別・全体）



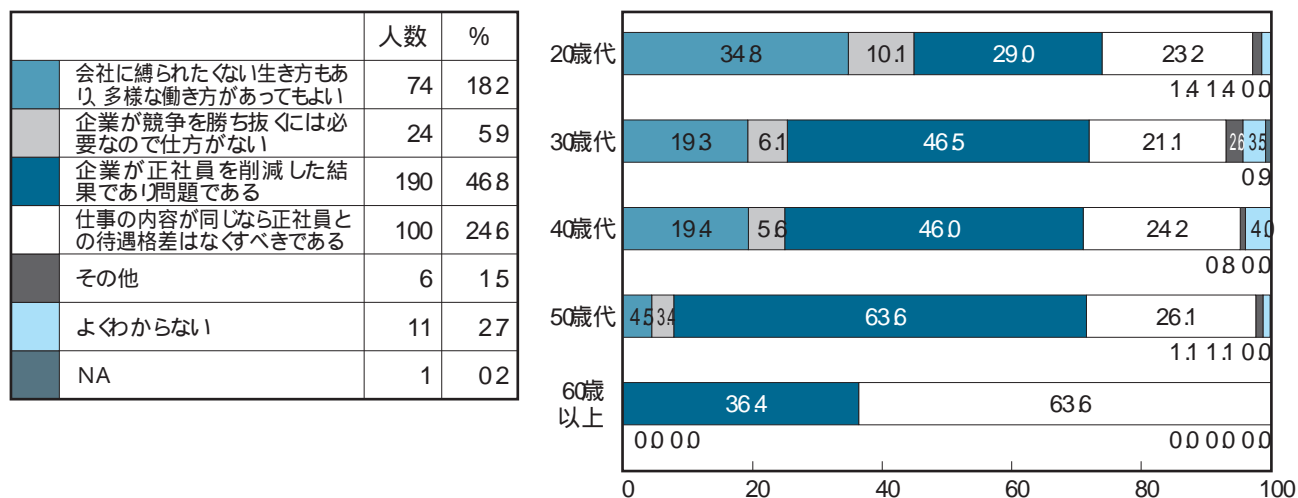
《雇用と生活問題について》

3. 非正規社員の働き方について

「企業が正社員を削減した結果であり問題である」が 46.8%と最も多く、「仕事の内容が同じなら正社員との待遇格差はなくすべき」が 24.6%、「会社に縛られたくない生き方もあり、多様な働き方があってもよい」が 18.2%と続いている。

年齢別にみると 20代の若年層の回答に特徴がみられ、「会社に縛られたくない生き方もあり、多様な働き方があってもよい」「企業が競争を勝ち抜くには必要なので仕方がない」といった非正規労働を一定の部分で肯定する回答が多くみられ、全体では最も多くなった「企業が正社員を削減した結果であり問題である」は 29.0%と相対的に少なくなった。しかしながら、「仕事の内容が同じなら正社員との待遇格差はなくすべき」の回答については他の年齢層と同等の回答が得られており、一概に非正規労働の実態全てを肯定的に捉えているとも言えない。

図表 25-3 非正規社員の働き方について（年齢別・全体）

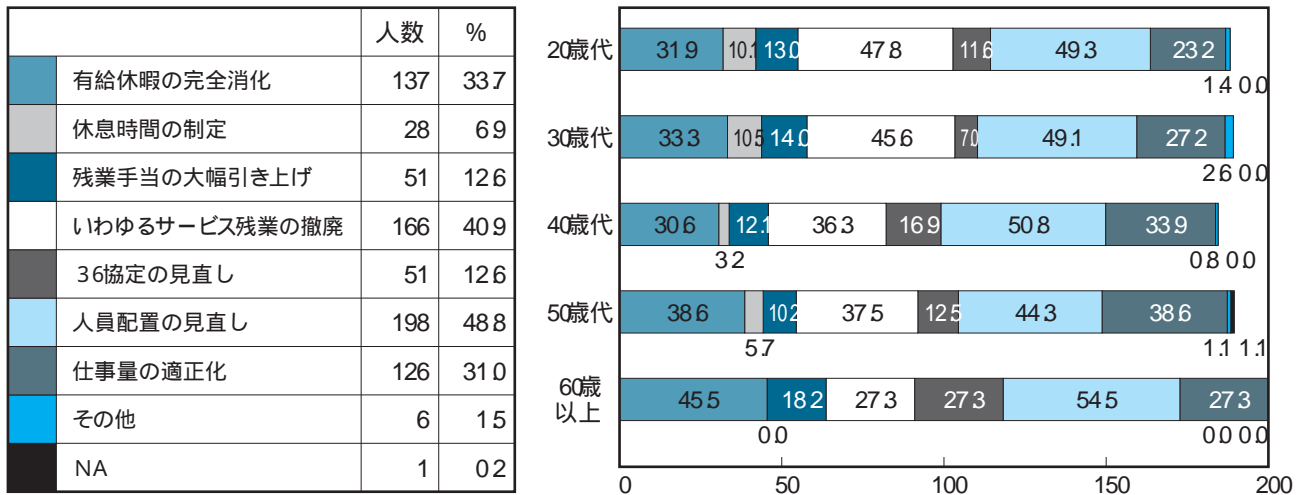


4. 労働時間の適正化のために必要なこと

「人員配置の見直し」が 48.8%と最も多く、「サービス残業の撤廃」が 40.9%、「有給休暇の完全消化」が 33.7%と続いている。

年齢別にみると 20代 30代で「サービス残業の撤廃」が、40代 50代よりも 10ポイント前後多い回答となっている。一方、40代 50代では「仕事量の適正化」が、20代 30代よりも 10ポイント前後多い回答となっている。

図表 25-4 労働時間の適正化のために必要なこと（年齢別・全体）

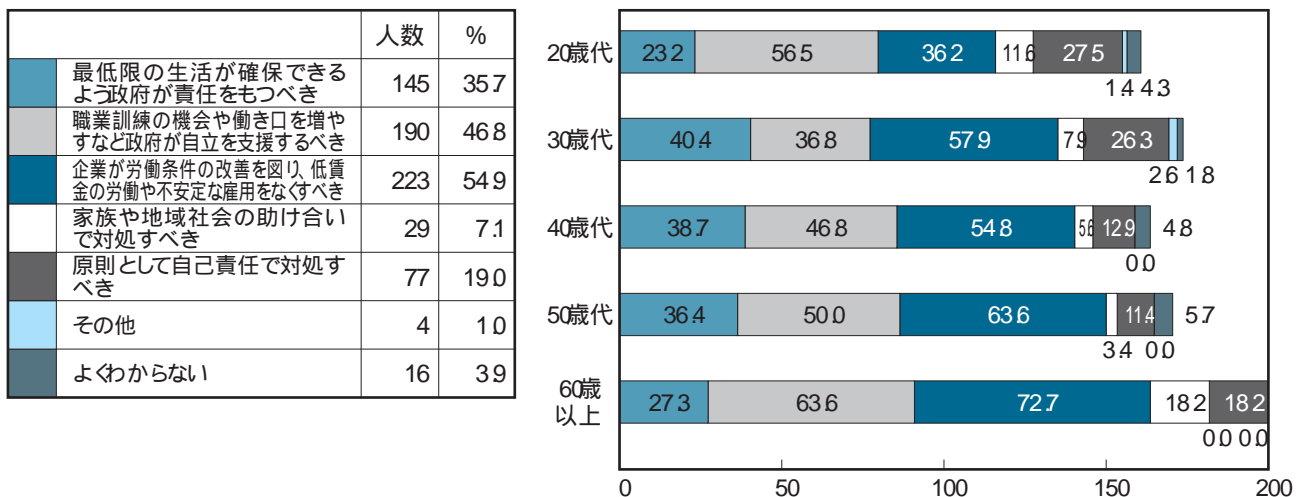


5. 格差・貧困問題への望ましい対応策

「企業が労働条件の改善を図り、低賃金の労働や不安定な雇用をなくすべき」が 54.9%で最も多く、「職業訓練の機会や働き口を増やすなど政府が自立を支援すべき」が 46.8%、「最低限の生活が確保できるように政府が責任をもつべき」が 35.7%と続いている。

年齢別にみると、20代において「職業訓練の機会や働き口を増やすなど政府が自立を支援すべき」の回答が他の年齢層より多く、また「原則として自己責任で対処すべき」の回答は 20代 30代で多い結果となった。若年層では、格差・貧困問題に対して自助努力を求める意見が比較的強いことがうかがえる。

図表 25-5 格差・貧困問題への望ましい対応策（年齢別・全体）



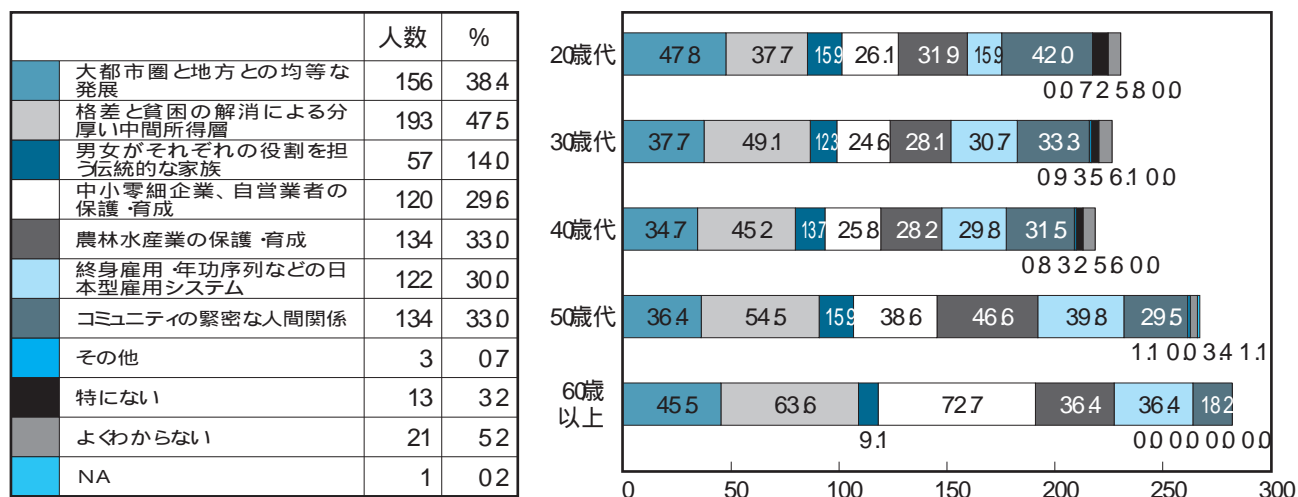
《失われた 20年と今後の日本の社会像について》

6. 日本社会の特徴として維持させたい・復活させたいもの

「格差と貧困の解消による分厚い中間所得層」が 47.5%でもっと多く、「大都市圏と地方との均等な発展」で 38.4%、「農林水産業の保護・育成」が 33.0%、「コミュニティの緊密な人間関係」が 33.0%、「終身雇用・年功序列などの日本型雇用システム」が 30.0%、「中小零細企業、自営業者の保護・育成」が 29.6%と続いている。

年齢別に見ると、20代で特徴的な点が見られ「格差と貧困の解消による分厚い中間所得層」は他の年齢層より 10ポイント以上低く、またかつての分厚い中間層を形成する要因となった「終身雇用・年功賃金などの日本型雇用システム」についても 10ポイント以上低くなっている。一方「大都市圏と地方の均等な発展」と「コミュニティの濃密な人間関係」については、他の年齢層より 10ポイント近く多い回答がみられている。

図表 25-6 日本社会の特徴として維持したい・復活させたいもの（年齢別・全体）



7. 目指すべき社会像を実現するために期待する社会勢力

本調査はまさに解散総選挙が行われる直前（2012年 11月段階）にアンケート調査を実施している。よって 2012年 11月段階での選択肢内容としてお読みとりたい。

「労働組合などの社会運動団体」が 29.1%で最も多く、「最近結成された第 3 極といわれる新しい政治勢力」が 26.1%、「現政権を担っている政治勢力」が 18.5%と続いている。

年齢別に見ると、「最近結成された第 3 極といわれる新しい政治勢力」が全ての年齢層で 25%超の回答となっており政治勢力では最多の回答となっている。「現政権を担っている政治勢力」がそれに続くこととなっているが、20代においては「前政権にあった保守を中心とする政治勢力」と拮抗している。

「労働組合などの社会運動団体」については 30代、50代で回答が多い結果となった。

図表 25-7 目指すべき方向に進んでいくために期待する社会勢力（年齢別・全体）

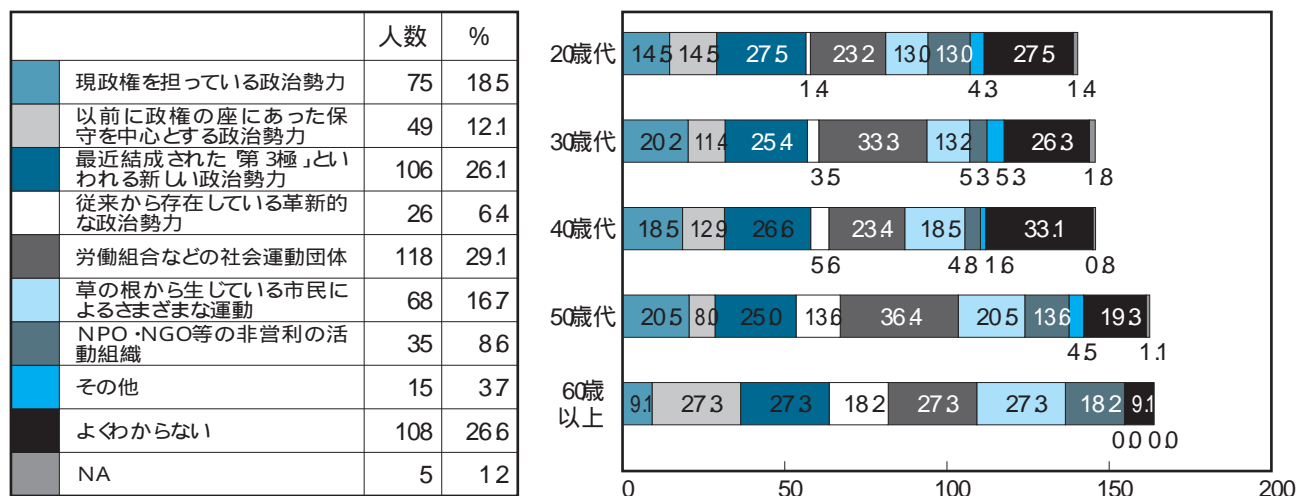


図 表 一 覧

図 2	愛媛の業況判断の長期的推移	5頁
表 2	全国と愛媛の主要経済指標	6頁
表 3-1	愛媛の就業者数（従業上の地位別）.....	7頁
表 3-2	愛媛の男女別年齢5歳階級別の就業・雇用状況	8頁
表 3-3	愛媛の男女別年齢5歳階級別従業上の地位	8頁
図 3	愛媛の男女別年齢5歳階級別従業上の地位	8頁
図 4-1	愛媛の中小企業の経営上のあい路	9頁
図 4-2	愛媛の中小企業の経営状況	10頁
図 4-3	愛媛の中小企業の今後の経営方針	10頁
図 4-4	東日本大震災による経営への影響（上位3項目）.....	10頁
図 4-5	労働組合の組織状況	10頁
表 4-1	愛媛の中小企業的女性常用労働者比率（2011年）.....	10頁
表 4-2	愛媛の中小企業のパートタイム労働者比率（2011年）.....	10頁
図 5	愛媛の春季賃上げの推移（連合愛媛全体集計結果より）.....	11頁
表 5-1	連合愛媛の賃上げ集計（全体・加重平均）.....	12頁
表 5-2	連合愛媛の賃上げ集計（地場・加重平均）.....	12頁
表 5-3	全国の賃上げ状況（連合集計）.....	12頁
表 5-4	全国主要企業春季賃上げ状況の推移（厚生労働省集計）.....	12頁
表 6-1	毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別現金給与額（2011年）.....	13頁
図 6	愛媛の名目賃金指数と前年比・前年同月比の推移	14頁
表 6-2	愛媛の雇用形態別にみた1人平均月間現金給与額（2011年）.....	14頁
図 7	時間賃金と女性パート賃金・地域別最賃の都道府県別比較（2011年）.....	15頁
表 7	都道府県別にみた時間賃金率の比較	16頁
図 8	愛媛の企業規模別年間賃金の推移（男性労働者）.....	17頁
表 8-1	愛媛の企業規模別・年齢別賃金格差（2011年・男性労働者・産業計）.....	18頁
表 8-2	年間賃金でみた愛媛の企業規模別賃金格差の推移	18頁
表 9-1	愛媛と全国の男女間賃金格差の推移	19頁
図 9	愛媛の年齢別所定内賃金の男女格差（2011年）.....	20頁
表 9-2	愛媛の年齢別賃金の男女間格差（2011年）.....	20頁
図 10-1	愛媛のパートタイマー女性労働者の時間賃金の推移	21頁
表 10-1	愛媛のパートタイム女性労働者の時間賃金	22頁
表 10-2	都道府県別にみたパートタイム女性労働者の時間賃金と地域間格差	22頁
表 10-3	正規・非正規別の賃金実態（全国結果）	22頁
図 10-2	年齢階級別にみる正規・非正規の賃金カーブ（全国結果）	22頁
図 11	一般労働者の賃金と地域別最低賃金の時間額比較（2011年水準）.....	23頁
表 11-1	地域別最低賃金 引き上げ額の推移	24頁
表 11-2	2012年度地域別最低賃金改定状況	24頁
図 12	個別賃金要求における賃金プロット図のイメージ	25頁
表 12	愛媛の賃金構造（男性労働者・2011年ベース）.....	26頁
図 13	連合愛媛中小地場（299人以下）の賃金水準比較.....	28頁
表 13-1	連合愛媛 2013年度地域ミニマム設定値	28頁
表 13-2	連合愛媛年齢別賃金特性値表（299人以下・地場・男女計）	29頁
表 13-3	連合愛媛年齢別賃金特性値表（全体・男女計）.....	30頁

図 14- 1 愛媛における一般労働市場の推移	31頁
表 14 愛媛における一般労働市場の推移	32頁
図 14- 2 地域別に見た有効求人倍率の推移	32頁
図 15- 1 愛媛県の就業・失業状況	33頁
表 15- 1 愛媛県の就業・失業状況	34頁
表 15- 2 雇用形態別就業者（全国）.....	34頁
表 15- 3 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）.....	34頁
図 15- 2 国勢調査にみる愛媛の雇用者の従業上の地位（男女別）.....	34頁
図 16 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	35頁
表 16- 1 愛媛の雇用者数・組合員数と組織率の推移	36頁
表 16- 2 愛媛の組合規模別の組合数及び組合員数	36頁
表 16- 3 全国の企業規模別（民間）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）.....	36頁
表 16- 4 全国のパートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）.....	36頁
表 17- 1 毎月勤労統計調査でみる愛媛の産業別月間労働時間と出勤日数（201年）.....	37頁
図 17- 1 愛媛の労働時間指数と前年比・前年同月比の推移	38頁
表 17- 2 愛媛の平均月間労働時間の推移	38頁
図 17- 2 愛媛の雇用形態別にみた年間総労働時間の推移	38頁
表 18- 1 愛媛の産業別・男女別にみた労働時間（201年）.....	39頁
表 18- 2 愛媛の中小企業の週所定労働時間（201年）.....	40頁
表 18- 3 愛媛の中小企業の月平均残業時間（201年）.....	40頁
図 18 愛媛の中小企業の月平均残業時間（201年）.....	40頁
表 18- 4 愛媛の中小企業の有給休暇取得状況（201年）.....	40頁
表 19- 1 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（100万円以上）.....	41頁
図 19 愛媛の業種別賃金不払い残業是正事案の推移（100万円以上）.....	42頁
表 19- 2 愛媛の賃金不払い残業に係る遡及是正状況（10万円以上）.....	42頁
表 19- 3 全国の不払い残業是正指導結果の推移	42頁
図 20 愛媛県内市町別高齢者人口（65歳以上）の割合（2012年4月現在）.....	43頁
表 20 都道府県別高齢者人口（65歳以上）の割合（201年）.....	44頁
表 21- 1 愛媛の要介護（要支援）認定者数の推移	45頁
表 21- 2 中四国の県別にみた要介護（要支援）認定者数（2012年4月末現在）.....	46頁
表 21- 3 愛媛県内市町別にみた要介護（要支援）認定者数（2012年4月末現在）.....	46頁
表 22 松山市の消費者物価指数	47頁
図 22- 1 松山市の総合物価指数（生鮮食品を除く）の推移	47頁
図 22- 2 デフレ経済下での物価、賃金、労働者の生活（全国）.....	47頁
表 23- 1 大学にかかる年間学費	48頁
表 23- 2 大学4年間にかかる総費用（学費＋生活費）の平均	48頁
表 23- 3 保育園から高校までにかかった教育費	48頁
図 23 在学費用の年収に対する割合	48頁
愛媛の勤労者の景況感とくらし（第3回 愛媛勤労者定期観測調査）関連図表.....	49頁より
これからの日本の将来像をさぐる 関連図表	53頁より

2013年 えひめ生活白書

2013年2月発行

編集発行 **一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会**
えひめ勤労者生活情報センター

愛媛県松山市宮田町125番地2

TEL (089) 933-2871 FAX (089) 947-5616

URL <http://ehime.rofuku.net/>

印刷所 有限会社ウエストコピー

2013年 えひめ生活白書

一般社団法人 愛媛県労働者福祉協議会
えひめ勤労者生活情報センター

〒790-0066 松山市宮田町125番地2
TEL 089-933-2871
FAX 089-947-5616